



第 753 号

発行所 新潟市役所
新潟市学校町通1番町602番地1
発行人 新潟市長 篠田 昭
毎月 15日 発行
(発行定日が休日に当
たるときは繰り下げ)
印刷所 長 谷 川 印 刷
新潟市小針1丁目11番8号
金2,318円(税込)

目 次

規 則		
242	新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則	3
243	新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	5
訓 令		
33	新潟市庁用自動車の管理及び運営に関する規程の一部を改正する規程	7
告 示		
405	認可地縁団体の告示変更	7
406	認可地縁団体の告示変更	7
407	認可地縁団体の告示変更	7
408	認可地縁団体の告示変更	8
409	認可地縁団体の告示変更	8
410	認可地縁団体の告示変更	8
411	認可地縁団体の告示変更	8
412	認可地縁団体の告示変更	8
413	認可地縁団体の告示変更	9
414	市道路線の認定について	9
415	市道路線の廃止について	11
416	市道区域の決定について	12
417	市道路線の供用開始について	14
418	市道区域の変更について	15
419	予算の要領について	15
420	予算の要領について	17
421	決算の要領について	34
422	消防事務の受託の廃止について	68
423	一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について	68
424	教育に関する事務の受託の廃止について	68
425	新潟地域広域市町村圏協議会の廃止について	68
426	新潟市・巻町合併協議会の廃止について	68
427	住民票の職権消除について	68
428	指定管理者の指定について	69
429	市道路線の供用開始について	69
430	事務の委託の廃止について	69
431	放置自転車等の撤去・保管について	69
432	新潟市営住宅の利便性係数について	70
433	新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について	70
434	悪臭防止法に基づく規制地域の改正について	70
435	騒音規制法に基づく規制地域の一部改正について	70
436	騒音規制法に基づく規制地域の一部改正について	71
437	騒音規制法に基づく規制地域の一部改正について	71
438	市道区域の名称変更について	71
439	市道路線の供用開始について	72
440	市道路線の名称変更について	72
441	「新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則第10条第1項第3号に規定する施設について」の一部改正について	100
442	都市公園の供用開始について	100
443	公示送達書	101
444	身元不明人の死亡について	101
445	公示送達書	101
446	新潟市農用地利用集積計画について	101
447	住宅表示を実施する区域及び期日等について	101
448	住宅表示の実施による町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更について	101
449	新潟市農用地利用集積計画について	102
449の2	新潟市農用地利用集積計画について	102
450	公示送達書	102
451	公示送達書	102
452	新潟県西部広域消防事務組合からの脱退について	102
453	公示送達書	102

454	公示送達書	102
455	公示送達書	102
456	住民票の職権消除について	102
457	自動車臨時運行許可番号標の失効について	103
458	放置自転車等の撤去、保管について	103
459	放置自転車等の撤去、保管について	103
460	下水道事業受益者負担金を賦課しようとする区域の変更について	103
461	結核予防法による医療機関の指定について	104
462	結核予防法による医療機関の辞退について	104
463	新潟市情報公開条例第14条による情報の公開の実施状況について	104
464	市道区域の変更について	105
465	住民票の職権消除について	105
466	生活保護法による介護機関の指定申請について	105
467	生活保護法による介護機関の廃止届について	105
468	生活保護法による介護機関の変更について	106
469	生活保護法による医療機関の指定申請について	106
470	生活保護法による医療機関の廃止届について	106
471	生活保護法による医療機関の変更について	107
教育長訓令		
3	新潟市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程	107
選挙管理委員会訓令		
6	公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程	108
選挙管理委員会告示		
70	選挙人名簿の引継ぎについて	109
71	在外選挙人名簿の引継ぎについて	109
72	農業委員会選挙人名簿の引継ぎについて	109
73	新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の引継ぎについて	109
74	検察審査員候補者の予定者選定のくじについて	109
75	選挙を行うべき事由の発生について	109
76	投票用紙の色及び文字の色について	110
77	選挙人名簿登録の移替え延期について	110
78	選挙人名簿登録の登録基準日及び縦覧の場所等について	110
79	ポスター掲示場の設置場所等について	110
80	不在者投票事務を取り扱う場所について	110
81	選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う	

	場所について	110
82	新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧について	111

農業委員会告示

11	10月定例農地部会の招集について	111
----	------------------	-----

東農業委員会告示

9	10月定例総会の招集について	111
---	----------------	-----

南農業委員会告示

11	10月定例農地部会の招集について	111
----	------------------	-----

北農業委員会告示

9	10月定例総会の招集について	112
---	----------------	-----

西農業委員会告示

10	10月定例農地部会の招集について	112
----	------------------	-----

巻農業委員会規則

1	新潟市巻農業委員会会議規則	112
2	新潟市巻農業委員会公印規則	113
3	新潟市巻農業委員会聴聞規則	114

巻農業委員会規程

1	新潟市巻農業委員会規程	114
2	新潟市巻農業委員会選挙事務取扱規程	115
3	新潟市巻農業委員会部会委員互選規程	115
4	新潟市巻小作料協議会設置規程	117
5	新潟市巻農業委員会事務局規程	117
6	新潟市巻農業委員会被服貸与規程	119
7	新潟市情報公開条例施行規程	119
8	新潟市個人情報保護条例施行規程	119
9	新潟市巻農業委員会電子計算機処理管理運営規程	119

巻農業委員会告示

1	新潟市巻農業委員会の招集について	120
2	新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について	120
3	新潟市個人情報保護条例第7条第3項第5号の規定に基づく類型について	121
4	10月定例総会の招集について	121

水道局管理規程

42	新潟市水道局公印規程の一部を改正する規程	121
43	新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程	121
44	新潟市給水条例施行規程の一部を改正する規程	122
45	新潟市指定給水装置工事事業者規程の一部	

	を改正する規程	122
46	新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会 規程の一部を改正する規程	122
49	新潟市水道局巻浄水場自家用電気工作物保 安規程	122
50	新潟市水道局巻取水場自家用電気工作物保 安規程	127

水道局告示

40	新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃 止について	132
----	------------------------------	-----

41	新潟市指定給水装置工事事業者の指定について	132
42	既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領の全部を改正する要領の制定について	133
人事行政の運営状況		
	人事行政の運営状況の公表	133

規則

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月27日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第242号

新潟市漁港管理条例施行規則の一部を改正する
規則

新潟市漁港管理条例施行規則（昭和46年新潟市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第10条中「別記第9号様式」の次に「又は別記第9号様式の2」を加える。

別記第9号様式の次に次の1様式を加える。

別記第9号様式の2 (第10条関係)

入 出 港 届 (国際航海従事船舶用)

GENERAL DECLARATION

		到着 Arrival	出発 Departure
1 船舶の名称, 種類及び信号符字 Name, Type and Call Sign of ship		2 到着港/出発港 Port of arrival/departure	3 到着日時/出発日時 Date-time of arrival/departure
4 船舶の国籍 Nationality of ship	5 船長の氏名 Name of Master	6 前寄港地/次寄港地 Port arrived from/Port of destination	
7 船籍港, 登録年月日※及び船舶番号 Certificate of registry (Port; Date※; Number)		8 船舶の代理人の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's agent 船舶の運航者の氏名又は名称及び住所 Name and address of ship's Operator	
9 総トン数 Gross tonnage	10 純トン数 Net tonnage		
11 港における船舶の位置 (停泊地) Position of the ship in the port (berth or station)			
12 航海に関する簡潔な細目 (寄港地及び寄港予定地。積載されたままの貨物が荷揚げされる予定の港に下線を付す。) Brief particulars of voyage (previous and subsequent ports of call; underline where remaining cargo will be discharged)			
13 貨物に関する簡潔な記述 Brief description of the cargo			
14 乗組員の数 (船長を含む。) Number of crew (incl. master)	15 旅客の数 Number of passengers	16 備考 Remarks	
添付書類の枚数※ Attached document※ (Indicate number of copies)			
17 積荷目録 Cargo Declaration	18 船用品目録 Ship's Stores Declaration		
19 乗組員名簿 Crew List	20 旅客名簿 Passenger List	21 日付及び船長又は委任を受けた代理人若しくは船舶の職員による署名 Date and signature by master, authorized agent or officer	
22 乗組員携帯品申告書 Crew's Effects Declaration	23 検疫申告書 Maritime Declaration of Health		

当局記入欄 For official use

24 内航船舶

注1 ※の付されている項目については, 記入不要。

2 傷病者を緊急の治療のために上陸させる目的で寄港し, 直ちに出発する意図を有する船舶については, 8欄のうち「船舶の運航者の氏名又は名称及び住所」の記入不要。

3 24欄には, 内航船舶に該当する場合のみチェックを付すこと。

Note 1 It is not necessary to fill in the item marked “※”

2 With regard to ships calling at ports in order to put ashore sick or injured persons for emergency medical treatment and intending to leave gain immediately, it is not necessary to fill in “Name and address of ship's Operator” of the column “8”

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市規則第243号

新潟市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市火災予防条例施行規則（昭和37年新潟市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条第1項第5号、条例第11条第3項」を「第8条の3第1項及び第3項において準用する条例第11条第1項第5号、条例第11条第1項第5号、条例第11条第3項」に、「第31条の2第1号、条例第33条第2項において準用する条例第31条の2第1号、条例第34条第5号」を「第31条の2第2項第1号、条例第33条第3項において準用する条例第31条の2第2項第1号、条例第34条第2項第1号」に改める。

別表中

11条1項5号 及び3項 12条2項及び 3項 13条2項及び 4項	変電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の標識
---	-----------------------	---------

を

8条の3第1 項及び3項 11条1項5号 及び3項 12条2項及び 3項 13条2項及び 4項	燃料電池発電設備 変電設備 発電設備 蓄電池設備	である旨の標識
--	-----------------------------------	---------

に、

「31条の2第1号」を「31条の2第2項1号」に、「33条第2項」を「33条第3項」に、「34条第5号」を「34条第2項1号」に改める。

別記様式第1号（裏）中

用 途		構 造			
種別 階別	床面積 ㎡	用 途	消防用設備等の概要		
			消火設備	警報設備	避難設備
階					
階					
階					
階					
階					
階					
階					
計					

を

用 途			構 造				
種別 階別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概 要
			消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施 設	
階							
階							
階							
階							
階							
階							
階							
計							

に改める。

別記様式第1号の2を次のように改める。

別記様式第1号の2（第3条関係）

防火対象物棟別概要追加書類											
用途	種別	床面積 ㎡	用途	消防用設備等の概要				特殊消防用 設備等の 概要	用途	種別	床面積 ㎡
				消火設備	警報設備	避難設備	消火活動 上必要な 施設				
防火対象物棟別概要（第 号）	階別										
	階										
	階										
	階										
	階										
	階										
	計										
防火対象物棟別概要（第 号）											
防火対象物棟別概要（第 号）	階別										
	階										
	階										
	階										
	階										
	階										
	計										

別記様式第2号中

「消防用設備等」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等」

に改める。

別記様式第3号中

「発電設備
変電設備 設置届出書 を
蓄電池設備」

「燃料電池発電設備
発電設備 設置届出書 に、
変電設備
蓄電池設備」

「消防用設備等」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等」

に改め、同様式備考4中「定格容量の欄には」の次に「燃料電池発電設備」を加える。

別記様式第9号中

「消防用設備等の概要」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要」

に改める。

別記様式第14号中

「消防用設備等の概要」を「消防用設備等又は特殊消防用設備等の概要」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「第31条の2第1号、条例第33条第2項において準用する条例第31条の2第1号、条例第34条第5号」を「第31条の2第2項第1号、条例第33条第3項において準用する条例第31条の2第2項第1号、条例第34条第2項第1号」に改める部分に限る。）及び別表の改正規定（「31条の2 1号」を「31条の2 2項1号」に、「33条2項」を「33条3項」に、「34条5号」を「34条2項1号」に改める部分に限る。）は、平成17年12月1日から施行する。

訓 令

新潟市庁用自動車の管理及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月4日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第33号

新潟市庁用自動車の管理及び運営に関する規程の一部を改正する規程

新潟市庁用自動車の管理及び運営に関する規程（昭和43年新潟市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「別表第1（第2条及び第8条関係）」を「別表第1（第2条、第8条関係）」に改め、同表に次のように加える。

「 巻支所総務課 」

別表第2中之口支所の項の次に次のように加える。

「 巻支所 巻支所総務課長 」

別表第3中之口支所の項の次に次のように加える。

「 巻支所 」

別表第4(1)の表中之口支所の項の次に次のように加える。

「 巻支所 」

別表第4(2)の表に次のように加える。

「 巻支所 」

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

告 示

新潟市告示第405号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- | | |
|-----------|---|
| 1 名 称 | 亀田西町第3区町内会 |
| 2 変 更 事 項 | 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略) |
| 3 変更の年月日 | 平成13年4月15日 (代表者変更) |

平成16年4月11日 (代表者変更)
平成16年5月10日 (代表者変更)
平成17年3月21日 (所在地、住所、
名称変更)
4 変 更 の 理 由 総会の議決による代表者の変更
合併による事務所の所在地、代表
者の住所、団体の名称の変更

新潟市告示第406号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- | | |
|-------------|---|
| 1 名 称 | 亀田第四区町内会 |
| 2 変 更 事 項 | 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略) |
| 3 変更の年月日 | 平成15年4月6日 (代表者変更)
平成17年3月21日 (所在地、住所
変更)
平成17年4月10日 (名称変更) |
| 4 変 更 の 理 由 | 総会の議決による団体の名称、代
表者の変更
合併による事務所の所在地、代表
者の住所の変更 |

新潟市告示第407号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- | | |
|-------------|---|
| 1 名 称 | 亀田第7区町内会 |
| 2 変 更 事 項 | 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略) |
| 3 変更の年月日 | 平成12年4月1日 (代表者変更)
平成14年4月1日 (代表者変更)
平成16年4月1日 (代表者変更)
平成17年3月21日 (所在地、住所
変更)
平成17年4月24日 (名称変更) |
| 4 変 更 の 理 由 | 総会の議決による団体の名称、代
表者の変更
合併による事務所の所在地、代表 |

者の住所の変更

新潟市告示第408号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 亀田第20区町内会
- 2 変 更 事 項 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の住所 (省 略)
- 3 変更の年月日 平成17年3月21日(所在地、住所変更)
平成17年4月1日(名称変更)
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による団体の名称の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所の変更

新潟市告示第409号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 亀田第23区町内会
- 2 変 更 事 項 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の住所 (省 略)
- 3 変更の年月日 平成17年3月21日(所在地、住所変更)
平成17年3月26日(名称変更)
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による団体の名称の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所の変更

新潟市告示第410号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 亀田第26区町内会
- 2 変 更 事 項 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の氏名 (省 略)

及び住所 (省 略)

- 3 変更の年月日 平成12年4月1日(代表者変更)
平成17年3月21日(所在地、住所変更)
平成17年4月1日(名称、代表者変更)
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による団体の名称、代表者の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所の変更

新潟市告示第411号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 亀田手代山40区町内会
- 2 変 更 事 項 団体の名称及び事務所の所在地
(省 略)
代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
- 3 変更の年月日 平成12年2月6日(代表者変更)
平成14年2月3日(代表者変更)
平成15年11月4日(住居表示)
平成17年2月6日(名称、代表者変更)
平成17年3月21日(所在地、住所変更)
- 4 変 更 の 理 由 総会の議決による団体の名称、代表者の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所変更

新潟市告示第412号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新潟市長 篠田 昭

- 1 名 称 茅野山第41区自治会
- 2 変 更 事 項 事務所の所在地 (省 略)
代表者の氏名 (省 略)
及び住所 (省 略)
- 3 変更の年月日 平成13年1月1日(代表者変更)
平成15年1月1日(代表者変更)
平成15年11月4日(住居表示)
平成17年1月1日(代表者変更)

- 平成17年3月21日（住所変更）
- 4 変更の理由 総会の議決による代表者の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所の変更

新潟市告示第413号

認可地縁団体の告示変更

地方自治法第260条の2第11項の規定により届け出があったので、同条第10項の規定に基づき告示する。

平成17年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 名称 新潟市亀田新明町第48区町内会
- 2 変更事項 団体の名称及び事務所の所在地
（省 略）
代表者の住所 （省 略）
- 3 変更の年月日 平成17年3月21日（名称、所在地、住所変更）
- 4 変更の理由 総会の議決による団体の名称の変更
合併による事務所の所在地、代表者の住所の変更

新潟市告示第414号

市道路線の認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、市道路線を次のように認定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	起 点	重要な経過地
	終 点	
西 南 2 ー 2 2 8 号 線	新潟市五十嵐中島五丁目2567番3地先	新潟市五十嵐中島五丁目2647番5地先
	新潟市五十嵐中島五丁目2572番1地先	
西 1 ー 1 5 1 号 線	新潟市五十嵐二の町7649番5地先	新潟市五十嵐二の町7492番95地先
	新潟市五十嵐一の町6379番50地先	
西 1 ー 1 5 2 号 線	新潟市五十嵐二の町7492番94地先	新潟市五十嵐二の町7492番164地先
	新潟市五十嵐二の町7492番152地先	
西 1 ー 1 5 3 号 線	新潟市五十嵐二の町7492番215地先	新潟市五十嵐二の町7492番179地先
	新潟市五十嵐二の町7492番91地先	
西 1 ー 1 5 4 号 線	新潟市五十嵐二の町7492番107地先	新潟市五十嵐二の町7492番114地先
	新潟市五十嵐二の町7492番121地先	

西 1 ー 1 5 5 号 線	新潟市五十嵐二の町7492番128地先 新潟市五十嵐二の町7492番149地先	新潟市五十嵐二の町7492番146地先
西 1 ー 1 5 6 号 線	新潟市五十嵐東二丁目6371番1地先 新潟市上新栄町六丁目6370番116地先	新潟市上新栄町六丁目6368番213地先
西 1 ー 1 5 7 号 線	新潟市上新栄町六丁目6370番110地先 新潟市上新栄町六丁目6370番110地先	新潟市上新栄町六丁目6370番110地先
西 1 ー 1 5 8 号 線	新潟市上新栄町六丁目6368番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370番113地先	新潟市上新栄町六丁目6370番184地先
西 1 ー 1 5 9 号 線	新潟市上新栄町六丁目6368番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370番184地先	新潟市上新栄町六丁目6370番184地先
西 4 ー 1 6 8 号 線	新潟市坂井東四丁目282番4地先 新潟市坂井東四丁目285番5地先	新潟市坂井東四丁目281番2地先
西 4 ー 1 6 9 号 線	新潟市坂井東四丁目1826番2地先 新潟市坂井東四丁目1806番6地先	新潟市坂井東四丁目1808番7地先
西 5 ー 2 6 4 号 線	新潟市小針五丁目674番1地先 新潟市小針五丁目719番9地先	新潟市小針五丁目674番6地先
西 5 ー 2 6 5 号 線	新潟市小針四丁目35番1地先 新潟市小針四丁目35番2地先	新潟市小針四丁目35番2地先
西 5 ー 2 6 6 号 線	新潟市小針四丁目35番1地先 新潟市小針四丁目35番2地先	新潟市小針四丁目35番2地先
西 6 ー 5 6 号 線	新潟市新田字浜野951番1地先 新潟市新田字玄的715番地先	新潟市新田字玄的716番2地先
南 3 ー 1 1 5 号 線	新潟市上所一丁目1134番31地先 新潟市上所一丁目1134番89地先	新潟市上所一丁目1134番86地先
南 6 ー 1 8 9 号 線	新潟市紫竹山四丁目546番28地先 新潟市紫竹山四丁目552番5地先	新潟市紫竹山四丁目515番31地先
南 6 ー 1 9 0 号 線	新潟市紫竹山四丁目515番22地先 新潟市紫竹山四丁目515番36地先	新潟市紫竹山四丁目515番32地先
南 6 ー 1 9 1 号 線	新潟市山ニツ二丁目1139番13地先 新潟市山ニツ二丁目1139番7地先	新潟市山ニツ二丁目1139番10地先
南 7 ー 4 0 号 線	新潟市清五郎字川西424番4地先 新潟市清五郎字川東260番地先	新潟市清五郎字川西408番2地先
南 7 ー 2 2 0 号 線	新潟市清五郎字川西361番1地先 新潟市清五郎字川西360番地先	新潟市清五郎字川西365番2地先
南 7 ー 3 5 8 号 線	新潟市太右エ門新田字大曾根150番2地先 新潟市久蔵興野字下郷地234番2地先	新潟市太右エ門新田字大曾根150番6地先

南 7 ー 3 5 9 号 線	新潟市鍋湯新田字 川前12番地先 新潟市鍋湯新田字 川前15番地先	新潟市鍋湯新田字 川前14番地先	北 8 ー 6 7 号 線	新潟市すみれ野三 丁目805番11地先 新潟市すみれ野三 丁目805番18地先	新潟市すみれ野三 丁目800番17地先
南 9 ー 4 4 号 線	新潟市酒屋町字川 前128番丑地先 新潟市酒屋町字屋 敷付170番1地先	新潟市酒屋町字川 前150番地先	北 8 ー 6 8 号 線	新潟市すみれ野三 丁目800番9地先 新潟市すみれ野三 丁目804番20地先	新潟市すみれ野三 丁目800番27地先
東 1 ー 1 8 8 号 線	新潟市根室新町9 番12地先 新潟市根室新町9 番14地先	新潟市根室新町9 番1地先	黒 埼 1 ー 1 6 9 号 線	新潟市新田字丸湯 713番2地先 新潟市黒鳥字本田 5012番地先	新潟市黒鳥字高分 1236番1地先
東 3 ー 6 2 2 号 線	新潟市河渡庚217 番地先 新潟市河渡庚189 番地先	新潟市河渡庚200 番地先	黒 埼 1 ー 4 3 1 号 線	新潟市黒鳥字下天 保6183番2地先 新潟市黒鳥字下天 保5914番4地先	新潟市黒鳥字下天 保6135番2地先
東 3 ー 6 2 3 号 線	新潟市河渡庚211 番地先 新潟市河渡庚189 番地先	新潟市河渡庚201 番地先	黒 埼 1 ー 4 3 2 号 線	新潟市黒鳥字川根 湯4541番1地先 新潟市黒鳥字川根 湯4805番1地先	新潟市黒鳥字川根 湯4616番4地先
東 3 ー 6 2 4 号 線	新潟市河渡庚203 番地先 新潟市河渡庚202 番地先	新潟市河渡庚202 番地先	黒 埼 1 ー 4 3 3 号 線	新潟市山田字堤付 2310番5地先 新潟市山田字堤付 2307番387地先	新潟市山田字堤付 2307番317地先
東 3 ー 6 2 5 号 線	新潟市河渡庚195 番地先 新潟市河渡庚196 番地先	新潟市河渡庚196 番地先	黒 埼 1 ー 4 3 4 号 線	新潟市善久字中善 久996番6地先 新潟市善久字中善 久996番11地先	新潟市善久字中善 久996番9地先
東 3 ー 6 2 6 号 線	新潟市津島屋五丁 目7番4地先 新潟市津島屋五丁 目9番4地先	新潟市津島屋五丁 目9番4地先	新 津 1 ー 4 3 0 号 線	新潟市善道字埋堀 501番地先 新潟市善道字埋堀 519番地先	新潟市善道字埋堀 538番地先
東 4 ー 1 2 8 号 線	新潟市竹尾三丁目 254番2地先 新潟市竹尾三丁目 254番17地先	新潟市竹尾三丁目 254番10地先	新 津 1 ー 4 3 1 号 線	新潟市古田字裏田 郷1025番2地先 新潟市新津字山谷 北5176番地先	新潟市新津字山谷 北5180番地先
東 5 ー 2 1 7 号 線	新潟市下場字北側 68番11地先 新潟市下場字北側 68番16地先	新潟市下場字北側 68番15地先	新 津 1 ー 5 9 5 号 線	新潟市北潟字長沼 166番12地先 新潟市北潟字長沼 166番17地先	新潟市北潟字長沼 166番27地先
東 5 ー 2 1 8 号 線	新潟市上木戸一丁 目6番2地先 新潟市上木戸一丁 目6番12地先	新潟市上木戸一丁 目6番10地先	新 津 1 ー 5 9 6 号 線	新潟市北潟字長沼 187番地先 新潟市北潟字長沼 166番12地先	新潟市北潟字長沼 166番1地先
東 5 ー 2 1 9 号 線	新潟市逢谷内四丁 目54番21地先 新潟市逢谷内四丁 目54番19地先	新潟市逢谷内四丁 目54番29地先	新 津 1 ー 5 9 7 号 線	新潟市新津字山谷 北5166番1地先 新潟市善道字潟端 555番地先	新潟市新津字山谷 北5165番1地先
東 5 ー 2 2 0 号 線	新潟市柳ヶ丘137 番81地先 新潟市柳ヶ丘137 番73地先	新潟市柳ヶ丘137 番88地先	新 津 1 ー 5 9 8 号 線	新潟市善道字埋堀 468番1地先 新潟市善道字埋堀 488番1地先	新潟市善道字埋堀 473番地先
東 7 ー 2 8 7 号 線	新潟市石山六丁目 2091番地先 新潟市石山六丁目 2084番1地先	新潟市石山六丁目 2095番地先	新 津 2 ー 8 3 2 号 線	新潟市荻島二丁目 284番3地先 新潟市荻島二丁目 283番8地先	新潟市荻島二丁目 283番3地先
東 9 ー 1 5 0 号 線	新潟市北山字前山 378番地先 新潟市北山字前山 383番地先	新潟市北山字前山 404番地先	新 津 2 ー 8 3 3 号 線	新潟市荻島二丁目 337番3地先 新潟市荻島二丁目 284番8地先	新潟市荻島二丁目 335番4地先
東 9 ー 1 5 1 号 線	新潟市北山字前山 407番地先 新潟市北山字前山 402番地先	新潟市北山字前山 448番地先	新 津 2 ー 8 3 4 号 線	新潟市新津福島字 屋敷付72番1地先 新潟市川口字甲19 7番地先	新潟市新津福島字 苗代付43番2地先
北 2 ー 6 2 号 線	新潟市太郎代字柏 木山1502番1地先 新潟市太郎代字柏 木山1483番12地先	新潟市太郎代字柏 木山1501番3地先	豊 栄 1 ー 7 5 2 号 線	新潟市横井字城山 甲4946番3地先 新潟市横井字名山 甲4586番1地先	新潟市横井字大境 1143番1地先
北 2 ー 1 1 4 号 線	新潟市太郎代字水 汲湯545番7地先 新潟市太郎代字馬 見山438番19地先	新潟市太郎代字馬 見山474番1地先	豊 栄 1 ー 7 5 3 号 線	新潟市太田字城山 甲4949番5地先 新潟市太田字法花鳥 屋甲4699番4地先	新潟市横井字城山 前中道外1152番2 地先

豊 栄 1 - 8 6 6 号 線	新潟市横井字大境 道下1093番地先 新潟市横井字大境 道下1122番 1 地先	新潟市横井字大境 道下1119番地先
豊 栄 1 - 8 6 7 号 線	新潟市横井字天神 川向1072番地先 新潟市横井字天神 川向1052番 2 地先	新潟市横井字天神 川向1053番地先
豊 栄 1 - 8 6 8 号 線	新潟市横井字大境 道下1121番 2 地先 新潟市横井字大境 道下1121番 3 地先	新潟市横井字大境 道下1124番 1 地先
豊 栄 1 - 8 6 9 号 線	新潟市横井字大境 道下1092番 2 地先 新潟市横井字大境 道下1094番 2 地先	新潟市横井字大境 道下1093番地先
豊 栄 1 - 8 7 0 号 線	新潟市横井字天神 川向1033番地先 新潟市横井字天神 川向1032番地先	新潟市横井字天神 川向1054番 2 地先
亀 田 1 - 1 5 4 号 線	新潟市亀田水道町五 丁目3767番10地先 新潟市亀田水道町 四丁目2451番地先	新潟市亀田水道町 五丁目2427番 2 地 先
亀 田 1 - 5 5 5 号 線	新潟市亀田四ツ興野 一丁目553番14地先 新潟市亀田四ツ興野 一丁目554番 7 地先	新潟市亀田四ツ興 野一丁目553番32 地先
亀 田 1 - 5 5 6 号 線	新潟市亀田向陽一 丁目1368番地先 新潟市亀田向陽一 丁目1393番 1 地先	新潟市亀田向陽一 丁目1410番 1 地先
亀 田 1 - 5 5 7 号 線	新潟市亀田向陽一 丁目1410番 1 地先 新潟市亀田向陽一 丁目1395番 1 地先	新潟市亀田向陽一 丁目1403番 1 地先
亀 田 1 - 5 5 8 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2235番 3 地先 新潟市亀田向陽三 丁目2192番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2202番 2 地先
亀 田 1 - 5 5 9 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2257番地先 新潟市亀田向陽三 丁目2191番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2208番地先
亀 田 1 - 5 6 0 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2252番地先 新潟市亀田向陽三 丁目2187番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2213番地先
亀 田 1 - 5 6 1 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2249番地先 新潟市亀田向陽三 丁目2186番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2216番地先
亀 田 1 - 5 6 2 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2238番地先 新潟市亀田向陽三 丁目2182番 2 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2217番地先
亀 田 1 - 5 6 3 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2182番 2 地先 新潟市亀田向陽三 丁目2191番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2187番 1 地先
亀 田 1 - 5 6 4 号 線	新潟市亀田向陽三 丁目2187番 1 地先 新潟市亀田向陽三 丁目2187番 1 地先	新潟市亀田向陽三 丁目2187番 1 地先
亀 田 1 - 5 6 5 号 線	新潟市大字袋津字 三條岡4068番地先 新潟市大字袋津字 三條岡4048番地先	新潟市大字袋津字 三條岡4060番地先
亀 田 1 - 5 6 6 号 線	新潟市大字袋津字 三條岡4102番地先 新潟市大字袋津字 三條岡4068番地先	新潟市大字袋津字 三條岡4067番地先

亀 田 1 - 5 6 7 号 線	新潟市大字袋津字 三條岡4067番地先 新潟市大字袋津字 三條岡4076番地先	新潟市大字袋津字 三條岡4063番地先
亀 田 1 - 5 6 8 号 線	新潟市大字袋津字 三條岡4070番地先 新潟市大字袋津字 三條岡4093番地先	新潟市大字袋津字 三條岡4072番地先
亀 田 1 - 5 6 9 号 線	新潟市大字袋津字 三條岡4120番地先 新潟市大字袋津字 三條岡4059番地先	新潟市大字袋津字 三條岡4093番地先
亀 田 1 - 5 7 0 号 線	新潟市大字袋津字三 條岡4127番 1 地先 新潟市大字袋津字三 條岡4127番 1 地先	新潟市大字袋津字 三條岡4111番地先
岩 室 1 - 2 4 9 号 線	新潟市和納字稲場 3676番 2 地先 新潟市和納字稲場 3666番 2 地先	新潟市和納字稲場 3669番地先

新潟市告示第415号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第 1 項の規定に基づき、次の路線を廃止する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	起 点	重要な経過地
	終 点	
南 7 - 4 0 号 線	新潟市清五郎字川 西391番 1 地先 新潟市清五郎字川 東260番地先	新潟市清五郎字川 西406番 1 地先
南 7 - 2 2 0 号 線	新潟市清五郎字川 西387番 1 地先 新潟市清五郎字川 西360番地先	新潟市清五郎字川 西345番地先
南 7 - 3 4 0 号 線	新潟市清五郎字川 西388番 3 地先 新潟市清五郎字川 西387番 2 地先	新潟市清五郎字川 西388番 3 地先
北 2 - 6 2 号 線	新潟市太郎代字柏 木山1502番 1 地先 新潟市太郎代字柏 木山1501番地先	新潟市太郎代字柏 木山1502番 7 地先
北 6 - 9 9 3 号 線	新潟市白勢町字中 谷内566番地先 新潟市白勢町字中 谷内588番地先	新潟市白勢町字中 谷内583番 1 地先
黒 埼 1 - 1 6 9 号 線	新潟市黒鳥字本田 5012番地先 新潟市黒鳥字天保 1866番地先	新潟市黒鳥字高分 1236番 1 地先
新 津 1 - 4 3 0 号 線	新潟市善道字埋堀 519番地先 新潟市善道字湯端 565番地先	新潟市善道字湯端 576番 1 地先
新 津 1 - 4 3 1 号 線	新潟市善道字埋堀 488番 1 地先 新潟市古田字裏田 郷1025番 4 地先	新潟市新津字山谷 北5160番地先

豊 栄 1 - 7 5 2 号 線	新潟市太田字城山 甲4946番 1 地先 新潟市太田字城山 甲4683番地先	新潟市横井字大境 1143番 1 地先
豊 栄 1 - 7 5 3 号 線	新潟市太田字城山 甲4950番 1 地先 新潟市太田字法花鳥 屋甲4700番 2 地先	新潟市横井字城山 前中道外1152番 2 地先
横 越 1 - 1 7 1 号 線	新潟市横越上町五 丁目543番地先 新潟市横越上町五 丁目551番地先	新潟市横越上町五 丁目547番地先
亀 田 1 - 1 5 4 号 線	新潟市亀田水道町 五丁目3766番地先 新潟市大字砂崩字 真浦119番地先	新潟市亀田水道町 五丁目2430番 1 地 先
岩 室 1 - 2 4 9 号 線	新潟市和納字稲場 3674番地先 新潟市和納字稲場 3666番地先	新潟市和納字稲場 3669番地先
西 川 1 - 4 0 1 号 線	新潟市真田字上焼 130番地先 新潟市真田字浦田 153番地先	新潟市真田字浦田 135番 1 地先
西 川 1 - 4 0 2 号 線	巻町大字割前字入 稲場1455番地先 新潟市真田字浦田 97番地先	新潟市真田字浦田 107番地先
西 川 1 - 4 0 3 号 線	新潟市真田字浦田 41番地先 新潟市真田字浦田 83番地先	新潟市真田字浦田 88番地先

新潟市告示第416号

市道区域の決定について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に
基づき、市道区域を次のように決定する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備
局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	敷 地 の	
		幅員(m)	延長(m)
西南2 - 228号線	新潟市五十嵐中島五丁目25 67番 3 地先 新潟市五十嵐中島五丁目25 72番 1 地先	4.0 ～7.0	90.0
西 1 - 151号線	新潟市五十嵐二の町7649番 5 地先 新潟市五十嵐一の町6379番 50地先	5.9 ～10.5	268.0
西 1 - 152号線	新潟市五十嵐二の町7492番 94地先 新潟市五十嵐二の町7492番 152地先	4.0 ～6.1	227.5
西 1 - 153号線	新潟市五十嵐二の町7492番 215地先 新潟市五十嵐二の町7492番 91地先	4.0	33.5
西 1 - 154号線	新潟市五十嵐二の町7492番 107地先 新潟市五十嵐二の町7492番 121地先	4.0 ～5.1	195.0

西 1 - 155号線	新潟市五十嵐二の町7492番 128地先 新潟市五十嵐二の町7492番 149地先	4.0 ～5.1	134.5
西 1 - 156号線	新潟市五十嵐東二丁目6371 番 1 地先 新潟市上新栄町六丁目6370 番116地先	6.0 ～11.3	413.4
西 1 - 157号線	新潟市上新栄町六丁目6370 番110地先 新潟市上新栄町六丁目6370 番110地先	9.0 ～13.0	43.2
西 1 - 158号線	新潟市上新栄町六丁目6368 番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370 番113地先	6.0 ～10.3	105.2
西 1 - 159号線	新潟市上新栄町六丁目6368 番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370 番184地先	6.0 ～10.3	101.5
西 4 - 168号線	新潟市坂井東四丁目282番 4 地先 新潟市坂井東四丁目285番 5 地先	4.0 ～10.4	110.0
西 4 - 169号線	新潟市坂井東四丁目1826番 2 地先 新潟市坂井東四丁目1806番 6 地先	4.0 ～10.2	109.5
西 5 - 264号線	新潟市小針五丁目674番 1 地先 新潟市小針五丁目719番 9 地先	4.0 ～6.9	149.0
西 6 - 56号線	新潟市新田字浜野951番 1 地先 新潟市新田字玄的715番地 先	4.0	115.6
南 6 - 189号線	新潟市紫竹山四丁目546番 28地先 新潟市紫竹山四丁目552番 5 地先	6.2 ～7.0	190.0
南 6 - 190号線	新潟市紫竹山四丁目515番 22地先 新潟市紫竹山四丁目515番 36地先	6.0 ～10.3	163.9
南 6 - 191号線	新潟市山二ツ二丁目1139番 13地先 新潟市山二ツ二丁目1139番 7 地先	6.0 ～11.5	73.9
南 7 - 40号線	新潟市清五郎字川西424番 4 地先 新潟市清五郎字川東260番 地先	4.5 ～34.7	378.8
南 7 - 220号線	新潟市清五郎字川西361番 1 地先 新潟市清五郎字川西360番 地先	4.2 ～5.2	348.1
南 7 - 358号線	新潟市太右エ門新田字大曾 根150番 2 地先 新潟市久蔵興野字下郷地23 4 番 2 地先	4.4 ～5.9	150.5
南 7 - 359号線	新潟市鍋湯新田字川前12番 地先 新潟市鍋湯新田字川前15番 地先	4.5	50.0
東 1 - 188号線	新潟市根室新町 9 番12地先 新潟市根室新町 9 番14地先	6.0 ～10.3	99.2
東 3 - 626号線	新潟市津島屋五丁目 7 番 4 地先 新潟市津島屋五丁目 9 番 4 地先	4.0 ～7.4	14.5

東 4 - 128号線	新潟市竹尾三丁目254番2 地先 新潟市竹尾三丁目254番17 地先	6.0 ～10.3	130.5	新津 1 - 596号線	新潟市北潟字長沼187番地 先 新潟市北潟字長沼166番12 地先	6.0	181.7
東 5 - 217号線	新潟市下場字北側68番11地 先 新潟市下場字北側68番16地 先	6.0 ～10.3	163.5	新津 1 - 597号線	新潟市新津字山谷北5166番 1 地先 新潟市善道字潟端555番地 先	12.0 ～15.5	30.3
東 5 - 218号線	新潟市上木戸一丁目 6 番 2 地先 新潟市上木戸一丁目 6 番 12 地先	6.0 ～10.3	136.3	新津 1 - 598号線	新潟市善道字埋堀468番 1 地先 新潟市善道字埋堀488番 1 地先	3.5 ～4.0	371.9
東 5 - 219号線	新潟市逢谷内四丁目54番21 地先 新潟市逢谷内四丁目54番19 地先	6.0 ～8.1	140.8	新津 2 - 832号線	新潟市荻島二丁目284番 3 地先 新潟市荻島二丁目283番 8 地先	5.4 ～6.4	115.8
東 5 - 220号線	新潟市柳ヶ丘137番81地先 新潟市柳ヶ丘137番73地先	5.1 ～10.3	92.5	新津 2 - 833号線	新潟市荻島二丁目337番 3 地先 新潟市荻島二丁目284番 8 地先	8.1 ～8.7	165.3
東 7 - 287号線	新潟市石山六丁目2091番地 先 新潟市石山六丁目2084番 1 地先	4.0	90.0	新津 2 - 834号線	新潟市新津福島字屋敷付72 番 1 地先 新潟市川口字甲197番地先	3.2 ～11.9	549.0
東 9 - 150号線	新潟市北山字前山378番地 先 新潟市北山字前山383番地 先	5.5	78.0	豊栄 1 - 752号線	新潟市横井字城山甲4946番 3 地先 新潟市横井字名山甲4586番 1 地先	3.0 ～15.0	658.2
東 9 - 151号線	新潟市北山字前山407番地 先 新潟市北山字前山402番地 先	4.0	78.0	豊栄 1 - 753号線	新潟市太田字城山甲4949番 5 地先 新潟市太田字法花鳥屋甲46 99番 4 地先	3.0 ～14.0	660.1
北 2 - 62号線	新潟市太郎代字柏木山1502 番 1 地先 新潟市太郎代字柏木山1483 番12地先	3.1 ～5.7	74.0	豊栄 1 - 866号線	新潟市横井字大境道下1093 番地先 新潟市横井字大境道下1122 番 1 地先	3.5 ～3.6	116.0
北 8 - 67号線	新潟市すみれ野三丁目805 番11地先 新潟市すみれ野三丁目805 番18地先	6.0 ～10.2	51.6	豊栄 1 - 867号線	新潟市横井字天神川向1072 番地先 新潟市横井字天神川向1052 番 2 地先	3.5	105.0
北 8 - 68号線	新潟市すみれ野三丁目800 番 9 地先 新潟市すみれ野三丁目804 番20地先	6.0 ～10.3	93.0	豊栄 1 - 868号線	新潟市横井字大境道下1121 番 2 地先 新潟市横井字大境道下1121 番 3 地先	3.5	29.0
黒埼 1 - 169号線	新潟市新田字丸潟713番 2 地先 新潟市黒鳥字本田5012番地 先	4.0	1,202.6	豊栄 1 - 869号線	新潟市横井字大境道下1092 番 2 地先 新潟市横井字大境道下1094 番 2 地先	5.0	34.0
黒埼 1 - 431号線	新潟市黒鳥字下天保6183番 2 地先 新潟市黒鳥字下天保5914番 4 地先	4.0	922.9	豊栄 1 - 870号線	新潟市横井字天神川向1033 番地先 新潟市横井字天神川向1032 番地先	3.5	22.0
黒埼 1 - 432号線	新潟市黒鳥字川根潟4541番 1 地先 新潟市黒鳥字川根潟4805番 1 地先	4.5 ～7.5	757.6	亀田 1 - 154号線	新潟市亀田水道町五丁目37 67番10地先 新潟市亀田水道町四丁目24 51番地先	2.6 ～6.1	343.2
黒埼 1 - 434号線	新潟市善久字中善久996番 6 地先 新潟市善久字中善久996番 11地先	6.0 ～13.1	83.8	亀田 1 - 555号線	新潟市亀田四ツ興野一丁目 553番14地先 新潟市亀田四ツ興野一丁目 554番 7 地先	6.0	98.7
新津 1 - 430号線	新潟市善道字埋堀501番地 先 新潟市善道字埋堀519番地 先	3.0 ～3.2	252.8	亀田 1 - 556号線	新潟市亀田向陽一丁目1368 番地先 新潟市亀田向陽一丁目1393 番 1 地先	6.0	147.2
新津 1 - 431号線	新潟市古田字裏田郷1025番 2 地先 新潟市新津字山谷北5176番 地先	2.2 ～3.4	845.7	亀田 1 - 557号線	新潟市亀田向陽一丁目1410 番 1 地先 新潟市亀田向陽一丁目1395 番 1 地先	6.0	107.2
新津 1 - 595号線	新潟市北潟字長沼166番12 地先 新潟市北潟字長沼166番17 地先	6.0	143.6	亀田 1 - 558号線	新潟市亀田向陽三丁目2235 番 3 地先 新潟市亀田向陽三丁目2192 番 1 地先	6.0 ～9.0	373.4

亀田1－ 559号線	新潟市亀田向陽三丁目2257番地先 新潟市亀田向陽三丁目2191番1地先	6.0	157.4
亀田1－ 560号線	新潟市亀田向陽三丁目2252番地先 新潟市亀田向陽三丁目2187番1地先	6.0	152.7
亀田1－ 561号線	新潟市亀田向陽三丁目2249番地先 新潟市亀田向陽三丁目2186番1地先	6.0	144.3
亀田1－ 562号線	新潟市亀田向陽三丁目2238番地先 新潟市亀田向陽三丁目2182番2地先	6.0	132.1
亀田1－ 563号線	新潟市亀田向陽三丁目2182番2地先 新潟市亀田向陽三丁目2191番1地先	6.0	127.1
亀田1－ 564号線	新潟市亀田向陽三丁目2187番1地先 新潟市亀田向陽三丁目2187番1地先	8.0	28.3
亀田1－ 565号線	新潟市大字袋津字三條岡4068番地先 新潟市大字袋津字三條岡4048番地先	6.9	156.0
亀田1－ 566号線	新潟市大字袋津字三條岡4102番地先 新潟市大字袋津字三條岡4068番地先	6.0	107.4
亀田1－ 567号線	新潟市大字袋津字三條岡4067番地先 新潟市大字袋津字三條岡4076番地先	6.0	115.3
亀田1－ 568号線	新潟市大字袋津字三條岡4070番地先 新潟市大字袋津字三條岡4093番地先	6.0	115.3
亀田1－ 569号線	新潟市大字袋津字三條岡4120番地先 新潟市大字袋津字三條岡4059番地先	6.0	107.4
亀田1－ 570号線	新潟市大字袋津字三條岡4127番1地先 新潟市大字袋津字三條岡4127番1地先	6.0	156.0
岩室1－ 249号線	新潟市和納字稲場3676番2地先 新潟市和納字稲場3666番2地先	2.0 ～3.5	101.0

新潟市告示第417号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月1日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	供用開始 年月日
西南2－ 228号線	新潟市五十嵐中島五丁目2567番3地先 新潟市五十嵐中島五丁目2572番1地先	平成17年 10月1日
西 1－ 151号線	新潟市五十嵐二の町7649番5地先 新潟市五十嵐一の町6379番50地先	

西 1－ 152号線	新潟市五十嵐二の町7492番94地先 新潟市五十嵐二の町7492番152地先
西 1－ 153号線	新潟市五十嵐二の町7492番215地先 新潟市五十嵐二の町7492番91地先
西 1－ 154号線	新潟市五十嵐二の町7492番107地先 新潟市五十嵐二の町7492番121地先
西 1－ 155号線	新潟市五十嵐二の町7492番128地先 新潟市五十嵐二の町7492番149地先
西 1－ 156号線	新潟市五十嵐東二丁目6371番1地先 新潟市上新栄町六丁目6370番116地先
西 1－ 157号線	新潟市上新栄町六丁目6370番110地先 新潟市上新栄町六丁目6370番110地先
西 1－ 158号線	新潟市上新栄町六丁目6368番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370番113地先
西 1－ 159号線	新潟市上新栄町六丁目6368番213地先 新潟市上新栄町六丁目6370番184地先
西 4－ 168号線	新潟市坂井東四丁目282番4地先 新潟市坂井東四丁目285番5地先
西 4－ 169号線	新潟市坂井東四丁目1826番2地先 新潟市坂井東四丁目1806番6地先
西 5－ 264号線	新潟市小針五丁目674番1地先 新潟市小針五丁目719番9地先
西 6－ 56号線	新潟市新田字浜野951番1地先 新潟市新田字玄的715番地先
南 6－ 189号線	新潟市紫竹山四丁目546番28地先 新潟市紫竹山四丁目552番5地先
南 6－ 190号線	新潟市紫竹山四丁目515番22地先 新潟市紫竹山四丁目515番36地先
南 6－ 191号線	新潟市山二ツ二丁目1139番13地先 新潟市山二ツ二丁目1139番7地先
南 7－ 40号線	新潟市清五郎字川西424番4地先 新潟市清五郎字川東260番地先
南 7－ 220号線	新潟市清五郎字川西361番1地先 新潟市清五郎字川西360番地先
南 7－ 358号線	新潟市太右エ門新田字大曾根150番2地先 新潟市久蔵興野字下郷地234番2地先
南 7－ 359号線	新潟市鍋湯新田字川前12番地先 新潟市鍋湯新田字川前15番地先
東 1－ 188号線	新潟市根室新町9番12地先 新潟市根室新町9番14地先
東 3－ 626号線	新潟市津島屋五丁目7番4地先 新潟市津島屋五丁目9番4地先
東 4－ 128号線	新潟市竹尾三丁目254番2地先 新潟市竹尾三丁目254番17地先
東 5－ 217号線	新潟市下場字北側68番11地先 新潟市下場字北側68番16地先
東 5－ 218号線	新潟市上木戸一丁目6番2地先 新潟市上木戸一丁目6番12地先
東 5－ 219号線	新潟市逢谷内四丁目54番21地先 新潟市逢谷内四丁目54番19地先
東 5－ 220号線	新潟市柳ヶ丘137番81地先 新潟市柳ヶ丘137番73地先
東 7－ 287号線	新潟市石山六丁目2091番地先 新潟市石山六丁目2084番1地先
東 9－ 150号線	新潟市北山字前山378番地先 新潟市北山字前山383番地先
東 9－ 151号線	新潟市北山字前山407番地先 新潟市北山字前山402番地先
北 2－ 62号線	新潟市太郎代字柏木山1502番1地先 新潟市太郎代字柏木山1483番12地先
北 8－ 67号線	新潟市すみれ野三丁目805番11地先 新潟市すみれ野三丁目805番18地先
北 8－ 68号線	新潟市すみれ野三丁目800番9地先 新潟市すみれ野三丁目804番20地先
黒 崎 1－ 169号線	新潟市新田字丸湯713番2地先 新潟市黒鳥字本田5012番地先
黒 崎 1－ 431号線	新潟市黒鳥字下天保6183番2地先 新潟市黒鳥字下天保5914番4地先
黒 崎 1－ 432号線	新潟市黒鳥字川根湯4541番1地先 新潟市黒鳥字川根湯4805番1地先
黒 崎 1－ 434号線	新潟市善久字中善久996番6地先 新潟市善久字中善久996番11地先

新 津 1 ー 4 3 0 号 線	新潟市善道字埋堀501番地先 新潟市善道字埋堀519番地先
新 津 1 ー 4 3 1 号 線	新潟市古田字裏田郷1025番 2 地先 新潟市新津字山谷北5176番地先
新 津 1 ー 5 9 5 号 線	新潟市北潟字長沼166番12地先 新潟市北潟字長沼166番17地先
新 津 1 ー 5 9 6 号 線	新潟市北潟字長沼187番地先 新潟市北潟字長沼166番12地先
新 津 1 ー 5 9 7 号 線	新潟市新津字山谷北5166番 1 地先 新潟市善道字潟端535番地先
新 津 1 ー 5 9 8 号 線	新潟市善道字埋堀468番 1 地先 新潟市善道字埋堀488番 1 地先
新 津 2 ー 8 3 2 号 線	新潟市荻島二丁目284番 3 地先 新潟市荻島二丁目283番 8 地先
新 津 2 ー 8 3 3 号 線	新潟市荻島二丁目337番 3 地先 新潟市荻島二丁目284番 8 地先
新 津 2 ー 8 3 4 号 線	新潟市新津福島字屋敷付72番 1 地先 新潟市川口字甲197番地先
豊 栄 1 ー 7 5 2 号 線	新潟市横井字城山甲4946番 3 地先 新潟市横井字名山甲4586番 1 地先
豊 栄 1 ー 7 5 3 号 線	新潟市太田字城山甲4949番 5 地先 新潟市太田字法花鳥屋甲4699番 4 地先
豊 栄 1 ー 8 6 6 号 線	新潟市横井字大境道下1093番地先 新潟市横井字大境道下1122番 1 地先
豊 栄 1 ー 8 6 7 号 線	新潟市横井字天神川向1072番地先 新潟市横井字天神川向1052番 2 地先
豊 栄 1 ー 8 6 8 号 線	新潟市横井字大境道下1121番 2 地先 新潟市横井字大境道下1121番 3 地先
豊 栄 1 ー 8 6 9 号 線	新潟市横井字大境道下1092番 2 地先 新潟市横井字大境道下1094番 2 地先
豊 栄 1 ー 8 7 0 号 線	新潟市横井字天神川向1033番地先 新潟市横井字天神川向1032番地先
亀 田 1 ー 1 5 4 号 線	新潟市亀田水道町五丁目3767番10地先 新潟市亀田水道町四丁目2451番地先
亀 田 1 ー 5 5 5 号 線	新潟市亀田四ツ興野一丁目553番14地先 新潟市亀田四ツ興野一丁目554番 7 地先
亀 田 1 ー 5 5 6 号 線	新潟市亀田向陽一丁目1368番地先 新潟市亀田向陽一丁目1393番 1 地先
亀 田 1 ー 5 5 7 号 線	新潟市亀田向陽一丁目1410番 1 地先 新潟市亀田向陽一丁目1395番 1 地先
亀 田 1 ー 5 5 8 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2235番 3 地先 新潟市亀田向陽三丁目2192番 1 地先
亀 田 1 ー 5 5 9 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2257番地先 新潟市亀田向陽三丁目2191番 1 地先
亀 田 1 ー 5 6 0 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2252番地先 新潟市亀田向陽三丁目2187番 1 地先
亀 田 1 ー 5 6 1 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2249番地先 新潟市亀田向陽三丁目2186番 1 地先
亀 田 1 ー 5 6 2 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2238番地先 新潟市亀田向陽三丁目2182番 2 地先
亀 田 1 ー 5 6 3 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2182番 2 地先 新潟市亀田向陽三丁目2191番 1 地先
亀 田 1 ー 5 6 4 号 線	新潟市亀田向陽三丁目2187番 1 地先 新潟市亀田向陽三丁目2187番 1 地先
亀 田 1 ー 5 6 5 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4068番地先 新潟市大字袋津字三條岡4048番地先
亀 田 1 ー 5 6 6 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4102番地先 新潟市大字袋津字三條岡4068番地先
亀 田 1 ー 5 6 7 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4067番地先 新潟市大字袋津字三條岡4076番地先
亀 田 1 ー 5 6 8 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4070番地先 新潟市大字袋津字三條岡4093番地先
亀 田 1 ー 5 6 9 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4120番地先 新潟市大字袋津字三條岡4059番地先
亀 田 1 ー 5 7 0 号 線	新潟市大字袋津字三條岡4127番 1 地先 新潟市大字袋津字三條岡4127番 1 地先
岩 室 1 ー 2 4 9 号 線	新潟市和納字稲場3676番 2 地先 新潟市和納字稲場3666番 2 地先

新潟市告示第418号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月 1 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
下 興 野 中 野 線	新潟市川口字甲383番地 先から 新潟市福島字屋敷付69 番地先まで	前	3.8 ～8.5	545.0
		後	12.0 ～30.0	449.0

新潟市告示第419号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第 2 項の規定により平成17年度新潟市一般会計及び企業会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成17年10月 3 日

新 潟 市 長 篠 田 昭

市長専決処分について

下記事件について地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を得たい。

記

専決第10号 平成17年度新潟市水道事業会計補正予算（第1号）専決処分書

専決第11号 平成17年度新潟市一般会計補正予算（第2号）専決処分書

平成17年度新潟市水道事業会計補正予算（第1号）専決処分書

（総 則）

第1条 平成17年度新潟市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成17年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事業費	15,894,428	△ 7,440	15,886,988
第2項 営業外費用	2,239,216	△ 7,440	2,231,776

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,385,080千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,379,199千円は、」に、「及び建設改良積立金281,148千円で」を「及び建設改良積立金275,267千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的収入	3,605,194	207,000	3,812,194
第1項 企業債	1,970,000	207,000	2,177,000

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資本的支出	10,990,274	201,119	11,191,393
第2項 企業債償還金	2,529,102	201,119	2,730,221

(企業債)

第4条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の1項を加える。

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業借換債	45,500	証書借入又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成17年度新潟市一般会計補正予算（第2号）専決処分書

平成17年度新潟市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250,721千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ287,333,887千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

上記地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 県支出金		7,904,434	250,721	8,155,155
	3 委託金	1,325,294	250,721	1,576,015
歳入合計		287,083,166	250,721	287,333,887

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		32,777,093	250,721	33,027,814
	4 選挙費	323,902	250,721	574,623
歳出合計		287,083,166	250,721	287,333,887

新潟市告示第420号

予算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により平成17年度新潟市一般会計、特別会計及び企業

会計の各補正予算の要領を次のとおり告示します。

平成17年10月3日

新潟市長 篠田 昭

平成17年度新潟市一般会計補正予算（第3号）

平成17年度新潟市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,609,429千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296,943,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加、変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		105,440,083	1,367,943	106,808,026
	1 市 民 税	40,351,119	540,045	40,891,164
	2 固 定 資 産 税	49,199,352	741,781	49,941,133
	3 軽 自 動 車 税	1,050,142	1,067	1,051,209
	4 市 た ば こ 税	5,087,830	83,400	5,171,230
	7 入 湯 税	29,925	1,650	31,575
2 地 方 譲 与 税		5,885,600	186,000	6,071,600
	1 所 得 譲 与 税	2,741,100	47,500	2,788,600
	2 自動車重量譲与税	2,299,700	100,000	2,399,700
	3 地方道路譲与税	775,600	38,500	814,100
3 利子割交付金		391,700	6,700	398,400
	1 利子割交付金	391,700	6,700	398,400
4 配当割交付金		118,700	1,700	120,400
	1 配当割交付金	118,700	1,700	120,400
5 株式等譲渡所得割交付金		61,100	11	61,111
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,100	11	61,111
6 地方消費税交付金		7,497,100	119,380	7,616,480
	1 地方消費税交付金	7,497,100	119,380	7,616,480
7 ゴルフ場利用税金		17,300	8,700	26,000
	1 ゴルフ場利用税金	17,300	8,700	26,000
8 自動車取得税交付金		1,397,600	62,000	1,459,600
	1 自動車取得税交付金	1,397,600	62,000	1,459,600
10 地 方 交 付 税		46,600,000	1,725,469	48,325,469
	1 地 方 交 付 税	46,600,000	1,725,469	48,325,469
11 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		183,000	2,800	185,800
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	183,000	2,800	185,800

13 分担金及び負担金		5,017,571	111,129	5,128,700
	1 負担金	4,357,817	111,129	4,468,946
14 使用料及び手数料		6,880,985	58,071	6,939,056
	1 使用料	4,534,731	11,396	4,546,127
	2 手数料	2,346,254	46,675	2,392,929
15 国庫支出金		25,964,337	776,360	26,740,697
	1 国庫負担金	19,031,689	233,778	19,265,467
	2 国庫補助金	6,716,575	537,829	7,254,404
	3 委託金	216,073	4,753	220,826
16 県支出金		8,155,155	316,608	8,471,763
	1 県負担金	3,617,124	102,870	3,719,994
	2 県補助金	2,152,216	182,787	2,335,003
	3 委託金	1,576,015	30,951	1,606,966
17 財産収入		726,600	23,591	750,191
	1 財産運用収入	164,202	3,124	167,326
	2 財産売却収入	562,398	20,467	582,865
19 繰入金		8,144,057	3,456,867	11,600,924
	1 他会計繰入金	2,135,196	456,867	2,592,063
	2 基金繰入金	6,008,861	3,000,000	9,008,861
21 諸収入		18,510,079	△ 728,741 177,041	19,061,779
	1 延滞金・加算金 及び過料	114,450	200	114,650
	2 貸付金元利収入	17,210,378	188,174	17,398,552
	3 受託事業収入	625,772	△ 7,354 177,041	456,085
	4 雑収入	559,479	533,013	1,092,492
22 市債		39,446,742	△ 1,333,900 499,500	40,281,142
	1 市債	39,446,742	△ 1,333,900 499,500	40,281,142
歳入合計		287,333,887	△ 10,285,970 676,541	296,943,316

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		1,274,401	19,208	1,293,609
	1 議 会 費	1,274,401	19,208	1,293,609
2 総 務 費		33,027,814	2,177,125	35,204,939
	1 総 務 管 理 費	28,852,947	2,150,161	31,003,108
	2 徴 税 費	2,345,316	13,736	2,359,052
	3 戸籍住民基本台帳費	678,634	3,833	682,467
	5 統 計 調 査 費	427,232	9,395	436,627
3 民 生 費		67,784,959	1,074,458	68,859,417
	1 社 会 福 祉 費	8,136,299	68,206	8,204,505
	2 児 童 福 祉 費	21,032,914	349,516	21,382,430
	3 障 害 福 祉 費	8,808,809	129,275	8,938,084
	4 生 活 保 護 費	12,468,908	91,637	12,560,545
	5 老 人 福 祉 費	17,237,361	435,824	17,673,185
4 衛 生 費		23,212,321	△ 3,970,449 290,119	26,892,651
	1 保 健 衛 生 費	10,882,740	△ 3,106,884 5,227	13,984,397
	2 清 掃 費	12,329,581	△ 863,565 284,892	12,908,254
6 農 林 水 産 業 費		10,063,870	471,897	10,535,767
	1 農 業 費	6,212,463	206,394	6,418,857
	2 農 地 費	3,488,509	193,015	3,681,524
	3 水 産 業 費	362,898	72,488	435,386
7 商 工 費		13,387,574	54,674	13,442,248
	1 商 業 費	11,554,590	54,674	11,609,264
8 土 木 費		48,438,134	△ 684,491 562,900	48,559,725
	2 道 路 橋 梁 費	11,871,786	269,173	12,140,959
	4 都 市 計 画 費	28,025,706	343,025	28,368,731
	5 公 園 緑 地 費	4,015,694	△ 70,468 562,900	3,523,262
	6 都市排水応急対策費	1,074,690	1,825	1,076,515
9 消 防 費		10,030,086	△ 191,014 177,041	10,044,059
	1 消 防 費	10,030,086	△ 191,014 177,041	10,044,059
10 教 育 費		32,385,781	341,650	32,727,431
	1 教 育 総 務 費	4,936,930	58,715	4,995,645
	2 小 学 校 費	8,478,644	75,204	8,553,848
	3 中 学 校 費	4,027,093	37,643	4,064,736
	7 生 涯 学 習 費	5,684,253	76,674	5,760,927

	8 保 健 給 食 費	3,175,417	58,447	3,233,864
	9 体 育 費	3,773,185	34,967	3,808,152
11 公 債 費		40,832,586	814,552	41,647,138
	1 公 債 費	40,832,586	814,552	41,647,138
12 諸 支 出 金		5,803,311	800,000	6,603,311
	3 一時借入金返済金		800,000	800,000
14 災 害 復 旧 費			39,971	39,971
	1 土木施設災害復旧費		39,971	39,971
歳 出 合 計		287,333,887	10,639,489 △ 1,030,060	296,943,316

第2表 地方債補正

1 追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
老人憩の家建設事業費	99,600	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	年5.0% 以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合で、 政府資金及び公 営企業金融公庫 資金について利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは不均等 の方法により、毎年度1期又は2期に償 還する。ただし、財政の都合により据置 期間中であっても繰上償還し、償還年限 を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
(仮称)越前浜市民農園整備事業費	32,600			
(仮称)ほたるの里交流館建設事業費	33,700			
急傾斜地整備事業費	1,800			
城山運動公園整備事業費	109,200			

2 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限度額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ごみ処理施設整備事業費	499,500	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合で、政府 資金及び公営企 業金融公庫資金 について利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは不均等 の方法により、毎年度1期又は2期に償還 する。ただし、財政の都合により据置期 間中であっても繰上償還し、償還年限を 短縮し、又は低利債に借り換えることが できる。	723,700	普 通 貸 借 又 債 券 発 行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で借 入れる場合で、政府 資金及び公営企 業金融公庫資金 について利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内 に元利均等又は元金均等若しくは不均等 の方法により、毎年度1期又は2期に償還 する。ただし、財政の都合により据置期 間中であっても繰上償還し、償還年限を 短縮し、又は低利債に借り換えることが できる。
県営土地改良事業費負担金	375,900				481,700			
漁港整備事業費	35,100				41,800			
道路橋梁整備事業費	3,160,600				3,319,000			
街路事業費	3,275,200				3,416,900			
公園緑地整備事業費	1,595,400				1,095,900			
消防施設整備事業費	357,600				373,600			
減税補てん費	1,459,000				1,492,300			
臨時財政対策費	8,173,000				8,518,000			

平成17年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第1号）

平成17年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,055,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,338,786千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 国民健康保険税		131,959	387,051	519,010
	1 国民健康保険税	131,959	387,051	519,010
3 使用料及び手数料		2,590	45	2,635
	1 手数料	2,590	45	2,635
4 国庫支出金		17,788,270	605,971	18,394,241
	1 国庫負担金	13,999,195	397,084	14,396,279
	2 国庫補助金	3,789,075	208,887	3,997,962
5 療養給付費交付金		13,091,435	330,039	13,421,474
	1 療養給付費交付金	13,091,435	330,039	13,421,474
6 県支出金		2,181,528	109,691	2,291,219
	1 県負担金	255,154	9,858	265,012
	2 県補助金	1,926,374	99,833	2,026,207
8 共同事業交付金		1,296,890	45,354	1,342,244
	1 共同事業交付金	1,296,890	45,354	1,342,244
10 繰入金		6,005,611	△ 129,872 52,012	6,083,471
	1 他会計繰入金	4,197,835	△ 99,639 52,012	4,245,462
	2 基金繰入金	1,807,776	30,233	1,838,009
11 繰越金		1	1,498,583	1,498,584
	1 繰越金	1	1,498,583	1,498,584
12 諸収入		101,495	757	102,252
	1 延滞金・加算金 及び過料	17,834	251	18,085
	2 雑入	83,661	506	84,167
歳入合計		59,283,435	△ 3,107,363 52,012	62,338,786

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,387,369	31,069	1,418,438
	1 総務管理費	1,383,485	31,069	1,414,554
2 保険給付費		40,319,943	1,150,398	41,470,341
	1 療養諸費	35,848,316	1,037,480	36,885,796
	2 高額療養費	3,997,025	103,916	4,100,941
	3 移送費	2	2	4
	4 出産育児諸費	244,800	4,500	249,300
	5 葬祭諸費	229,800	4,500	234,300
3 老人保健拠出金		12,493,221	213,821	12,707,042
	1 老人保健拠出金	12,493,221	213,821	12,707,042
4 介護納付金		3,836,453	81,534	3,917,987
	1 介護納付金	3,836,453	81,534	3,917,987
5 共同事業拠出金		1,020,609	39,437	1,060,046
	1 共同事業拠出金	1,020,609	39,437	1,060,046
6 保健事業費		166,718	3,312	170,030
	1 保健事業費	166,718	3,312	170,030
8 諸支出金		56,547	1,535,780	1,592,327
	1 償還金及び還付加算金	56,547	1,535,780	1,592,327
歳出合計		59,283,435	3,055,351	62,338,786

平成17年度新潟市下水道事業会計補正予算（第2号）

平成17年度新潟市の下水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ518,199千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60,540,283千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		706,629	4,464	711,093
	2 負担金	682,925	4,464	687,389
2 使用料及び手数料		11,072,861	4,843	11,077,704
	1 使用料	11,072,683	4,823	11,077,506
	2 手数料	178	20	198
3 国庫支出金		12,611,455	118,000	12,729,455
	1 国庫補助金	12,611,455	118,000	12,729,455
5 繰入金		19,024,477	12,045	19,036,522
	1 他会計繰入金	19,024,477	12,045	19,036,522
7 諸収入		614,589	43,447	658,036
	3 雑入	375,588	43,447	419,035
8 市債		15,956,600	335,400	16,292,000
	1 市債	15,956,600	335,400	16,292,000
歳入合計		60,022,084	518,199	60,540,283

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		38,023,526	432,154	38,455,680
	1 管理費	8,066,239	27,187	8,093,426
	2 事業費	29,957,287	404,967	30,362,254
3 公債費		21,976,194	86,045	22,062,239
	1 公債費	21,976,194	86,045	22,062,239
歳出合計		60,022,084	518,199	60,540,283

第2表 地方債補正

1 変 更

(単位 千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設費	14,428,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、政府資金及び公営企業金融公庫資金について、当該利率の見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元金均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	14,645,400	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、政府資金及び公営企業金融公庫資金について、当該利率の見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元金均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道建設費	854,900				973,700			

平成17年度新潟市土地取得事業会計補正予算（第2号）

平成17年度新潟市の土地取得事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ456,867千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,084,806千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財産収入		4,598,644	311,667	4,910,311
	1 財産売却収入	4,598,643	311,667	4,910,310
5 市 債			145,200	145,200
	1 市 債		145,200	145,200
歳入合計		5,627,939	456,867	6,084,806

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地取得事業費		2,135,196	456,867	2,592,063
	1 事業費	2,135,196	456,867	2,592,063
歳出合計		5,627,939	456,867	6,084,806

第2表 地方債

（単位 千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	145,200	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

平成17年度新潟市老人保健事業会計補正予算（第2号）

平成17年度新潟市の老人保健事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,484,724千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,950,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		37,543,370	858,489	38,401,859
	1 支払基金交付金	37,543,370	858,489	38,401,859
2 国庫支出金		18,153,059	436,630	18,589,689
	1 国庫負担金	18,133,589	435,219	18,568,808
	2 国庫補助金	19,470	1,411	20,881
3 県支出金		4,428,490	95,907	4,524,397
	1 県負担金	4,428,490	95,907	4,524,397
4 繰入金		4,288,948	△ 722	4,288,226
	1 一般会計繰入金	4,288,948	△ 722	4,288,226
6 諸収入		52,227	94,420	146,647
	2 雑入	52,225	94,420	146,645
歳入合計		64,466,095	△ 1,485,446 722	65,950,819

歳 出

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		191,976	3,539	195,515
	1 総務管理費	191,976	3,539	195,515
2 医療諸費		64,183,073	1,481,185	65,664,258
	1 医療諸費	64,183,073	1,481,185	65,664,258
歳出合計		64,466,095	1,484,724	65,950,819

平成17年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第1号）

平成17年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,016,981千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44,831,395千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 介護保険料		7,014,308	154,077	7,168,385
	1 介護保険料	7,014,308	154,077	7,168,385
3 国庫支出金		10,589,508	294,707	10,884,215
	1 国庫負担金	8,486,565	190,417	8,676,982
	2 国庫補助金	2,102,943	104,290	2,207,233
4 県支出金		5,304,105	137,206	5,441,311
	1 県負担金	5,304,105	137,206	5,441,311
5 支払基金交付金		13,578,505	327,764	13,906,269
	1 支払基金交付金	13,578,505	327,764	13,906,269
6 繰入金		6,427,617	18,884	6,446,501
	1 一般会計繰入金	6,427,617	18,884	6,446,501
9 諸収入		2,524	84,343	86,867
	2 雑入	2,523	84,343	86,866
歳入合計		43,814,414	1,016,981	44,831,395

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,127,038	25,546	1,152,584
	1 総務管理費	730,268	15,366	745,634
	2 徴収費	72,788	2,568	75,356
	3 介護認定調査・ 審査会費	323,982	7,612	331,594
2 保険給付費		42,432,826	989,781	43,422,607
	1 介護サービス等諸費	41,264,687	968,926	42,233,613
	2 支援サービス等諸費	824,266	13,981	838,247
	3 その他諸費	60,509	1,330	61,839
	4 高額介護 サービス等費	283,364	5,544	288,908
3 財基 基金 安拠 定出 化金		37,463	1,654	39,117
	1 財基 基金 安拠 定出 化金	37,463	1,654	39,117
歳出合計		43,814,414	1,016,981	44,831,395

平成17年度新潟市旧巻町病院事業等清算事業会計予算

平成17年度新潟市の旧巻町病院事業等清算事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,527,324千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,000,000
	1 他 会 計 繰 入 金	3,000,000
2 諸 収 入		1,527,324
	1 雑 入	1,527,324
歳 入 合 計		4,527,324

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 病 院 事 業 等 清 算 費		234,067
	1 病 院 事 業 等 清 算 費	234,067
2 公 債 費		1,923,257
	1 公 債 費	1,923,257
3 諸 支 出 金		2,370,000
	1 一 時 借 入 金 返 済 金	2,370,000
歳 出 合 計		4,527,324

平成17年度新潟市病院事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 平成17年度新潟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成17年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 市民病院事業収益	15,324,261	20,942	15,345,203
第2項 医 業 外 収 益	1,531,520	20,942	1,552,462

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 市民病院事業費用	15,324,261	20,942	15,345,203
第1項 医 業 費 用	14,886,731	20,942	14,907,673

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第9条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職 員 給 与 費	8,066,751	8,087,601

平成17年度新潟市水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成17年度新潟市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成17年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第1号「給水戸数 284,600戸」を「給水戸数 294,700戸」に、同条第2号「年間総配水量 109,155,000[㎡] 1日平均配水量 299,000[㎡]」を「年間総配水量 110,921,000[㎡] 1日平均配水量 303,800[㎡]」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 収 益	15,993,417	245,706	16,239,123
第1項 営 業 収 益	15,589,807	244,023	15,833,830
第2項 営 業 外 収 益	403,608	1,683	405,291

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 事 業 費	15,886,988	341,867	16,228,855
第1項 営 業 費 用	13,629,362	237,583	13,866,945
第2項 営 業 外 費 用	2,231,776	103,444	2,335,220
第3項 特 別 損 失	20,850	840	21,690

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,379,199千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,557,033千円は、」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額381,457千円、」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額387,748千円、」に、「当年度損益勘定留保資金5,172,264千円、」を「当年度損益勘定留保資金5,279,298千円、」に、「及び建設改良積立金275,267千円で」を「及び建設改良積立金339,776千円で」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 収 入	3,812,194	108,000	3,920,194
第1項 企 業 債	2,177,000	100,000	2,277,000
第2項 国 庫 補 助 金	92,842	8,000	100,842

支 出

（単位 千円）

科 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
第1款 資 本 的 支 出	11,191,393	285,834	11,477,227
第1項 建 設 改 良 費	8,461,172	132,085	8,593,257
第2項 企 業 債 償 還 金	2,730,221	153,749	2,883,970

(企業債)

第5条 予算第7条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法に次の2項を加える。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
巻地区浄水施設整備事業	23,000	証書借入又は債券発行	年5.0% 以 内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合で、政府資金及び公営企業金融公庫資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
巻地区配水管整備事業	77,000			

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第10条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職 員 給 与 費	3,730,881	3,770,372

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	136,500	137,025

平成17年度新潟市一般会計補正予算（第4号）

平成17年度新潟市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ296,955,316千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		106,808,026	12,000	106,820,026
	1 市 民 税	40,891,164	12,000	40,903,164
歳 入 合 計		296,943,316	12,000	296,955,316

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		35,204,939	12,000	35,216,939
	1 総 務 管 理 費	31,003,108	12,000	31,015,108
歳 出 合 計		296,943,316	12,000	296,955,316

新潟市告示第421号

決算の要領について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により平成16年度新潟市企業会計，新津市企業会計，白根市企業会計，豊栄市企業会計，小須戸町企業会計，横越町企業会計，亀田町企業会計，岩室村企業会計，西川町企業会計及び中之口村潟東村企業会計の決算の要領を次のとおり告示します。

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

I 平成16年度新潟市病院事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出

区 分	予 算			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	合 計			
第1款 市民病院事業収益	15,204,531,000	△ 201,388,000	15,003,143,000	14,764,525,833	△ 238,617,167	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 17,314,855円)
第1項 医療業収益	13,652,743,000	△ 201,388,000	13,451,355,000	13,153,683,849	△ 297,671,151	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 11,383,272円)
第2項 医療外収益	1,529,788,000		1,529,788,000	1,538,142,588	8,354,588	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 5,787,303円)
第3項 特別利益	22,000,000		22,000,000	72,699,396	50,699,396	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 144,280円)
第2款 大舞台診療所事業収益	205,578,000	△ 10,547,000	195,031,000	169,971,190	△ 25,059,810	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 360,628円)
第1項 医療業収益	107,491,000	△ 10,547,000	107,491,000	60,487,898	△ 47,003,102	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 355,194円)
第2項 医療外収益	97,786,000		97,786,000	109,447,703	22,208,703	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 4,190円)
第3項 特別利益	301,000		301,000	35,589	△ 265,411	うち、 仮受消費税及び 地方消費税 1,244円)

支 出

区 分	算 額					決 算 額	地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額	不用額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	小 計	合 計			
第1款 市民病院事業費用	15,204,531,000	△ 201,388,000			15,003,143,000	15,003,143,000	円	339,638,314	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 287,585,935円)
第1項 医療業費用	14,925,880,000	△ 201,388,000		△143,907,000	14,580,585,000	14,580,585,000	円	322,448,450	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 287,354,888円)
第2項 医療外費用	192,151,000				192,151,000	192,151,000	円	16,189,426	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 231,047円)
第3項 特別損失	85,500,000			143,907,000	229,407,000	229,407,000	円	438	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 231,047円)
第4項 予備費	1,000,000				1,000,000	1,000,000	円	1,000,000	
第2款 大舞台診療所事業費用	205,578,000	△ 10,547,000			195,031,000	195,031,000	円	25,059,810	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 2,039,001円)
第1項 医療業費用	197,486,000	△ 10,547,000			186,939,000	186,939,000	円	24,644,196	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 2,037,139円)
第2項 医療外費用	7,491,000				7,491,000	7,491,000	円	67	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 1,862円)
第3項 特別損失	301,000				301,000	301,000	円	115,547	うち、 仮払消費税及び 地方消費税 1,862円)
第4項 予備費	300,000				300,000	300,000	円	300,000	

2. 資本的収入及び支出
収入

区 分	予 算			額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に係る財源 充当額	継続費通次繰 越額に係る財 源充当額			
第1款 市民病院資本的収入	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 企業 債	1,284,337,000	△690,119,000	594,218,000			594,218,000	△ 28,154,585	
第2項 補助 金	942,500,000	△688,800,000	253,700,000			253,700,000	△ 25,700,000	
第3項 交付金	8,720,000		8,720,000			8,720,000	△ 2,536,970	
第4項 貸付金返還金	333,117,000	△ 1,319,000	331,798,000			331,798,000	△ 781,615	
	0		0			0	864,000	
第2款 大山台診療所資本的収入	16,325,000	92,862,000	109,187,000			109,187,000	△ 502	
第1項 負担金交付金	16,325,000	92,862,000	109,187,000			109,187,000	△ 502	

支 出

区 分	予 算			額		決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	流用増減額	小 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額		継続費通次繰越額	合 計		
第1款 市民病院資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1項 建設改良費	1,925,026,000	△691,439,000	1,233,587,000	1,233,587,000	989,279,436	218,607,564	25,700,000	25,700,000	218,607,564	(うち、仮払消費税等 23,208,609円)
第2項 企業債償還金	1,514,477,000	△691,439,000	823,038,000	823,038,000	578,730,758	218,607,242	25,700,000	25,700,000	218,607,242	(うち、仮払消費税等 23,208,609円)
	410,549,000		410,549,000	410,549,000	410,548,678	322			322	
第2款 大山台診療所資本的支出	16,325,000	92,862,000	109,187,000	109,187,000	109,186,498	502			502	
第1項 企業債償還金	16,325,000	92,862,000	109,187,000	109,187,000	109,186,498	502			502	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額423,216,021円は当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額612,393円及び過年度損益勘定留保資金422,603,628円で補てんした。

I 平成16年度新潟市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	合 計	
第1款 事業収入	11,904,648,000	152,444,000	12,057,092,000	0	0	12,057,092,000	円
第1項 営業収入	11,479,317,000	170,820,000	11,650,137,000	0	0	11,650,137,000	△ 185,958,980
第2項 営業外収入	425,329,000	△ 18,376,000	406,953,000	0	0	406,953,000	△ 178,719,190
第3項 特別利益	2,000	0	2,000	0	0	2,000	△ 398,603,847 △ 1,109,363

収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 526,638,479円)
収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 12,626,767円)
収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 52,014円)

支 出

区 分	予 算 額				決 算 額	翌年度繰越額		備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通次 繰越額	
第1款 事業費用	9,803,067,000	687,145,000	0	0	10,490,212,000	0	95,362,575	円
第1項 営業費用	8,635,117,000	525,742,000	0	0	9,160,859,000	0	95,362,575	△ 13,554,676
第2項 営業外費用	1,154,829,000	157,128,000	0	0	1,311,957,000	0	0	△ 13,554,676
第3項 特別損失	8,121,000	4,275,000	0	0	12,396,000	0	0	0
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	△ 16,256,768 △ 7,229,321 △ 5,000,000

収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 176,659,200円)
収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 453,879円)
収受増減及び
地方消費税
(うち、地方
消費税 240,233円)

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算					決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	7,594,992,000	△ 349,788,000	7,245,204,000	0	0	7,245,204,000	円 △ 282,170,211	
第1項 企業補助金	6,808,000,000	△ 398,900,000	6,409,100,000	0	0	6,409,100,000	△ 14,000,000	
第2項 国庫補助金	285,296,000	23,112,000	308,408,000	0	0	308,408,000	175	
第3項 出資金	180,000,000	26,000,000	206,000,000	0	0	206,000,000	0	
第4項 固定資産売却代金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	1,159,364 (うち, 振替預金及び 地方消費税 36,147円)	
第5項 消火栓設置負担金	48,500,000	0	48,500,000	0	0	48,500,000	△ 21,163,250	
第6項 補償金	272,468,000	0	272,468,000	0	0	272,468,000	△ 247,438,500	
第7項 共同施設改良負担金	727,000	0	727,000	0	0	727,000	△ 727,000	

支 出

区 分	予 算					決 算 額	翌 年 度 繰 越 額		備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	12,624,543,000	△ 494,765,000	0	0	76,086,750	17,199,007	円 43,847,104	円 113,639,814	円 842,896,747
第1項 建設改良費	11,389,188,000	△ 747,024,000	0	0	76,086,750	17,199,007	9,782,913,292	113,639,814	(うち, 仮払消費税及び 地方消費税 49,718,687円)
第2項 企業償還金	1,231,355,000	252,259,000	0	0	0	0	43,847,104	0	842,896,651
							1,483,613,904	0	96

資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,303,493,407円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額449,682,540円、当年度損益勘定留保資金2,150,066,811円、減価償立金151,425,000円、建設改良積立金1,552,319,056円で補てんした。

平成16年度新潟市公営企業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度新潟市病院事業会計決算

平成16年度新潟市水道事業会計決算

平成16年度新潟市各事業会計決算に関する証書類、
事業報告書及び政令で定めるその他の書類

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

- 1 審査は、各事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するとともに、主として年度比較によって事業の推移を把握し、その経営の内容を分析した。
- 2 審査にあたっては、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合、実地審査及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された各事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は各企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 病院事業会計

(1) 新潟市民病院について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床706床、感染症病床18床の計724床で、外来部門は月曜日から金曜日までの週5日制で、それぞれ業務を行った。

建設工事の主なものとしては、平成19年に完成を予定している新病院の移転新築工事に着手した。また、機器等の整備については、各種画像データのデジタル保存装置(CR)や高度医療機器である放射線治療装置の更新などを行っている。

ア 利用概況

当年度の延利用患者数は53万1,172人(前年度比較△14,382人、2.6%減)で、このうち入院患者は22万8,019人(同△4,677人、2.0%減)、外来患者は30万3,153人(同△9,705人、3.1%減)であった。

また、入院患者の1日平均は624.7人(前年度比較11.1人減)、病床利用率は88.5%(同1.6ポイント減)で、外来患者の1日平均は、1,247.5人(同24.3人減)となった。

なお、感染症の入院患者はいなかった。

イ 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は147億4,721万円、事業費用は146億6,625万円で、差し引き8,095万円の純利益を計上した。この純利益を全額前年度からの繰越欠損金の処理に充てたことにより、翌年度への繰越欠損金は62億8,015万円に減少している。一方、医業収支は、医業収益が131億4,230万円、医業費用が139億7,078万円で、医業損失は前年度より3億339万円多い8億2,848万円となっている。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率をみると、総収益と総費用の対比により収益性を示す総収支比率は100.6%(前年度比較2.5ポイント減)、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は101.6%(同2.3ポイント減)、病院固有の事業に係る医業収支比率は94.1%(同2.2ポイント減)であり、利用患者数の減少などによる収益減を反映してそれぞれ下降している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は452.3%(同15.7ポイント減)、100%以上が理想値とされる当座比率は449.4%(同16.0ポイント減)、20%以上が理想値とされる現金預金比率は193.0%(同5.3ポイント減)といずれも下降しているものの高水準を維持している。

ウ む す び

当年度は、引き続き経営の健全化に向けて、他の医療機関との連携を進めながら、救急医療、高度医療や感染症への対応を行うとともに、各種画像データのデジタル保存装置(CR)などの医療機器の整備、県内初となる女性医師が相談に応じる女性総合外来の開設及び主治医以外の医師の意見を聴くことのできるセカンドオピニオン制度の導入など市民の医療に対する要望に、より一層的確に応えるべく努力をしていることが認められたほか、第三者機関である(財)日本医療機能評価機構による病院機能評価審査で改善すべきと指摘された事項について、検討あるいは改善されたことが認められ、医療の質を高める姿勢もうかがうことができた。

また、臨床研修指定病院として、医師の卒後臨床研修を行うなど、研修医の教育をはじめ、医療スタッフの人材育成にも努めているほか、中越地震の際には医療チームにより被災者への対応にあたり、地域を越えて医療機関としての使命を果たしていることが認められた。

経営状況については、患者数、事業収益、事業費用それぞれともに減少し、純利益は前年度と比

べて3億8,485万円減少したものの、前年度に引き続き黒字経営となり、繰越欠損金も引き続き減少してきている。

財政状態については、内部留保資金は増加しており、流動比率など資金の短期流動性を示す各比率も、前年度に比べて若干下がっているものの、高水準を維持している。

合併により市域が広がった中、新病院の移転新築工事にも着手したところであり、市民に対してより効率的で適切な医療の提供ができる医療体制の実現を目指していくことがますます必要となっている。

今後も、地域医療支援病院として他の病院からの紹介患者の受入や救急医療に更に力を注ぎつつ、医療安全の面ではヒヤリ・ハット事例報告(インシデントレポート)の提出を積極的に勧め、その結果を十分に検討して事故を未然に防ぐ医療体制の確立に努めるよう工夫するとともに、放射線治療室整備については、医療の質を確保する観点から評価はできるが、移転を間近に控えた時期の整備は、効率的な経営の観点から市民の理解を得にくい部分があるため、移転後も、機器等の有効な活用を図っていただきたい。

延利用患者数は依然として減少傾向にあり、病院経営は厳しいものがある中、健全経営に向けて努めていることが認められるが、経費節減や計画的な業務運営により、一層の経営努力を望むものであり、経営の見直しとともに、地域の中核病院としての役割を担いつつ、これまで以上に良質で安心な医療サービスを提供する病院として広く市民に信頼されるよう引き続き努力されたい。

(2) 附属大山台診療所について

当年度の業務状況については、入院部門は一般病床19床で、外来部門は市民病院同様、週5日制でそれぞれ業務を行った。

延利用患者数は、当年度末で廃止が決定していたことから他の医療機関へ紹介するなどの対応を図った結果、入院患者1,783人、外来患者7,842人で、利用患者数の対前年度比較では、入院患者は3,596人の減、外来患者は1,591人の減となった。

また、1日平均利用状況は、入院患者4.9人、外来患者32.3人で、病床利用率は25.7%(前年度比較51.7ポイント減)であった。

経営状況については、医業収益が入院収益の減などにより6,013万円(前年度比較4,030万円減)であるのに対し、医業費用は1億6,025万円(同2,338万円減)であり、1億12万円(同1,691万円増)の医業損失を生じたが、一般会計繰入金を含めた事業収支全

体では、差引きゼロであった。

以上のように、入院及び外来の延利用患者数は減少し、また、入院収益、外来収益とも前年度より減少し、運営に係る収支不足額として1億932万円を一般会計から受け入れており、経営状況は引き続き厳しい状況であった。

2 水道事業会計

当年度の業務状況については、給水人口が76万8,253人で、前年度に比べ25万2,764人(49.0%)の増、給水戸数は28万1,857戸で前年度に比べ8万6,322戸(44.1%)の増と、合併によりそれぞれ増加しており、普及率は99.3%であった。

建設改良事業については、平成12年度から継続している(仮称)信濃川浄水場建設事業を進めるとともに、配水管幹線等の整備も引き続き行った。また、老朽管の取り替えも積極的に行い、黒埼地区では石綿セメント管の布設替が完了した。

(1) 利用概況

年間総配水量は、7,549万1,148^mで前年度に比べ113万3,983^m(1.5%)増加し、有収率は94.08%で1.11ポイント低下している。また、施設利用率は38.0%で前年度に比べ18.4ポイント、最大稼働率は53.0%で13.1ポイントそれぞれ低下した。なお、合併の影響分を除くと有収率は95.32%で前年度に比べ0.13ポイント、施設利用率は56.7%で0.3ポイント、最大稼働率は68.1%で2.0ポイントそれぞれ上昇した。

(2) 経営状況

当年度の経営収支をみると、事業収益は112億7,319万円、事業費は95億1,021万円で17億6,297万円の純利益を計上し、前年度からの繰越分などと合わせて当年度未処分利益剰余金は46億688万円となった。なお、このうち減債積立金に8,814万円の処分を予定し、45億1,873万円はよく年度繰越利益剰余金としている。

各種分析比率については、まず、経営活動の成果を表す比率についてみると、総収益と総費用の対比により収益性を示す総収支比率は118.5%(前年度比較14.1ポイント減)、経常的な収益と費用の対比により単年度黒字の目安を示す経常収支比率は118.6%(同14.0ポイント減)、水道固有の事業に係る営業収支比率は133.8%(同7.8ポイント減)であり、他会計からの負担金などの収益が減ったことによりいずれも前年度に比べ下降している。

次に、資金繰りを表す比率についてみると、200%以上が理想値とされる流動比率は206.7%(同5.7ポイント増)となり、100%以上が理想値とされる当座比率は204.7%(同6.5ポイント増)、20%以上が理想

値とされる現金預金比率は185.5%（同13.8ポイント増）といずれも前年度に比べ上昇している。

また、料金収入に対していくらの企業債元利償還金があるかを示す企業債元利償還金対料金収入比率は27.4%（同4.3ポイント増）となっている。

(3) む す び

当年度は、(仮称)信濃川浄水場建設事業が機械設備や構内整備の一部を除いて完了したほか、配水管整備事業や老朽管改良事業などの推進に引き続き努め、水道法の水質基準に基づく検査に加えて、原水から水道水までの工程ごとの独自検査や農薬などの重点項目検査を実施し、安定した品質の安全な水(新潟ブランドの水道水)の供給に努めるなど、より安定した給水体制を築くため着実に事業を実施していることが認められた。

前年度に開始したコンビニエンスストアでの水道料金収納については、これを通年で実施し、収納件数が現金納付件数の48.7%を占めるなど、利用者の利便の向上を図ったほか、料金収入以外の収入源として、翌年度から実施する検針票の裏面広告の広告主を募集するなど、収入確保に努めていることが認められた。

また、青山、阿賀野川両浄水場の運転監視業務の民間委託により業務執行体制の効率化を図ったほか、入札監視委員会を設置するなど、契約の透明性・公正性の確保に努め、より安定した経営を行なうための体制の整備を進めるとともに、中越地震の際には、他の関係機関と連携を取りながら被災者への対応にあたり、地域を越えて水道事業者としての使命を果たしたことが認められた。

経営状況については、営業収支についてみると給水収益などは増えたものの、配水管移設工事等の減少による他会計負担金の減などから営業収益は前年度と比べて3億5,997万円の減となった一方で、水害による水質の悪化などによる薬品費の増や合併に伴う電算システムの修正などで営業費用は1億9,535万円の増となり、営業利益は5億5,533万円減少している。

事業全体では、当年度はガス事業清算事業会計からの繰入金が無くなったことなどから前年度と比べて事業収益は10億5,420万円の減となった一方で、事業費は前年度と比べて2億1,130万円の増となり、純利益は前年度と比べて12億6,550万円の減となっている。

財政状態については、資本についてみると(仮称)信濃川浄水場建設事業に係る企業債の借入や、合併による引継分などにより借入資本金が前年度と比べて248億9,129万円と大幅に増加しているが、前年度

からの繰越分などにより利益剰余金も27億7,173万円増加している。また、流動負債は前年度と比べ未払金が27億4,856万円増加しているが、流動資産も現金預金が61億8,476万円増加したことにより、流動比率は上昇し、良好な水準にあるといえる。

配水量は10年ぶりに前年度を上回ったものの、今後も給水収益の見通しは不透明な状況であり、依然として厳しい経営環境にある。合併により給水区域が広がった中、これを契機に水道施設の再編を進め、より効率的な水運用を検討するなど今後も更に経営の健全化に努めるとともに、合併で引き継いだ老朽管等の布設替を事業計画どおり着実に実施し、引き続き災害に備えた対応や安定給水、水質の安全及び給水サービスの向上を確保されるよう望むものである。

I 平成16年度新津市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 水道事業収益	円 1,519,300,000		円 1,519,300,000	円 0	円 1,519,300,000	円 16,478,078 △	低受消費税及び 地方消費税 低受消費税及び 地方消費税 (うち、地方消費税 1,663,578円) (うち、地方消費税 1,663,578円)
第1項 営業収益	円 1,493,245,000		円 1,493,245,000	円 0	円 1,493,245,000	円 29,003,757 △	
第2項 営業外収益	円 26,053,000		円 26,053,000	円 0	円 26,053,000	円 11,145,175	
第3項 特別利益	円 2,000		円 2,000	円 0	円 2,000	円 1,380,504	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通次 繰越額	合 計		
第1款 水道事業費用	円 1,385,053,000	△ 5,369,000	円 0	円 0	円 0	円 1,379,684,000	円 1,201,899,530	円 0	円 0	円 0	円 177,784,470	低受消費税及び 地方消費税 (うち、地方消費税 15,420,484円)
第1項 営業費用	円 1,067,605,000	△ 546,000	円 0	円 11,374,000	円 0	円 1,078,433,000	円 986,093,421	円 0	円 0	円 0	円 92,339,579	
第2項 営業外費用	円 263,228,000	△ 4,823,000	円 0	円 0	円 0	円 258,405,000	円 211,892,687	円 0	円 0	円 0	円 46,512,313	
第3項 特別損失	円 4,220,000		円 0	円 0	円 0	円 4,220,000	円 3,913,422	円 0	円 0	円 0	円 306,578	
第4項 予備費	円 50,000,000		円 0	円 △ 11,374,000	円 0	円 38,626,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 38,626,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予			算			額	決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定に係る財源 充当額	継続費通 次繰越額 に係る財源 充当額	合 計				
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円		円	円	
第1項 企業債	464,901,000	0	464,901,000	9,568,000	0	474,469,000		323,285,432	△ 151,183,568	
第2項 工事負担金	342,000,000	0	342,000,000	0	0	342,000,000		163,100,000	△ 178,900,000	
第3項 固定資産売却代金	122,900,000	0	122,900,000	9,568,000	0	132,468,000		160,163,900	27,695,900	
	1,000	0	1,000	0	0	1,000		21,532	20,532	

支 出

区 分	予				算				額	決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			考 備
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業 法第26条の規 定による繰 越額	継続費通 次繰越額	費次額	合 計			地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費通 次繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 建設改良費	1,329,422,000	26,443,000	0	0	62,538,000	204,141,600	1,622,544,600	1,156,727,196	1,156,727,196	0	109,848,150	109,848,150	109,848,150	円
第2項 企業債償還金	968,552,000	26,443,000	0	0	62,538,000	204,141,600	1,261,674,600	897,643,540	897,643,540	0	109,848,150	0	109,848,150	円
	360,870,000	0	0	0	0	0	360,870,000	259,083,656	259,083,656	0	0	0	0	円

資本的収入額が資本的支出額に不足する額833,441,764円は、過年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額11,807,700円、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,028,077円、過年度損益勘定留保資金247,828,336円、当年度損益勘定留保資金89,777,651円、減債積立金200,000,000円、建設改良積立金250,000,000円で補てんした。

（うち、地方消費税 41,362,391円）

平成16年度新津市水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度新津市水道事業会計決算

平成16年度新津市水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が6万8,267人で、給水戸数は2万4,552戸であり、配水量は前年度と比べて2.9%減少している。

また、建設改良事業については、継続となっていた秋葉高々区配水施設整備工事が当年度で完了し、満願寺浄水場施設改良工事は機械・電気設備工事を実施したほか、出水不良の解消及び漏水防止対策を推進するための経年管更新などで45件、合計7,477mの配水管布設工事を実施した。

経営収支については、営業収益が13億9,507万円、営業費用が9億7,067万円で、4億2,439万円の営業利益を計上している。これに加入金、企業債利息などを加減した全体の収支では、水道事業収益は14億3,217万円、水道事業費用は11億6,541万円で、2億6,676万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

当年度は前年度を7,196万円上回る2億6,676万円の純利益を計上したが、これは前年度と比べて事業収益は0.8%と微増ではあったものの、事業費用では5.0%縮減されており、全般にわたる節減に努めた結果によるものと考えられる。

I 平成16年度白根市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	986,220,000	4,274,000	990,494,000	0	0	990,494,000	△ 12,706,872	仮受消費税及び 地方消費税 40,839,519円)	
第1項 営業収益	876,364,000	4,000,000	880,364,000	0	0	880,364,000	△ 4,376,228	仮受消費税及び 地方消費税 815,660円)	
第2項 営業外収益	109,855,000	274,000	110,129,000	0	0	110,129,000	△ 8,365,125		
第3項 特別利益	1,000	0	1,000	0	0	1,000	34,481		

支 出

区 分	予 算						決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通次 繰越額	合 計	
第1款 水道事業費用	950,713,000	13,061,000	0	0	0	963,774,000	852,806,923	0	0	0	110,967,077
第1項 営業費用	769,382,000	14,323,000	0	0	0	783,705,000	711,900,099	0	0	0	71,804,901
第2項 営業外費用	175,831,000	△ 1,262,000	0	174,000	0	174,395,000	140,233,145	0	0	0	34,161,855
第3項 特別損失	500,000	0	0	174,000	0	674,000	673,679	0	0	0	321
第4項 予備費	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000	0	0	0	0	5,000,000

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	円	円	円	円	円	円	
第1項 企業債	426,219,000	△ 91,100,000	335,119,000	0	335,119,000	△ 43,861,944	
第2項 出資金	207,500,000	△ 28,500,000	179,000,000	0	179,000,000	△ 35,000,000	
第3項 負担金	33,600,000	△ 7,600,000	26,000,000	0	26,000,000	△ 26,000,000	
第4項 他会計繰入金	118,009,000	0	118,009,000	0	118,009,000	135,147,056	
	67,110,000	△ 55,000,000	12,110,000	0	12,110,000	17,138,056	
						0	

支 出

区 分	予 算 額				決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額		地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通 次繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	円	円	円	円	円	円	円	円	
第1項 建設改良費	882,951,000	△ 31,363,000	0	0	757,963,485	0	0	0	93,624,515
第2項 事業債務	629,582,000	△ 35,842,000	0	0	559,303,874	0	0	0	34,436,126
第3項 企業償還金	56,325,000	4,479,000	0	0	41,526,303	0	0	0	19,277,687
第4項 予備費	192,044,000	0	0	0	157,133,308	0	0	0	34,910,682
	5,000,000	0	0	0	5,000,000	0	0	0	5,000,000

資本的収入が資本的支出額に不足する額466,706,429円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,235,299円、過年度損益勘定留保資金92,202,711円、当年度損益勘定留保資金312,653,184円、減債積立金20,000,000円、建設改良積立金20,615,235円で補てんした。

平成16年度白根市水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度白根市水道事業会計決算

平成16年度白根市水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が4万5,033人で、給水戸数は1万2,807戸であり、配水量は前年度と比べて4.0%減少している。

また、建設改良事業については、戸頭浄水場の老朽化に対応するため、PC配水池構造劣化対策工事及び沈澱池、ろ過池設備改善工事（第2期）を施工した。また、老朽管の布設替工事、給水改善を目的とした配水管新設・布設替工事及び下水道事業に伴う配水管移設工事を施工した。

経営収支については、営業収益が8億3,514万円、営業費用が7億132万円で、1億3,382万円の営業利益を計上している。これに加入金及び支払利息などを加減した全体の収支では、水道事業収益は9億3,613万円、水道事業費用は8億3,263万円で、1億349万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

当年度は1億349万円の純利益を計上している。これは、収益面で市町村合併に伴い3月検針を行わなかったことにより給水収益が減少したものの、費用面で企業債利息が合併に伴い新市で執行されたこと、及び全般的に経費削減に努めたことにより、不用額を生じた

ものと考えられる。

I 平成16年度豊栄市水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 水道事業収益	円 1,084,000,000	円	円 1,084,000,000	円 0	円 1,084,000,000	円 76,862,848 △	仮受消費税及び 地方消費税 47,107,009円)
第1項 営業収益	円 1,082,943,000	円 0	円 1,082,943,000	円 0	円 1,082,943,000	円 84,507,710 △	仮受消費税及び 地方消費税 401,091円)
第2項 営業外収益	円 1,037,000	円 0	円 1,037,000	円 0	円 1,037,000	円 7,588,430	仮受消費税及び 地方消費税 3,639円)
第3項 特別利益	円 20,000	円 0	円 20,000	円 0	円 20,000	円 56,432	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 水道事業費用	円 1,068,000,000	円 12,340,000	円 0	円 0	円 0	円 1,080,340,000	円 917,399,347	円 0	円 0	円 0	円 162,940,653	
第1項 営業費用	円 918,058,000	円 12,340,000	円 0	円 61,000	円 0	円 930,459,000	円 815,729,112	円 0	円 0	円 0	円 114,729,888	仮払消費税及び うち、地方消費税 19,979,110円)
第2項 営業外費用	円 136,032,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 136,032,000	円 98,688,526	円 0	円 0	円 0	円 37,343,474	
第3項 特別損失	円 3,410,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 3,410,000	円 2,981,709	円 0	円 0	円 0	円 428,291	仮払消費税及び うち、地方消費税 141,740円)
第4項 予備費	円 10,500,000	円 0	円 0 △	円 61,000	円 0	円 10,439,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 10,439,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	考 備
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 資本的収入	251,710,000	0	251,710,000	0	251,710,000	△ 139,366,407	
第1項 工事負担金	22,000,000	0	22,000,000	0	22,000,000	△ 13,656,407	
第2項 営業設備負担金	24,500,000	0	24,500,000	0	24,500,000	△ 24,500,000	
第3項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0	10,000	△ 10,000	
第4項 企業債	179,200,000	0	179,200,000	0	179,200,000	△ 75,200,000	
第5項 国庫補助金	26,000,000	0	26,000,000	0	26,000,000	△ 26,000,000	

支 出

区 分	予 算					決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			考 備
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額		地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続費 通 繰越 額	費 次 繰越 額	
第1款 資本的支出	574,590,000	0	0	0	0	479,645,197	0	0	0	
第1項 建設改良費	358,333,000	0	0	0	0	326,252,530	0	0	0	
第2項 企業債償還金	216,257,000	0	0	0	0	153,392,667	0	0	0	
							円	円	円	
							94,944,808	0	0	
							32,080,470	0	0	
							62,864,333	0	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額367,301,604円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額15,506,800円、当年度損益勘定留保資金218,511,226円、減債積立金133,283,578円で補てんした。

（うち、地方消費税
15,506,800円）

平成16年度豊栄市水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度豊栄市水道事業会計決算

平成16年度豊栄市水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が4万6,414人で、給水戸数は1万4,258戸であり、配水量は前年度と比べて2.1%減少している。

また、建設改良事業については、老朽管改良事業及び石綿セメント管更新事業を行ったほか、長戸呂浄水場の配水ポンプ設備及び内島見配水場の計装盤更新工事等を実施した。

経営収支については、営業収益が9億5,132万円、営業費用が7億9,575万円で、1億5,557万円の営業利益を計上している。これに雑収益及び企業債利息などを加減した全体の収支では、水道事業収益は9億5,962万円、水道事業費用は8億8,576万円で、7,385万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

前述のとおり、当年度の純利益は7,385万円であり、昨年度よりも1,395万円少なかった。その主な理由として、費用面では受水費や企業債利息の一部が合併後の新潟市で支出されたため、これらが費用化されなかった反面、収益面では3月検針を行わなかったことにより給水収益が減少したことが考えられる。

I 平成16年度小須戸町水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 水道事業収益	321,062,000	8,090,000	329,152,000	0	329,152,000	5,751,226	
第1項 営業収益	289,144,000	3,243,000	292,387,000	0	292,387,000	3,310,428	仮受消費税及び 地方消費税 14,055,115円)
第2項 営業外収益	31,888,000	4,847,000	36,735,000	0	36,735,000	2,470,798	仮受消費税及び 地方消費税 206,035円)
第3項 特別利益	30,000	0	30,000	0	30,000	△ 30,000	

支 出

区 分	予 算			額			決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 水道事業費用	303,619,000		0	0	0	309,388,000	297,422,811	0	0	0	11,965,189	
第1項 営業費用	237,135,000	5,769,000	0	12,123,469	0	254,760,469	243,510,520	0	0	0	11,249,949	仮払消費税及び うち、地方消費税 3,165,280円)
第2項 営業外費用	65,454,000	0	0	△ 11,675,000	0	53,779,000	53,653,516	0	0	0	125,484	
第3項 特別損失	30,000	267,000	0	0	0	297,000	258,775	0	0	0	38,225	仮払消費税及び うち、地方消費税 12,322円)
第4項 予備費	1,000,000	0	0	448,469	0	551,531	0	0	0	0	551,531	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 10,000,000	円 203,000	円 10,203,000	円 0	円 10,203,000	円 11,321,130	（うち、地方消費税 仮受消費税及び 地方消費税
第1項 工事負担金	円 3,000,000	円 3,003,000	円 6,003,000	円 0	円 6,003,000	円 11,321,130	
第2項 支出資金	円 7,000,000	円 △ 2,800,000	円 4,200,000	円 0	円 4,200,000	円 0	

支 出

区 分	予 算 額						翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	予			算 額			不 用 額				
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	継続費通次繰越額	合 計	地方公営企業法第26条の規定による繰越額	合 計		
第1款 資本的支出	円 192,850,000	円 3,003,000	円 0	円 0	円 0	円 195,853,000	円 109,922,653	円 0	円 0	円 85,930,347	仮払消費税及び （うち、地方消費税 2,886,445円）
第1項 建設改良費	円 128,300,000	円 3,003,000	円 0	円 0	円 0	円 131,303,000	円 60,307,290	円 0	円 0	円 70,995,710	
第2項 企業償還金	円 64,550,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 64,550,000	円 49,615,363	円 0	円 0	円 14,934,637	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額88,398,523円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,062,565円、過年度損益勘定留保資金55,638,176円、当年度損益勘定留保資金30,697,782円で補てんした。

平成16年度小須戸町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度小須戸町水道事業会計決算

平成16年度小須戸町水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が1万521人で、給水戸数は3,497戸であり、配水量は前年度と比べて0.04%減少している。

また、建設改良事業については、配水管布設工事及び石綿管布設替工事を行ったほか、公共工事に伴う配水管移設工事を実施した。

経営収支については、営業収益が2億8,164万円、営業費用が2億4,034万円で、4,129万円の営業利益を計上している。これに他会計負担金及び企業債利息などを加減した全体の収支では、水道事業収益は3億2,064万円、水道事業費用は2億9,472万円で、2,591万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

前述のとおり、当年度の純利益は2,591万円であり、昨年度よりも934万円多かった。その主な理由として、費用面では職員の増に伴う人件費の増及び固定資産除却費の増があったものの、収益面ではガス事業清算に伴う他会計負担金収入のあったことが考えられる。

I 平成16年度横越町水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 水道事業収益	176,300,000		176,300,000	0	176,300,000	10,522,997	
第1項 営業収益	174,364,000	0	174,364,000	0	174,364,000	3,669,631	仮受消費税及び うち、地方消費税 8,461,820円)
第2項 営業外収益	1,934,000	0	1,934,000	0	1,934,000	△ 1,932,103	
第3項 特別利益	2,000	0	2,000	0	2,000	8,785,469	仮受消費税及び うち、地方消費税 545円)

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 水道事業費用	176,300,000	0	0	0	0	176,300,000	134,433,586	0	0	0	41,866,414	
第1項 営業費用	138,471,000	24,000	0	0	0	138,495,000	115,440,961	0	0	0	23,054,039	仮払消費税及び うち、地方消費税 2,394,991円)
第2項 営業外費用	17,118,000	0	0	0	0	17,118,000	18,100,001	0	0	△ 982,001		
第3項 特別損失	20,000	0	0	0	0	20,000	892,624	0	0	0	△ 872,624	仮払消費税及び うち、地方消費税 500円)
第4項 予備費	20,691,000	△ 24,000	0	0	0	20,667,000	0	0	0	0	20,667,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 2,250,000	円 0	円 2,250,000	円 0	円 2,250,000	円 202,500 △	（うち、地方消費税 仮受消費税及び 地方消費税） 97,500円)
第1項 工事負担金	2,250,000	0	2,250,000	0	2,250,000	202,500 △	

支 出

区 分	予 算						決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続通 繰越額	費次額 合 計	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	継続通 繰越額	費次額 合 計	
第1款 資本的支出	円 61,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 53,727,014	円 0	円 0	円 7,772,986	（うち、地方消費税 仮払消費税及び 地方消費税） 1,354,969円)
第1項 建設改良費	30,208,000	0	0	0	0	0	28,657,821	0	0	1,550,179	
第2項 企業償還金	31,292,000	0	0	0	0	0	25,069,193	0	0	6,222,807	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額51,679,514円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,257,469円、当年度損益勘定留保資金22,209,032円、建設改良積立金28,213,013円で補てんした。

平成16年度横越町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度横越町水道事業会計決算

平成16年度横越町水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が1万455人で、給水戸数は3,634戸であり、配水量は前年度との比較では3.1%減少している。

また、建設改良工事については、町内の3地域において計981mの配水管布設工事を行ったほか、消火栓3基を設置した。

経営収支については、営業収益が1億6,957万円、営業費用が1億1,304万円で、5,652万円の営業利益を計上している。これに企業債利息及び過年度損益修正益などを加減した全体の収支では、水道事業収益は1億7,836万円、水道事業費用は1億2,722万円で、5,113万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

そのため、配水量は通年より少ない日数分であったのに対し、有収水量は検針サイクルにより例年どおり12か月分を経常できたことなどにより、有収率が前年度より上昇している。

当年度は、前年度を1,442万円上回る5,113万円の純利益を計上している。これは収益では給水収益が僅かに減少したものの、費用では原水及び浄水費の受水費が減少したほか、予定していた企業債利息の一部を合

併後の新潟市水道事業で支出したため不用額となったことなどによるものであると考えられる。

I 平成16年度亀田町水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算				額		決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	計	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額			
第1款 事業収益	530,299,000	△ 8,901,000	521,398,000	521,398,000	0	0	538,482,684	17,084,684	仮受消費税及び 仮払消費税並び に、地方消費税 のうち、地方消費税 154,826円
第1項 営業収益	530,140,000	△ 9,568,000	520,572,000	520,572,000	0	0	534,473,865	13,901,865	
第2項 営業外収益	156,000	667,000	823,000	823,000	0	0	4,008,819	3,185,819	
第3項 特別利益	3,000	0	3,000	3,000	0	0	0	△ 3,000	

支 出

区 分	予 算				額		決 算 額	翌年度繰越額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第24条第3 項の規定による支 出額	小 計	地方公営 企業法第26条第2 項の規定による繰 越額	継続費通 次繰越額	合計	不用額	
第1款 事業費用	495,327,000	38,604,000	0	0	0	533,931,000	0	0	0	20,882,043	仮払消費税及び 仮払消費税のうち、 地方消費税 8,309,377円
第1項 営業費用	419,690,000	38,604,000	0	0	0	458,294,000	0	0	0	10,121,653	
第2項 営業外費用	75,433,000	0	0	0	0	75,433,000	0	0	0	10,702,399	
第3項 特別損失	203,000	0	0	0	0	203,000	0	0	0	56,991	
第4項 予備費	1,000	0	0	0	0	1,000	0	0	0	1,000	仮払消費税及び 仮払消費税のうち、 地方消費税 6,938円

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入 第1項 工事負担金	円 48,300,000	△ 円 11,300,000	円 37,000,000	円 0	円 37,000,000	円 641,951	延受消費税及び うち、地方消費税 1,792,470円)
	円 48,300,000	△ 円 11,300,000	円 37,000,000	円 0	円 37,000,000	円 641,951	

支 出

区 分	予 算 額					翌 年 度 繰 越 額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出 額	流用増減額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続 通 繰 越 額	費 次 額	合 計	
第1款 資本的支出 第1項 建設改良費 第2項 企業償還金	円 214,733,000	円 1,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	延受消費税及び うち、地方消費税 6,036,750円)
	円 127,040,000	円 1,500,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	
	円 87,693,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額163,204,240円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,244,280円、過年度損益勘定留保資金66,385,810円、当年度損益勘定留保資金92,574,150円で補てんした。

平成16年度亀田町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度亀田町水道事業会計決算

平成16年度亀田町水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が3万2,779人で、給水戸数は1万1,023戸であり、配水量は前年度との比較では2.1%減少している。

また、建設改良事業については、出水不良地域等の配水管布設工事、経年管更新工事及び下水道関連工事として配水管切り廻し工事を行い、合計で3,616mの配水管布設工事を実施した。

経営収支については、営業収益が5億908万円、営業費用が4億3,986万円で、6,922万円の営業利益を計上している。これに雑収益及び企業債利息などを加減した全体の収支では、事業収益は5億1,293万円、事業費は4億9,226万円で、2,067万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

そのため、配水量は通年より11日少ない日数分であったのに対し、有収水量は3月検針が未実施のため4月から2月までの11か月分となったことにより、有収率が前年度より低下している。

当年度は、前年度より3,326万円少ない2,067万円の純利益を計上している。これは、収益においてこの3月検針未実施により給水収益が減少し、費用では予定していた企業債利息の一部が合併後の新潟市水道事業

で支出したため不用額となったものの、合併関連の委託料等が増となったことなどによるものであると考えられる。

I 平成16年度岩室村水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 事業収益	円 349,834,000	円 953,000	円 350,787,000	円 0	円 350,787,000	円 953,173	
第1項 営業収益	349,830,000	872,000	350,702,000	0	350,702,000	1,230,405	低受消費税及び 地方消費税 16,598,855円)
第2項 営業外収益	2,000	81,000	83,000	0	83,000	279,232	低受消費税及び 地方消費税 1,992円)
第3項 特別利益	2,000	0	2,000	0	2,000	△ 2,000	

支 出

区 分	予 算 額						決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計		地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額	継続費 通 次 繰越額	合 計		
第1款 事業費用	円 294,834,000	円 4,901,000	円 0	円 0	円 0	円 299,735,000	円 275,960,440	円 0	円 0	円 0	円 23,774,560	
第1項 営業費用	223,594,000	4,901,000	0	0	0	228,495,000	221,253,980	0	0	0	7,241,020	低受消費税及び 地方消費税 3,143,753円)
第2項 営業外費用	65,020,000	0	0	0	0	65,020,000	54,295,460	0	0	0	10,724,540	
第3項 特別損失	2,000	0	0	0	0	2,000	411,000	0	0	0	△ 409,000	低受消費税及び 地方消費税 19,500円)
第4項 予備費	6,218,000	0	0	0	0	6,218,000	0	0	0	0	6,218,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算			額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第26条の規 定による繰越 額に充てる財 源当額	繰越費通 次繰越額 に係る財 源当額	合 計			
第1款 資本的収入金	28,822,000	4,864,000	33,686,000	0	0	33,686,000	23,419,150	△ 10,266,850	仮受消費税及び うち、地方消費税 387,150円)
第1項 寄付金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	
第2項 負担金	28,820,000	4,864,000	33,684,000	0	0	33,684,000	23,419,150	△ 10,264,850	
第3項 保険金	1,000	0	1,000	0	0	1,000	0	△ 1,000	

支 出

区 分	予 算			額			翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	備 考	
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	予 備 費 支 出 額	流 用 増 減 額	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 支 出 額	繰 越 費 通 次 繰 越 額				合 計
第 1 款 資 本 的 支 出	円 300,110,000	円 31,070,000	円 0	円 0	円 0	円 331,180,000	円 282,910,928	円 0	円 48,269,072	仮払消費税及び うち、地方消費税 11,149,227円)
第 1 項 建 設 改 良 費	円 240,235,000	円 31,070,000	円 0	円 0	円 0	円 271,305,000	円 236,057,647	円 0	円 35,247,353	
第 2 項 企 業 償 還 金	円 59,875,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 59,875,000	円 46,853,281	円 0	円 13,021,719	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額259,491,778円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額10,032,287円、過年度損益勘定留保資金41,693,719円、当年度損益勘定留保資金87,756,471円、建設改良積立金120,009,301円で補てんした。

平成16年度岩室村水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度岩室村水道事業会計決算

平成16年度岩室村水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が9,879人で、給水戸数は2,871戸であり、配水量は中越地震による観光客の減少等により、前年に比べ10.0%の減となっている。

また建設改良事業については、老朽石綿管の布設替えを行ったほか、送水・配水ポンプの取替・整備等を実施した。

経営収支については、営業収益が3億3,287万円、営業費用が2億1,811万円、1億1,476万円の営業利益を計上している。これに企業債利息等を加減した全体の収支では、事業収益が3億3,323万円、事業費が2億6,953万円、6,369万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

当年度は純利益6,369万円を計上している。これは、収益面で中越地震による観光客の減少等により給水収益が減少したものの、費用面で全般的に経費削減に努めたことにより前年並の純利益を計上したのと考えられる。

I 平成16年度西川町水道事業決算報告書

1. 収益的収入及び支出
収 入

区 分	予 算			額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	地方公営企業 法第24条第3 項の規定によ る支出額に係 る財源充当額	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計			
第1款 水道事業収益	292,490,000		292,490,000	0	0	292,490,000	287,799,103	△ 4,690,897	仮受消費税及び 地方消費税 13,498,561円) うち、地方消費税 85,351円)
第1項 営業収益	289,652,000	0	289,652,000	0	0	289,652,000	284,796,522	△ 4,855,478	
第2項 営業外収益	2,838,000	0	2,838,000	0	0	2,838,000	3,002,581	164,581	

支 出

区 分	予 算				額			決 算 額	翌 年 度 繰 越 額			不 用 額	備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営 企業法第 24条第3 項の規定 による支 出額	小 計	地方公営 企業法第 26条第2 項の規定 による繰 越額		継続費 通 次 繰越額	合計			
第1款 水道事業費用	271,099,000	7,975,000	0	0	0	279,074,000	0	0	281,064,446	0	0	△ 1,990,446	仮払消費税及び うち、地方消費税 3,306,650円)
第1項 営業費用	214,069,000	7,975,000	0	△ 2,382,200	0	219,661,800	0	0	229,400,208	0	0	△ 9,738,408	
第2項 営業外費用	56,430,000	0	0	2,382,200	0	58,812,200	0	0	51,664,238	0	0	7,147,962	
第3項 予備費	600,000	0	0	0	0	600,000	0	0	0	0	0	600,000	

2. 資本的収入及び支出
収 入

区 分	予 算 額				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通 次繰越額 に係る財 源充当額	合 計		
第1款 資本的収入	円 104,610,000	円 0	円 104,610,000	円 0	円 104,610,000	円 2,665,114 △	仮受消費税及び うち、地方消費税 136,500円)
第1項 企業負担金	42,000,000	0	42,000,000	0	42,000,000	38,100,000 △	
第2項 国庫補助金	52,488,000	0	52,488,000	0	52,488,000	53,722,886	
第3項	10,122,000	0	10,122,000	0	10,122,000	10,122,000 0	

支 出

区 分	予 算 額					翌 年 度 繰 越 額			備 考
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継続費通 次繰越額	地方公営 企業法第 26条の規 定による 繰越額	合 計	
第1款 資本的支出	円 256,243,000	円 0	円 0	円 0	円 0	円 256,243,000	円 195,924,362	円 60,318,638	仮払消費税及び うち、地方消費税 6,052,438円)
第1項 建設改良費	178,902,000	0	0	0	0	178,902,000	131,583,620	0	
第2項 企業償還金	77,341,000	0	0	0	0	77,341,000	64,340,742	0	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額93,979,476円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,112,769円、過年度損益勘定留保資金47,809,665円、当年度損益勘定留保資金36,057,042円、建設改良積立金7,000,000円で補てんした。

平成16年度西川町水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度西川町水道事業会計決算

平成16年度西川町水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が1万2,607人で、給水戸数は4,103戸であり、配水量は前年度と比べて2.7%増加している。

また建設改良事業については、地域住民の供給不安の解消と安定供給のため前年度に引き続き水道老朽管敷設替事業を行ったほか、老朽化している原水濁度計及び残留塩素計の更新工事を実施した。

経常収支については、営業収益が2億7,129万円、営業費用が2億2,879万円で、4,250万円の営業利益を計上している。これに雑収益及び企業債利息などを加減した全体の収支では、水道事業収益は2億7,421万円、水道事業費用は2億7,343万円で、78万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う3月20日までの変則的なものである。

当年度は、78万円の純利益を計上したが、これは費用面では、セーフティタワー（給水塔）3基の除却により営業費用が予算額を上回る執行となったものの、収益面で、用地の貸付料等の新たな営業外収益があったことによるものである。

I 平成16年度中之口村潟東村上水道企業団水道事業会計決算報告書

1 収益的収入及び支出

(単位：円)

区 分	予 算 額			決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	地方公営企業法 第24条第3項の 規定による支出 額に係る財源充 当額	合 計		
第1款 水道事業収益	292,158,000	0	0	292,158,000	8,583,877	決算額の内、仮受消費税 及び地方消費税
第1項 営業収益	290,800,000	0	0	290,800,000	8,504,767	決算額の内、仮受消費税 及び地方消費税
第2項 営業外収益	1,338,000	0	0	1,338,000	99,110	決算額の内、仮受消費税 及び地方消費税
第3項 特別利益	20,000	0	0	20,000	△ 20,000	

(単位：円)

区 分	予 算			額			決 算 額	不 用 額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	予備費支出額	流用増減額	地方公営企業法第24条第3項の規定による支出額	小 計				地方公営企業法第26条第2項の規定による繰越額
第1款 水道事業費用	253,656,000	0	0	0	0	253,656,000	0	239,766,407	13,889,593	決算額の内、仮払消費税及び地方消費税
第1項 営業費用	187,087,000	0	0	0	0	187,087,000	0	181,699,383	5,387,617	決算額の内、仮払消費税及び地方消費税
第2項 営業外費用	66,309,000	0	0	0	0	66,309,000	0	58,067,024	8,241,976	決算額の内、仮払消費税及び地方消費税
第3項 特別損失	160,000	0	0	0	0	160,000	0	0	160,000	
第4項 予備費	100,000	0	0	0	0	100,000	0	0	100,000	

2 資本的収入及び支出

収入 (単位：円)

区 分	予 算				決 算 額	予算額に比べ 決算額の増減	備 考
	当初予算額	補正予算額	小 計	継続費通次 繰越額に係る 財源充当額			
第1款 資本的収入	11,010,000	11,500,000	22,510,000	0	22,535,600	25,600	決算額の内、仮受消費税 及び地方消費税 決算額の内、仮受消費税 及び地方消費税
第1項 固定資産売却代金	10,000	0	10,000	0	0	△	
第2項 工事負担金	11,000,000	11,500,000	22,500,000	0	22,535,600	35,600	

支出

(単位：円)

区 分	予 算			額			翌 年 度 繰 越 額			備 考	
	当初予算額	補正予算額	流 用 増 減 額	小 計	地方公営企 業法第26条 の規定によ る繰越額	継 続 繰 越 額	費 次 額	合 計			
第1款 資本的支出	115,953,000	12,100,000	0	128,053,000	0	0	0	0	7,734,905	決算額の内、仮払消費税及び地方消費税	3,846,242
第1項 建設改良費	74,303,000	12,100,000	0	86,403,000	0	0	0	0	85,698,022	決算額の内、仮払消費税及び地方消費税	3,846,242
第2項 企業償還金	41,650,000	0	0	41,650,000	0	0	0	0	34,620,073		7,029,927

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額97,782,495円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,773,118円、当年度損益勘定留保資金68,328,387円、減価積立金3,000,000円、建設改良積立金23,680,990円で補てんした。

平成16年度中之口村潟東村上水道企業団
水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象

平成16年度中之口村潟東村上水道企業団水道事業会計決算

平成16年度中之口村潟東村上水道企業団水道事業会計決算に関する証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類

なお、この決算において平成16年度とは、平成16年4月1日から平成17年3月20日までの期間をいう。

第2 審査の期間

平成17年6月1日から平成17年7月29日

第3 審査の方法

審査は、水道事業会計の決算書類が関係法令に準拠して作成されているか否か、並びにその企業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、決算書類と会計諸帳簿、証書類との照合及び事業関係者に対する質問等の方法により行った。

第4 審査の結果

審査に付された水道事業会計の決算書類は、関係法令に準拠して作成されており、かつ、計数は経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認めた。

第5 所 見

1 事業概況

当年度の業務状況については、給水人口が1万2,910人で、給水戸数が3,404戸であり、配水量は184万6,597㎡で前年に比べ0.9%の減となっている。

また建設改良事業については、老朽配水管の布設替等を実施した。

経営収支については、営業収益が2億8,520万円、営業費用が1億7,933万円、1億586万円の営業利益を計上している。これに企業債利息等を加減した全体の収支では、水道事業収益が2億8,663万円、水道事業費用が2億2,861万円、5,802万円の純利益を計上した。

2 むすび

この決算は、新潟市との合併に伴う平成17年3月20日までの変則的なものである。

当年度は純利益5,802万円を計上している。これは、合併に伴い支払利息等が減少したことによるものと考えられる。

新潟市告示第422号

消防事務の受託の廃止について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項

の規定により、巻町から受託した新潟市と巻町との消防事務の委託を廃止するものとする。

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

廃止の時期 平成17年10月10日

新潟市告示第423号

一般廃棄物処理手数料収納事務委託契約の解除について

一般廃棄物処理手数料収納事務委託者が平成17年9月1日付けで、次のとおり解除になったので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項に基づき告示します。

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

一般廃棄物処理手数料収納事務委託		収納事務 委託区域
住 所	氏 名	
牡丹山1丁目27番20号	小松原孝雄	牡丹山区 第八区

新潟市告示第424号

教育に関する事務の受託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、巻町から受託した新潟市と巻町との教育に関する事務の委託を廃止するものとする。

廃止の時期 平成17年10月10日

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市告示第425号

新潟地域広域市町村圏協議会の廃止について

平成17年10月9日限りで新潟地域広域市町村圏協議会を廃止することとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により告示する。

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市告示第426号

新潟市・巻町合併協議会の廃止について

平成17年10月9日限りで新潟市・巻町合併協議会を廃止することとしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定により告示する。

平成17年10月3日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市告示第427号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成17年10月5日

新潟市長 篠田 昭

1 職権消除日

平成17年9月22日

2 職権消除対象者の住所・氏名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	内野町6802番地20	大島 敬弘
2	紫竹5丁目6番20号	宮田 利雄
3	東中野山2丁目4番25号	一谷収作行
4	紫竹4丁目7番20号	殖栗十四一
5	和合町3丁目7番16号	下沢 孝夫
6	有明町5番14号	國分 守

新潟市告示第428号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟市ひまわりクラブ条例第12条の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定を行ったので、下記のとおり告示する。

平成17年10月5日

新潟市長 篠田 昭

記

1 指定管理者の名称

社会福祉法人 巻町社会福祉協議会

2 管理を行わせる施設の名称及び位置

巻北ひまわりクラブ 新潟市巻乙1606番地1

漆山ひまわりクラブ 新潟市漆山2648番地

松野尾ひまわりクラブ 新潟市松野尾3032番地5

巻南ひまわりクラブ 新潟市堀山新田1301番地

3 管理を行わせる期間

平成17年10月10日から平成20年3月31日まで

新潟市告示第429号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月5日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	供用開始年月日
横越1ー263号線	新潟市横越上町5丁目455番1地先から 新潟市横越上町5丁目551番5地先まで	平成17年 10月5日

新潟市告示第430号

事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、巻町から受託した巻町と新潟市との戸籍事務の電子計算機処理による管理に関する事務の委託を廃止するので同条第3項の規定により告示する。

平成17年10月7日

新潟市長 篠田 昭

廃止の時期 平成17年10月10日

新潟市告示第431号

放置自転車等の撤去・保管について

新潟市自転車等放置防止条例第9条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成17年10月7日

新潟市長 篠田 昭

- 1 放置場所 新潟駅万代口周辺
- 2 撤去台数 自転車 138台
- 3 撤去年月日 平成17年9月1日から
平成17年9月30日まで
- 4 保管返還場所 自転車等保管所
(新潟市花園2丁目54番地先)
- 5 保管期間 平成17年10月8日から
平成18年4月7日まで
- 6 返還日及び時間 月曜日から金曜日（但し、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日は除く。）
午前9時から午後5時まで。
- 7 返還に必要なもの

- (1) 運転免許証・健康保険証、その他身分を証明できるもの。
- (2) 自転車等の鍵又は保証書、その他返還を受けようとする自転車利用者等であることを証明できるもの。

(3) 印 鑑

(4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取がないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき本市において処分する。

新潟市告示第432号

新潟市営住宅の利便性係数について（平成9年9月30日告示第212号）の一部を次のように改める。

なお、この改正規定は、平成17年10月10日から施行する。

平成17年10月7日

新 潟 市 長 篠 田 昭

表に次のように加える。

巻1区第1住宅	全ての住宅	0.82
巻1区第2住宅	全ての住宅	0.90
巻12区住宅	全ての住宅	0.87
巻13区第1住宅	全ての住宅	0.90
巻13区第2住宅	全ての住宅	0.91
巻13区第3住宅	全ての住宅	0.95
赤鎗住宅	全ての住宅	0.75
前田住宅	全ての住宅	0.85
天神住宅	全ての住宅	0.71

新潟市告示第433号

新潟市屋外広告物条例に基づく禁止地域の指定について

新潟市屋外広告物条例（平成7年新潟市条例第59号）第7条の規定により禁止地域を次のとおり指定する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 新潟市屋外広告物条例第7条の規定に基づき、屋外広告物等を表示し、又は設置してはならない地域又は場所を次のように指定する。

(1) 同条第1項第2号の規定によるもの

名 称	所 在 地	種 別	指定地域
菖蒲塚古墳	竹野町2666－1 他	史 跡	史跡指定 地域内

新潟市告示第434号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条及び第4条の規定に基づく悪臭規制地域の指定及び規制基準の設定について（平成17年新潟市告示第93号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 規制する地域の欄を次のように改める

区域の区分	規 制 地 域
A 区 域	別図1, 2, 3 及び 4 のとおり

B 区 域	別図2, 3 及び 4 のとおり
第 1 種 区 域	別図5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 20, 21, 22, 24 及び 25 のとおり
第 2 種 区 域	別図5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 24 及び 25 のとおり
第 3 種 区 域	別図5, 6, 7, 8, 9, 10, 12, 13, 15, 17, 23, 24 及び 25 のとおり

新潟市告示第435号

騒音規制法（昭和43年法律第98号）第3条第1項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域の指定（平成12年新潟市告示第59号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 規制する地域の欄を次のように改める。

1 規制する地域

第一種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び同項第7号の規定による風致地区並びに寺地の一部の区域
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び立込の一部、鳥原の一部、金巻の一部、鯉潟の一部、鯉潟一丁目の一部、和泉の一部、上新田の一部、神屋の一部、北田中の一部、小坂の一部、十五間の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、白根の一部、白根ノ内七軒の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、戸頭の一部、新飯田の一部、根岸の一部、能登の一部、白根古川の一部、保坂の一部、浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、横越の一部、亀田早通一丁目、亀田早通二丁目、川崎の一部、鯉の一部、善光寺の一部、曾根の一部、旗屋の一部、横島の一部、西松崎の一部、味方の一部、居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、山王の一部、山王新田の一部、西白根の一部、七穂の一部、吉江の一部、吉田新田の一部、潟浦新の一部、上小吉の一部、高野宮の一部、河間の一部、小吉の一部、中之口の一部、東小吉の一部、東船越の一部、三ツ門の一部、門田の一部、赤鎗の一部、巻の一部並びに割前の一部の区域
第三種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部、鯉潟の一部、上塩俵の一部、上新田の一部、神屋の一部、小坂の一部、小蔵子の一部、七軒の一部、下塩俵の一部、十五間の一部、南田中の一部、戸頭の一部、中塩俵の一部、新飯田の一部、根岸の一部、白根古川の一部、保坂の一部、木崎の一部、豊栄笹山の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目的一部分、曾根の一部、旗屋の一部、居宿の一部、西白根の一部、高野宮の一部、小吉の一部、中之口長場の一部、針ヶ曾根の一部、東小吉の一部、門田の一部並びに六分の区域

第四種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による工業地域及び内島見の一部、木崎の一部、豊栄笹山の一部、樋ノ入の一部、赤鎗の一部、安尻の一部並びに下和納の一部の区域
-------	---

新潟市告示第436号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める総理府令（平成12年総理府令第15号）備考1により市長が定める自動車騒音に係る区域の指定（平成12年新潟市告示第60号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 区域の欄を次のように改める。

1 区域

a 区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域及び同項第7号の規定による風致地区、寺地の一部、亀田早通一丁目、亀田早通二丁目、鯨の一部、赤鎗の一部、巻の一部並びに割前の一部の区域
b 区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び立仏の一部、鳥原の一部、金巻の一部、鯨潟の一部、鯨潟一丁目の一部、和泉の一部、上新田の一部、神屋の一部、北田中の一部、小坂の一部、十五間の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、白根の一部、白根ノ内七軒の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、戸頭の一部、新飯田の一部、根岸の一部、能登の一部、白根古川の一部、保坂の一部、浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、横越の一部、川崎の一部、鯨の一部、善光寺の一部、曾根の一部、旗屋の一部、横島の一部、西松崎の一部、味方の一部、居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、山王の一部、山王新田の一部、西白根の一部、七穂の一部、吉江の一部、吉田新田の一部、潟浦新の一部、上小吉の一部、高野宮の一部、河間の一部、小吉の一部、中之口の一部、東小吉の一部、東船越の一部、三ツ門の一部並びに門田の一部の区域
c 区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部、鯨潟の一部、上塩俵の一部、上新田の一部、神屋の一部、小坂の一部、小蔵子の一部、七軒の一部、下塩俵の一部、十五間の一部、南田中的一部分、戸頭の一部、中塩俵の一部、新飯田の一部、根岸の一部、白根古川の一部、保坂の一部、内島見の一部、木崎の一部、豊栄笹山の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、曾根の一部、旗屋の一部、居宿の一部、西白根の一部、高野宮の一部、小吉の一部、中之口長場の一部、針ヶ曾根の一部、東小吉の一部、門田の一部、六分、赤鎗の一部、安尻の一部並びに下和納の一部の区域

新潟市告示第437号

振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により、振動規制法による振動規制地域の指定（平成12年新潟市告示第62号）の一部を次のとおり改正する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 規制する地域の欄を次のように改める。

1 規制する地域

第一種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び同項第7号の規定による風致地区、寺地の一部、立仏の一部、鳥原の一部、金巻の一部、鯨潟の一部、鯨潟一丁目の一部、和泉の一部、上新田の一部、神屋の一部、北田中的一部分、小坂の一部、十五間の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、白根の一部、白根ノ内七軒の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、戸頭の一部、新飯田の一部、根岸の一部、能登の一部、白根古川の一部、保坂の一部、浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、横越の一部、亀田早通一丁目、亀田早通二丁目、川崎の一部、鯨の一部、善光寺の一部、曾根の一部、旗屋の一部、横島の一部、西松崎の一部、味方の一部、居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、山王の一部、山王新田の一部、西白根の一部、七穂の一部、吉江の一部、吉田新田の一部、潟浦新の一部、上小吉の一部、高野宮の一部、河間の一部、小吉の一部、中之口の一部、東小吉の一部、東船越の一部、三ツ門の一部、門田の一部、赤鎗の一部、巻の一部並びに割前の一部の区域
第二種区域	都市計画法第8条第1項第1号の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部、鯨潟の一部、上塩俵の一部、上新田の一部、神屋の一部、小坂の一部、小蔵子の一部、七軒の一部、下塩俵の一部、十五間の一部、南田中的一部分、戸頭の一部、中塩俵の一部、新飯田の一部、根岸の一部、白根古川の一部、保坂の一部、内島見の一部、木崎の一部、豊栄笹山の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、曾根の一部、旗屋の一部、居宿の一部、西白根の一部、高野宮の一部、小吉の一部、中之口長場の一部、針ヶ曾根の一部、東小吉の一部、門田の一部、六分、赤鎗の一部、安尻の一部並びに下和納の一部の区域

新潟市告示第438号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路線名	区 間	変 更 別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
岩室1－ 403号線	新潟市高畑字仲2372番 1地先から	前	3.5	702.6
	新潟市高畑字北2392番 地先まで	後	7.0	702.6

新潟市告示第439号

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の市道路線の供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

路 線 名	区 間	供用開始 年 月 日
岩室1－ 403号線	新潟市高畑字仲2372番1地先から 新潟市高畑字北2392番地先まで	平成17年 10月10日

新潟市告示第440号

市道路線の名称変更について

巻町合併による旧巻町町道を新潟市道に引き継ぐため、市道路線名称を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新 路 線 名	旧 路 線 名	起 点 地 番
		終 点 地 番
漆山榎岡線	町道19号線	新潟市漆山2556－2
		新潟市並岡1055
東町今井線	町道35号線	新潟市巻東町136－2
		新潟市巻東町803
漆山打越線	町道36号線	新潟市漆山7175
		新潟市漆山5410－2
榎岡並岡線	町道122号線	新潟市並岡589
		新潟市並岡501
馬堀潟頭線	町道150号線	新潟市馬堀3082
		新潟市潟頭176
並岡桜林線	町道153号線	新潟市並岡75－1
		新潟市下和納3438

大 通 り 線	町道168号線	新潟市馬堀4693
		新潟市馬堀2854
河 井 赤 館 線	町道173号線	新潟市河井2702
		新潟市赤館928
グリーンハイ ツ中郷屋線	町道304号線	新潟市巻甲4464
		新潟市中郷屋29－14
高 校 通 線	町道312号線	新潟市巻甲2959－12
		新潟市竹野町1023
中 江 通 線	町道340号線	新潟市中郷屋205－4
		新潟市巻甲2468－8
赤 館 島 工業団地線	町道417号線	新潟市赤館865－1
		新潟市赤館4006－9
グリーンハイ ツ巻警察署線	町道421号線	新潟市巻甲10673－10
		新潟市赤館1040
安 尻 潟 頭 線	町道454号線	新潟市安尻352
		新潟市潟頭672
堀 山 外 廻 線	町道467号線	新潟市赤館928
		新潟市巻甲48－1
堀山鷺ノ木線	町道528号線	新潟市堀山新田217－2
		新潟市鷺ノ木1647－11
大 曲 愛 宕 線	町道581号線	新潟市巻甲473
		新潟市堀山新田311－2
羽田桔梗ヶ丘 団 地 線	町道801号線	新潟市羽田22
		新潟市巻甲1466－6
稲 島 福 井 線	町道901号線	新潟市稲島2238
		新潟市福井1816－1
松 郷 屋 間 手 橋 線	町道939号線	新潟市松郷屋398
		新潟市鷺ノ木2630
布 目 稲 島 線	町道1041号線	新潟市布目205
		新潟市稲島2118
仁 箇 稲 島 線	町道1045号線	新潟市仁箇1274－1
		新潟市稲島965－1
追分越前浜線	町道1101号線	新潟市越前浜5123
		新潟市角田浜5323
越 前 浜 松 野 尾 線	町道1269号線	新潟市越前浜1216－1
		新潟市角田浜5534－1

漆山東町線	町道2号線	新潟市漆山2829－4	巻9号線	町道10号線	新潟市漆山8720
		新潟市巻東町646－1			新潟市漆山7386
大坪線	町道305号線	新潟市巻甲4773－1	巻10号線	町道11号線	新潟市漆山8541
		新潟市巻甲4510－8			新潟市漆山2635
鷺ノ木峰岡線	町道559号線	新潟市鷺ノ木376－1	巻11号線	町道12号線	新潟市漆山8362
		新潟市峰岡120－4			新潟市漆山2700
仁箇前田線	町道607号線	新潟市仁箇1600	巻12号線	町道13号線	新潟市漆山7693
		新潟市仁箇335			新潟市漆山3618－5
東汰上13区線	町道618号線	新潟市東汰上412	巻13号線	町道14号線	新潟市漆山1936－2
		新潟市巻甲1554－7			新潟市漆山3613
葉萱場割前線	町道623号線	新潟市割前5	巻14号線	町道15号線	新潟市漆山1824－1
		新潟市葉萱場110			新潟市漆山831
真田東汰上線	町道634号線	新潟市東汰上1521	巻15号線	町道16号線	新潟市漆山2632
		新潟市東汰上408			新潟市漆山2635
仁箇東線	町道828号線	新潟市仁箇1074	巻16号線	町道17号線	新潟市並岡16
		新潟市仁箇566			新潟市並岡10
竹野町城山運動公園線	町道946号線	新潟市鷺ノ木2508	巻17号線	町道18号線	新潟市並岡156
		新潟市竹野町1901			新潟市並岡111
大原松山線	町道1438号線	新潟市巻大原943	巻18号線	町道20号線	新潟市並岡217
		新潟市松野尾3420－1			新潟市並岡3304
巻1号線	町道1号線	新潟市巻東町121	巻19号線	町道21号線	新潟市並岡233
		新潟市巻東町729			新潟市並岡3298
巻2号線	町道3号線	新潟市漆山2827	巻20号線	町道22号線	新潟市並岡3324
		新潟市漆山2522			新潟市並岡3261
巻3号線	町道4号線	新潟市漆山2811－1	巻21号線	町道23号線	新潟市並岡3354
		新潟市漆山2538			新潟市並岡3247
巻4号線	町道5号線	新潟市漆山2383	巻22号線	町道24号線	新潟市並岡3392
		新潟市漆山1514			新潟市並岡1290
巻5号線	町道6号線	新潟市漆山2793	巻23号線	町道25号線	新潟市並岡3425
		新潟市漆山2550			新潟市並岡3185
巻6号線	町道7号線	新潟市漆山8915－2	巻24号線	町道26号線	新潟市並岡3463
		新潟市漆山856－2			新潟市並岡3144
巻7号線	町道8号線	新潟市漆山8433	巻25号線	町道27号線	新潟市並岡3492
		新潟市漆山2776－1			新潟市並岡3092
巻8号線	町道9号線	新潟市漆山8486	巻26号線	町道28号線	新潟市並岡3523
		新潟市漆山2274			新潟市並岡3003

卷 1 一 2 7 号 線	町道29号線	新潟市並岡3628	卷 1 一 4 5 号 線	町道49号線	新潟市巻東町36
		新潟市並岡3577			新潟市巻東町14
卷 1 一 2 8 号 線	町道30号線	新潟市並岡108－ 2	卷 1 一 4 6 号 線	町道50号線	新潟市巻東町1133
		新潟市並岡139－ 4			新潟市漆山674
卷 1 一 2 9 号 線	町道31号線	新潟市並岡3647	卷 1 一 4 7 号 線	町道51号線	新潟市巻甲13169
		新潟市並岡3267			新潟市巻東町126
卷 1 一 3 0 号 線	町道32号線	新潟市漆山7889	卷 1 一 4 8 号 線	町道52号線	新潟市漆山2821－ 2
		新潟市漆山7789			新潟市漆山7588
卷 1 一 3 1 号 線	町道33号線	新潟市漆山8802	卷 1 一 4 9 号 線	町道53号線	新潟市漆山7635
		新潟市漆山8554			新潟市漆山7676
卷 1 一 3 2 号 線	町道34号線	新潟市巻東町372	卷 1 一 5 0 号 線	町道54号線	新潟市漆山7694
		新潟市巻東町59			新潟市漆山7702
卷 1 一 3 3 号 線	町道37号線	新潟市漆山7086	卷 1 一 5 1 号 線	町道55号線	新潟市漆山1920－ 1
		新潟市漆山7909－ 1			新潟市漆山1829－ 1
卷 1 一 3 4 号 線	町道38号線	新潟市漆山7544	卷 1 一 5 2 号 線	町道56号線	新潟市漆山2095－ 1
		新潟市漆山2543			新潟市漆山7086
卷 1 一 3 5 号 線	町道39号線	新潟市巻東町186	卷 1 一 5 3 号 線	町道57号線	新潟市漆山7967
		新潟市巻東町253			新潟市漆山8369－ 2
卷 1 一 3 6 号 線	町道40号線	新潟市巻東町171	卷 1 一 5 4 号 線	町道58号線	新潟市漆山2808－ 嵐
		新潟市巻東町174			新潟市漆山2461－ 1
卷 1 一 3 7 号 線	町道41号線	新潟市巻東町559－ 1	卷 1 一 5 5 号 線	町道59号線	新潟市漆山2109
		新潟市巻東町156			新潟市漆山3107
卷 1 一 3 8 号 線	町道42号線	新潟市巻東町113	卷 1 一 5 6 号 線	町道60号線	新潟市漆山2824
		新潟市巻東町188			新潟市漆山7546
卷 1 一 3 9 号 線	町道43号線	新潟市巻東町 1	卷 1 一 5 7 号 線	町道61号線	新潟市漆山2769
		新潟市巻東町241			新潟市漆山3367
卷 1 一 4 0 号 線	町道44号線	新潟市巻東町125	卷 1 一 5 8 号 線	町道62号線	新潟市漆山7909
		新潟市巻東町601			新潟市漆山7921
卷 1 一 4 1 号 線	町道45号線	新潟市巻東町336	卷 1 一 5 9 号 線	町道63号線	新潟市漆山2647
		新潟市巻東町122			新潟市漆山2623
卷 1 一 4 2 号 線	町道46号線	新潟市巻東町413	卷 1 一 6 0 号 線	町道64号線	新潟市漆山8798
		新潟市巻東町400			新潟市山島423
卷 1 一 4 3 号 線	町道47号線	新潟市巻東町72	卷 1 一 6 1 号 線	町道65号線	新潟市漆山8962
		新潟市巻東町66			新潟市山島443
卷 1 一 4 4 号 線	町道48号線	新潟市巻東町57	卷 1 一 6 2 号 線	町道66号線	新潟市漆山8592
		新潟市巻東町67			新潟市漆山8474

巻 1 一 6 3 号 線	町道67号線	新潟市漆山8660	巻 1 一 8 1 号 線	町道85号線	新潟市漆山7925
		新潟市山島423			新潟市漆山7928
巻 1 一 6 4 号 線	町道68号線	新潟市漆山8018－ 1	巻 1 一 8 2 号 線	町道86号線	新潟市漆山7902
		新潟市漆山8086			新潟市漆山7935
巻 1 一 6 5 号 線	町道69号線	新潟市漆山2884－ 2	巻 1 一 8 3 号 線	町道87号線	新潟市漆山8308
		新潟市漆山2857			新潟市漆山7953
巻 1 一 6 6 号 線	町道70号線	新潟市漆山8416	巻 1 一 8 4 号 線	町道88号線	新潟市漆山8252－ 7
		新潟市漆山8423			新潟市漆山8247－12
巻 1 一 6 7 号 線	町道71号線	新潟市漆山2111	巻 1 一 8 5 号 線	町道100号線	新潟市漆山2685－ 1
		新潟市漆山2109－ 1			新潟市漆山2663－ 1
巻 1 一 6 8 号 線	町道72号線	新潟市漆山8592	巻 1 一 8 6 号 線	町道101号線	新潟市並岡1113
		新潟市漆山2687			新潟市並岡1446
巻 1 一 6 9 号 線	町道73号線	新潟市漆山7330－ 2	巻 1 一 8 7 号 線	町道102号線	新潟市並岡528－ 2
		新潟市馬堀5564－ 7			新潟市並岡1714
巻 1 一 7 0 号 線	町道74号線	新潟市下和納3952－ 1	巻 1 一 8 8 号 線	町道103号線	新潟市並岡1075
		新潟市下和納3940			新潟市並岡735
巻 1 一 7 1 号 線	町道75号線	新潟市下和納3786－ 1	巻 1 一 8 9 号 線	町道104号線	新潟市並岡1018
		新潟市下和納3757－ 2			新潟市並岡734
巻 1 一 7 2 号 線	町道76号線	新潟市下和納3606－ 1	巻 1 一 9 0 号 線	町道105号線	新潟市馬堀4569－ 1
		新潟市下和納3582			新潟市馬堀4514
巻 1 一 7 3 号 線	町道77号線	新潟市下和納3429	巻 1 一 9 1 号 線	町道106号線	新潟市並岡4302－ 2
		新潟市下和納3912			新潟市馬堀254－ 2
巻 1 一 7 4 号 線	町道78号線	新潟市漆山7890	巻 1 一 9 2 号 線	町道107号線	新潟市馬堀5707
		新潟市漆山7877－ 2			新潟市並岡257
巻 1 一 7 5 号 線	町道79号線	新潟市漆山8362	巻 1 一 9 3 号 線	町道108号線	新潟市馬堀4946
		新潟市漆山8314			新潟市馬堀6318
巻 1 一 7 6 号 線	町道80号線	新潟市漆山8743－ 2	巻 1 一 9 4 号 線	町道109号線	新潟市並岡1710
		新潟市漆山8734－ 1			新潟市並岡730
巻 1 一 7 7 号 線	町道81号線	新潟市漆山7585－ 2	巻 1 一 9 5 号 線	町道110号線	新潟市並岡1655
		新潟市漆山7601－ 1			新潟市並岡248
巻 1 一 7 8 号 線	町道82号線	新潟市巻東町 2	巻 1 一 9 6 号 線	町道111号線	新潟市並岡279
		新潟市巻東町11			新潟市並岡33
巻 1 一 7 9 号 線	町道83号線	新潟市巻東町26	巻 1 一 9 7 号 線	町道112号線	新潟市並岡1592
		新潟市巻東町401			新潟市並岡303
巻 1 一 8 0 号 線	町道84号線	新潟市巻東町310－ 2	巻 1 一 9 8 号 線	町道114号線	新潟市並岡1525
		新潟市巻東町150			新潟市並岡53

巻 1 9 9 号 線	町道115号線	新潟市並岡1452	巻 1 1 1 7 号 線	町道137号線	新潟市河井505
		新潟市並岡210			新潟市河井671
巻 1 1 0 0 号 線	町道117号線	新潟市並岡1378	巻 1 1 1 8 号 線	町道139号線	新潟市河井475
		新潟市並岡393			新潟市河井641
巻 1 1 0 1 号 線	町道119号線	新潟市並岡1290	巻 1 1 1 9 号 線	町道141号線	新潟市河井439
		新潟市並岡416			新潟市河井2926
巻 1 1 0 2 号 線	町道121号線	新潟市並岡585	巻 1 1 2 0 号 線	町道142号線	新潟市桜林3207
		新潟市並岡529			新潟市桜林3215
巻 1 1 0 3 号 線	町道123号線	新潟市並岡490	巻 1 1 2 1 号 線	町道143号線	新潟市馬堀6554
		新潟市並岡476			新潟市河井409
巻 1 1 0 4 号 線	町道124号線	新潟市並岡1217	巻 1 1 2 2 号 線	町道144号線	新潟市河井369
		新潟市並岡446			新潟市赤鎗3349
巻 1 1 0 5 号 線	町道125号線	新潟市並岡423	巻 1 1 2 3 号 線	町道145号線	新潟市河井506
		新潟市並岡434			新潟市河井359
巻 1 1 0 6 号 線	町道126号線	新潟市巻栄町138	巻 1 1 2 4 号 線	町道146号線	新潟市河井508
		新潟市巻栄町179			新潟市河井595
巻 1 1 0 7 号 線	町道127号線	新潟市馬堀4208	巻 1 1 2 5 号 線	町道147号線	新潟市馬堀9665
		新潟市馬堀2339			新潟市巻栄町2855
巻 1 1 0 8 号 線	町道128号線	新潟市馬堀135	巻 1 1 2 6 号 線	町道148号線	新潟市馬堀4408
		新潟市並岡416			新潟市並岡177
巻 1 1 0 9 号 線	町道129号線	新潟市巻栄町2208	巻 1 1 2 7 号 線	町道149号線	新潟市馬堀5599
		新潟市巻栄町261			新潟市馬堀2937
巻 1 1 1 0 号 線	町道130号線	新潟市馬堀4867	巻 1 1 2 8 号 線	町道151号線	新潟市馬堀3640
		新潟市馬堀4840			新潟市馬堀500
巻 1 1 1 1 号 線	町道131号線	新潟市馬堀5026	巻 1 1 2 9 号 線	町道152号線	新潟市馬堀4259
		新潟市馬堀4569			新潟市馬堀2848
巻 1 1 1 2 号 線	町道132号線	新潟市馬堀5051	巻 1 1 3 0 号 線	町道154号線	新潟市馬堀1603
		新潟市馬堀4512			新潟市馬堀1663
巻 1 1 1 3 号 線	町道133号線	新潟市馬堀5007	巻 1 1 3 1 号 線	町道155号線	新潟市桜林306
		新潟市馬堀5565			新潟市桜林407
巻 1 1 1 4 号 線	町道134号線	新潟市馬堀5666	巻 1 1 3 2 号 線	町道156号線	新潟市並岡198－1
		新潟市馬堀4758			新潟市並岡199－2
巻 1 1 1 5 号 線	町道135号線	新潟市馬堀5652	巻 1 1 3 3 号 線	町道157号線	新潟市巻栄町2212
		新潟市馬堀5712			新潟市馬堀770
巻 1 1 1 6 号 線	町道136号線	新潟市河井511	巻 1 1 3 4 号 線	町道158号線	新潟市桜林497
		新潟市河井697			新潟市桜林436

巻 1 1 3 5 号 線	町道159号線	新潟市桜林2846	巻 1 1 5 3 号 線	町道179号線	新潟市馬堀6491
		新潟市潟頭1818			新潟市馬堀2758
巻 1 1 3 6 号 線	町道160号線	新潟市桜林51	巻 1 1 5 4 号 線	町道180号線	新潟市馬堀22
		新潟市馬堀1679			新潟市潟頭2519－1
巻 1 1 3 7 号 線	町道161号線	新潟市馬堀4958	巻 1 1 5 5 号 線	町道181号線	新潟市柿島179
		新潟市馬堀4963			新潟市柿島189
巻 1 1 3 8 号 線	町道162号線	新潟市馬堀2635	巻 1 1 5 6 号 線	町道182号線	新潟市山島24
		新潟市馬堀2423			新潟市山島24
巻 1 1 3 9 号 線	町道163号線	新潟市潟頭186	巻 1 1 5 7 号 線	町道183号線	新潟市巻甲13019
		新潟市潟頭804			新潟市巻甲12193
巻 1 1 4 0 号 線	町道164号線	新潟市桜林1688	巻 1 1 5 8 号 線	町道184号線	新潟市河井47
		新潟市桜林1678			新潟市潟頭2794
巻 1 1 4 1 号 線	町道165号線	新潟市馬堀4669	巻 1 1 5 9 号 線	町道185号線	新潟市潟頭2795
		新潟市馬堀4693			新潟市潟頭2717
巻 1 1 4 2 号 線	町道166号線	新潟市馬堀3454	巻 1 1 6 0 号 線	町道186号線	新潟市河井2534
		新潟市馬堀6299			新潟市河井232
巻 1 1 4 3 号 線	町道167号線	新潟市潟頭490	巻 1 1 6 1 号 線	町道187号線	新潟市河井2994－14
		新潟市馬堀3223			新潟市河井2507
巻 1 1 4 4 号 線	町道169号線	新潟市馬堀4315	巻 1 1 6 2 号 線	町道188号線	新潟市河井2632
		新潟市馬堀4851			新潟市河井2695
巻 1 1 4 5 号 線	町道170号線	新潟市馬堀5666	巻 1 1 6 3 号 線	町道189号線	新潟市桜林217
		新潟市馬堀5559			新潟市桜林225
巻 1 1 4 6 号 線	町道171号線	新潟市並岡1100	巻 1 1 6 4 号 線	町道190号線	新潟市桜林533
		新潟市馬堀4748			新潟市桜林1805
巻 1 1 4 7 号 線	町道172号線	新潟市巻栄町235	巻 1 1 6 5 号 線	町道191号線	新潟市桜林1823
		新潟市巻栄町70			新潟市桜林1686
巻 1 1 4 8 号 線	町道174号線	新潟市潟頭1492	巻 1 1 6 6 号 線	町道192号線	新潟市桜林553
		新潟市馬堀5594			新潟市桜林1838
巻 1 1 4 9 号 線	町道175号線	新潟市赤鎗3456	巻 1 1 6 7 号 線	町道193号線	新潟市桜林572
		新潟市潟頭1506			新潟市桜林1820
巻 1 1 5 0 号 線	町道176号線	新潟市赤鎗3341	巻 1 1 6 8 号 線	町道194号線	新潟市桜林1760
		新潟市潟頭194			新潟市桜林567
巻 1 1 5 1 号 線	町道177号線	新潟市赤鎗284	巻 1 1 6 9 号 線	町道195号線	新潟市河井216
		新潟市潟頭494			新潟市潟頭266－1
巻 1 1 5 2 号 線	町道178号線	新潟市馬堀4699	巻 1 1 7 0 号 線	町道196号線	新潟市桜林533
		新潟市馬堀4700			新潟市桜林1819－1

巻 1 171号線	町道197号線	新潟市漆山3690-45	巻 1 189号線	町道215号線	新潟市河井1346-2
		新潟市漆山3690-64			新潟市柿島88-1
巻 1 172号線	町道198号線	新潟市漆山3690-60	巻 1 190号線	町道216号線	新潟市河井1792
		新潟市漆山3690-65			新潟市河井1486
巻 1 173号線	町道199号線	新潟市馬堀6001-5	巻 1 191号線	町道217号線	新潟市河井2069
		新潟市馬堀6001-37			新潟市河井1325
巻 1 174号線	町道200号線	新潟市馬堀6145-5	巻 1 192号線	町道218号線	新潟市河井11998
		新潟市漆山3690-41			新潟市河井1058
巻 1 175号線	町道201号線	新潟市馬堀6491	巻 1 193号線	町道219号線	新潟市河井1044
		新潟市漆山5582			新潟市河井2823
巻 1 176号線	町道202号線	新潟市山島144	巻 1 194号線	町道220号線	新潟市河井2039
		新潟市山島668			新潟市河井2491
巻 1 177号線	町道203号線	新潟市馬堀3520	巻 1 195号線	町道221号線	新潟市河井2823-1
		新潟市馬堀6564-1			新潟市湯頭2419-1
巻 1 178号線	町道204号線	新潟市山島645	巻 1 196号線	町道222号線	新潟市河井1954
		新潟市山島110			新潟市河井974
巻 1 179号線	町道205号線	新潟市河井2496	巻 1 197号線	町道223号線	新潟市河井2634-1
		新潟市河井2523-1			新潟市河井2632-1
巻 1 180号線	町道206号線	新潟市山島606	巻 1 198号線	町道224号線	新潟市河井900
		新潟市山島1			新潟市河井1988
巻 1 181号線	町道207号線	新潟市山島567	巻 1 199号線	町道225号線	新潟市馬堀6147
		新潟市山島290			新潟市河井202-2
巻 1 182号線	町道208号線	新潟市山島505	巻 1 200号線	町道226号線	新潟市柿島180
		新潟市山島265			新潟市柿島1332
巻 1 183号線	町道209号線	新潟市柿島467	巻 1 201号線	町道227号線	新潟市柿島222
		新潟市柿島214			新潟市河井396
巻 1 184号線	町道210号線	新潟市柿島1683	巻 1 202号線	町道228号線	新潟市河井2816
		新潟市河井1393			新潟市河井1152
巻 1 185号線	町道211号線	新潟市柿島176	巻 1 203号線	町道229号線	新潟市柿島841
		新潟市柿島161			新潟市河井298
巻 1 186号線	町道212号線	新潟市柿島1716	巻 1 204号線	町道230号線	新潟市柿島674
		新潟市柿島1421			新潟市柿島1981
巻 1 187号線	町道213号線	新潟市柿島153-2	巻 1 205号線	町道231号線	新潟市河井710
		新潟市柿島131			新潟市河井1832
巻 1 188号線	町道214号線	新潟市河井1750	巻 1 206号線	町道232号線	新潟市柿島59-1
		新潟市河井1455			新潟市柿島57-1

巻 1 2 0 7 号 線	町道233号線	新潟市柿島49	巻 1 2 2 5 号 線	町道309号線	新潟市巻5547
		新潟市柿島47－2			新潟市巻4233
巻 1 2 0 8 号 線	町道234号線	新潟市柿島42－1	巻 1 2 2 6 号 線	町道310号線	新潟市巻5863－1
		新潟市柿島40			新潟市巻4190
巻 1 2 0 9 号 線	町道235号線	新潟市潟頭2611	巻 1 2 2 7 号 線	町道311号線	新潟市巻5641
		新潟市潟頭2568－9			新潟市巻4147－1
巻 1 2 1 0 号 線	町道236号線	新潟市潟頭2564－3	巻 1 2 2 8 号 線	町道313号線	新潟市巻5772
		新潟市潟頭2743－1			新潟市巻4071
巻 1 2 1 1 号 線	町道240号線	新潟市河井36	巻 1 2 2 9 号 線	町道314号線	新潟市巻5845
		新潟市柿島67			新潟市巻2781
巻 1 2 1 2 号 線	町道241号線	新潟市並岡1949－7	巻 1 2 3 0 号 線	町道315号線	新潟市巻5950
		新潟市山島56			新潟市巻4000
巻 1 2 1 3 号 線	町道242号線	新潟市柿島58	巻 1 2 3 1 号 線	町道316号線	新潟市巻3130－1
		新潟市山島261			新潟市巻3121－1
巻 1 2 1 4 号 線	町道243号線	新潟市柿島39	巻 1 2 3 2 号 線	町道317号線	新潟市巻3065－1
		新潟市河井2873－5			新潟市葉萱場312－1
巻 1 2 1 5 号 線	町道244号線	新潟市巻12748	巻 1 2 3 3 号 線	町道318号線	新潟市葉萱場6065
		新潟市巻12612			新潟市巻286
巻 1 2 1 6 号 線	町道245号線	新潟市河井74－1	巻 1 2 3 4 号 線	町道319号線	新潟市巻6113
		新潟市潟頭2559－1			新潟市葉萱場346－1
巻 1 2 1 7 号 線	町道246号線	新潟市潟頭2528－6	巻 1 2 3 5 号 線	町道320号線	新潟市巻6165
		新潟市潟頭2526－1			新潟市巻26
巻 1 2 1 8 号 線	町道247号線	新潟市潟頭2528－6	巻 1 2 3 6 号 線	町道321号線	新潟市巻6211
		新潟市潟頭2539－7			新潟市巻4902
巻 1 2 1 9 号 線	町道248号線	新潟市潟頭2550－2	巻 1 2 3 7 号 線	町道322号線	新潟市巻4960
		新潟市潟頭2539－7			新潟市巻6271
巻 1 2 2 0 号 線	町道301号線	新潟市巻4933－1	巻 1 2 3 8 号 線	町道323号線	新潟市中郷屋176
		新潟市巻5863			新潟市中郷屋813
巻 1 2 2 1 号 線	町道302号線	新潟市巻6250	巻 1 2 3 9 号 線	町道324号線	新潟市中郷屋152
		新潟市巻5599			新潟市中郷屋783
巻 1 2 2 2 号 線	町道306号線	新潟市赤鎗4043－3	巻 1 2 4 0 号 線	町道325号線	新潟市中郷屋125
		新潟市巻4225－1			新潟市中郷屋764
巻 1 2 2 3 号 線	町道307号線	新潟市巻甲544	巻 1 2 4 1 号 線	町道326号線	新潟市東汰上649
		新潟市巻甲5499			新潟市中郷屋84
巻 1 2 2 4 号 線	町道308号線	新潟市巻4264－2	巻 1 2 4 2 号 線	町道327号線	新潟市中郷屋69
		新潟市巻5517			新潟市中郷屋2267

卷 1 2 4 3 号 線	町道328号線	新潟市巻4901	卷 1 2 6 1 号 線	町道348号線	新潟市巻1608－ 3
		新潟市巻3249－ 2			新潟市巻1609－ 4
卷 1 2 4 4 号 線	町道329号線	新潟市巻甲5463－ 9	卷 1 2 6 2 号 線	町道349号線	新潟市巻1611－ 2
		新潟市巻甲5465－ 3			新潟市巻1613－ 3
卷 1 2 4 5 号 線	町道330号線	新潟市中郷屋496	卷 1 2 6 3 号 線	町道350号線	新潟市巻甲2703－ 5
		新潟市巻甲10673			新潟市巻甲5605
卷 1 2 4 6 号 線	町道331号線	新潟市巻甲4672－ 5	卷 1 2 6 4 号 線	町道351号線	新潟市巻2734－ 1
		新潟市巻甲4671－ 2			新潟市巻849
卷 1 2 4 7 号 線	町道333号線	新潟市巻2548－ 1	卷 1 2 6 5 号 線	町道352号線	新潟市巻2998－ 1
		新潟市中郷屋379			新潟市巻3478－ 1
卷 1 2 4 8 号 線	町道334号線	新潟市巻甲2609－ 1	卷 1 2 6 6 号 線	町道353号線	新潟市巻3338
		新潟市巻甲2407－ 1			新潟市巻121
卷 1 2 4 9 号 線	町道335号線	新潟市巻3140	卷 1 2 6 7 号 線	町道354号線	新潟市巻2729
		新潟市巻3818－ 1			新潟市巻2811
卷 1 2 5 0 号 線	町道336号線	新潟市赤鎗305－ 14	卷 1 2 6 8 号 線	町道355号線	新潟市巻3258－ 2
		新潟市赤鎗351－ 7			新潟市巻2120－ 3
卷 1 2 5 1 号 線	町道337号線	新潟市葉萱場126－ 2	卷 1 2 6 9 号 線	町道356号線	新潟市巻3095
		新潟市葉萱場218			新潟市巻3032
卷 1 2 5 2 号 線	町道338号線	新潟市葉萱場119－ 1	卷 1 2 7 0 号 線	町道357号線	新潟市巻3055
		新潟市葉萱場122			新潟市巻3059－ 2
卷 1 2 5 3 号 線	町道339号線	新潟市巻3032－ 4	卷 1 2 7 1 号 線	町道358号線	新潟市巻3160
		新潟市巻492			新潟市巻3088
卷 1 2 5 4 号 線	町道341号線	新潟市巻181	卷 1 2 7 2 号 線	町道359号線	新潟市巻1601－ 1
		新潟市中郷屋597			新潟市巻1602－ 1
卷 1 2 5 5 号 線	町道342号線	新潟市巻2471－ 2	卷 1 2 7 3 号 線	町道360号線	新潟市葉萱場263
		新潟市巻2909			新潟市割前1811
卷 1 2 5 6 号 線	町道343号線	新潟市巻2517－ 2	卷 1 2 7 4 号 線	町道361号線	新潟市葉萱場284－ 2
		新潟市巻2534－ 1			新潟市葉萱場292－ 4
卷 1 2 5 7 号 線	町道344号線	新潟市巻2548－ 1	卷 1 2 7 5 号 線	町道362号線	新潟市葉萱場18
		新潟市巻2564			新潟市葉萱場205
卷 1 2 5 8 号 線	町道345号線	新潟市巻2551－ 1	卷 1 2 7 6 号 線	町道363号線	新潟市葉萱場271－ 9
		新潟市巻2928－ 1			新潟市葉萱場273－ 3
卷 1 2 5 9 号 線	町道346号線	新潟市巻2584－ 1	卷 1 2 7 7 号 線	町道364号線	新潟市葉萱場185
		新潟市巻715－ 1			新潟市葉萱場197
卷 1 2 6 0 号 線	町道347号線	新潟市巻2633－ 1	卷 1 2 7 8 号 線	町道365号線	新潟市葉萱場119
		新潟市巻717－ 4			新潟市葉萱場3207

巻 1 2 7 9 号 線	町道366号線	新潟市葉萱場138	巻 1 2 9 7 号 線	町道386号線	新潟市巻375
		新潟市葉萱場162			新潟市巻383
巻 1 2 8 0 号 線	町道367号線	新潟市割前3216	巻 1 2 9 8 号 線	町道387号線	新潟市巻370－8
		新潟市中郷屋400			新潟市巻348－2
巻 1 2 8 1 号 線	町道368号線	新潟市巻3078－3	巻 1 2 9 9 号 線	町道389号線	新潟市中郷屋29－17
		新潟市巻3080－10			新潟市中郷屋31－1
巻 1 2 8 2 号 線	町道369号線	新潟市中郷屋3222	巻 1 3 0 0 号 線	町道390号線	新潟市巻3070－1
		新潟市中郷屋270			新潟市葉萱場304－5
巻 1 2 8 3 号 線	町道371号線	新潟市中郷屋48	巻 1 3 0 1 号 線	町道391号線	新潟市巻甲3250－1
		新潟市中郷屋291			新潟市巻甲3249－2
巻 1 2 8 4 号 線	町道373号線	新潟市中郷屋51	巻 1 3 0 2 号 線	町道392号線	新潟市葉萱場26－8
		新潟市中郷屋49			新潟市葉萱場26－7
巻 1 2 8 5 号 線	町道374号線	新潟市巻767－10	巻 1 3 0 3 号 線	町道393号線	新潟市巻甲1637－2
		新潟市巻767－20			新潟市巻甲1635－8
巻 1 2 8 6 号 線	町道375号線	新潟市巻1747－22	巻 1 3 0 4 号 線	町道400号線	新潟市中郷屋713－1
		新潟市巻1767－23			新潟市赤鑑977－1
巻 1 2 8 7 号 線	町道376号線	新潟市巻1747－12	巻 1 3 0 5 号 線	町道401号線	新潟市赤鑑1323
		新潟市巻1747－5			新潟市赤鑑886
巻 1 2 8 8 号 線	町道377号線	新潟市巻11980－209	巻 1 3 0 6 号 線	町道402号線	新潟市赤鑑306－12
		新潟市巻5863			新潟市赤鑑290－23
巻 1 2 8 9 号 線	町道378号線	新潟市巻1747－5	巻 1 3 0 7 号 線	町道403号線	新潟市赤鑑594－3
		新潟市巻1767－25			新潟市赤鑑1229
巻 1 2 9 0 号 線	町道379号線	新潟市巻1755－1	巻 1 3 0 8 号 線	町道404号線	新潟市赤鑑408
		新潟市巻1759－6			新潟市赤鑑1136
巻 1 2 9 1 号 線	町道380号線	新潟市巻1595－2	巻 1 3 0 9 号 線	町道405号線	新潟市赤鑑417
		新潟市巻1619－1			新潟市赤鑑784
巻 1 2 9 2 号 線	町道381号線	新潟市巻402	巻 1 3 1 0 号 線	町道406号線	新潟市赤鑑605
		新潟市巻421			新潟市赤鑑481
巻 1 2 9 3 号 線	町道382号線	新潟市巻383－2	巻 1 3 1 1 号 線	町道407号線	新潟市赤鑑438
		新潟市巻399			新潟市赤鑑546
巻 1 2 9 4 号 線	町道383号線	新潟市巻346	巻 1 3 1 2 号 線	町道408号線	新潟市赤鑑382
		新潟市巻398			新潟市赤鑑1185－甲
巻 1 2 9 5 号 線	町道384号線	新潟市巻417	巻 1 3 1 3 号 線	町道409号線	新潟市赤鑑346－3
		新潟市巻413			新潟市赤鑑323－13
巻 1 2 9 6 号 線	町道385号線	新潟市巻甲651	巻 1 3 1 4 号 線	町道410号線	新潟市赤鑑346－12
		新潟市巻甲401			新潟市赤鑑321－23

巻 1 3 1 5 号 線	町道411号線	新潟市赤鑑198	巻 1 3 3 3 号 線	町道431号線	新潟市巻2612－ 1
		新潟市赤鑑569－ 1			新潟市巻2441
巻 1 3 1 6 号 線	町道412号線	新潟市赤鑑458－ 甲	巻 1 3 3 4 号 線	町道432号線	新潟市巻4283－ 5
		新潟市赤鑑535			新潟市巻2383－ 1
巻 1 3 1 7 号 線	町道413号線	新潟市潟頭101	巻 1 3 3 5 号 線	町道433号線	新潟市潟頭24－ 1
		新潟市潟頭482			新潟市潟頭31
巻 1 3 1 8 号 線	町道414号線	新潟市潟頭601	巻 1 3 3 6 号 線	町道434号線	新潟市潟頭24－ 1
		新潟市潟頭722			新潟市潟頭27－ 1
巻 1 3 1 9 号 線	町道415号線	新潟市赤鑑566	巻 1 3 3 7 号 線	町道435号線	新潟市潟頭17
		新潟市赤鑑532			新潟市潟頭26
巻 1 3 2 0 号 線	町道416号線	新潟市潟頭106	巻 1 3 3 8 号 線	町道436号線	新潟市潟頭 2－ 1
		新潟市潟頭110			新潟市潟頭23
巻 1 3 2 1 号 線	町道418号線	新潟市赤鑑417	巻 1 3 3 9 号 線	町道437号線	新潟市安尻905
		新潟市赤鑑879			新潟市安尻147
巻 1 3 2 2 号 線	町道419号線	新潟市赤鑑290－ 2	巻 1 3 4 0 号 線	町道438号線	新潟市安尻45
		新潟市赤鑑3495－ 2			新潟市安尻887
巻 1 3 2 3 号 線	町道420号線	新潟市潟頭702－ 1	巻 1 3 4 1 号 線	町道439号線	新潟市安尻37
		新潟市赤鑑707			新潟市安尻374
巻 1 3 2 4 号 線	町道422号線	新潟市赤鑑562	巻 1 3 4 2 号 線	町道440号線	新潟市安尻49
		新潟市赤鑑645			新潟市安尻35
巻 1 3 2 5 号 線	町道423号線	新潟市赤鑑4438－ 2	巻 1 3 4 3 号 線	町道441号線	新潟市安尻475
		新潟市赤鑑4399－ 3			新潟市安尻372
巻 1 3 2 6 号 線	町道424号線	新潟市巻4387	巻 1 3 4 4 号 線	町道442号線	新潟市安尻962
		新潟市巻2422－ 6			新潟市安尻31
巻 1 3 2 7 号 線	町道425号線	新潟市巻2248	巻 1 3 4 5 号 線	町道443号線	新潟市下和納3137
		新潟市巻2433－ 7			新潟市下和納3954
巻 1 3 2 8 号 線	町道426号線	新潟市巻578－ 3	巻 1 3 4 6 号 線	町道444号線	新潟市下和納272
		新潟市巻580			新潟市下和納87
巻 1 3 2 9 号 線	町道427号線	新潟市潟頭107	巻 1 3 4 7 号 線	町道445号線	新潟市下和納3009
		新潟市潟頭106			新潟市下和納271
巻 1 3 3 0 号 線	町道428号線	新潟市潟頭36	巻 1 3 4 8 号 線	町道446号線	新潟市下和納3001
		新潟市潟頭54			新潟市下和納538
巻 1 3 3 1 号 線	町道429号線	新潟市巻585－ 3	巻 1 3 4 9 号 線	町道447号線	新潟市下和納368
		新潟市巻596－ 1			新潟市下和納166
巻 1 3 3 2 号 線	町道430号線	新潟市巻2264－ 1	巻 1 3 5 0 号 線	町道448号線	新潟市下和納301
		新潟市巻544			新潟市下和納348

巻 1 ー 3 5 1 号 線	町道449号線	新潟市下和納178	巻 1 ー 3 6 9 号 線	町道469号線	新潟市下和納3439
		新潟市下和納289			新潟市下和納3235
巻 1 ー 3 5 2 号 線	町道450号線	新潟市下和納338	巻 1 ー 3 7 0 号 線	町道470号線	新潟市下和納3208
		新潟市下和納324			新潟市下和納339
巻 1 ー 3 5 3 号 線	町道451号線	新潟市湯頭445	巻 1 ー 3 7 1 号 線	町道471号線	新潟市下和納3163
		新潟市赤鑑4505			新潟市下和納3173
巻 1 ー 3 5 4 号 線	町道452号線	新潟市湯頭722－1	巻 1 ー 3 7 2 号 線	町道472号線	新潟市安尻438
		新潟市湯頭690			新潟市下和納514
巻 1 ー 3 5 5 号 線	町道453号線	新潟市赤鑑930－2	巻 1 ー 3 7 3 号 線	町道473号線	新潟市赤鑑3912－11
		新潟市赤鑑893－3			新潟市赤鑑3918－4
巻 1 ー 3 5 6 号 線	町道455号線	新潟市赤鑑290－34	巻 1 ー 3 7 4 号 線	町道474号線	新潟市赤鑑3974－3
		新潟市赤鑑290－21			新潟市赤鑑3918－7
巻 1 ー 3 5 7 号 線	町道456号線	新潟市赤鑑290－10	巻 1 ー 3 7 5 号 線	町道475号線	新潟市安尻221
		新潟市赤鑑290－20			新潟市安尻348
巻 1 ー 3 5 8 号 線	町道457号線	新潟市赤鑑313－3	巻 1 ー 3 7 6 号 線	町道476号線	新潟市安尻7
		新潟市赤鑑313－39			新潟市安尻342
巻 1 ー 3 5 9 号 線	町道458号線	新潟市赤鑑351－18	巻 1 ー 3 7 7 号 線	町道477号線	新潟市安尻896
		新潟市赤鑑351－37			新潟市安尻337
巻 1 ー 3 6 0 号 線	町道459号線	新潟市赤鑑306－36	巻 1 ー 3 7 8 号 線	町道478号線	新潟市安尻32
		新潟市赤鑑306－13			新潟市安尻359
巻 1 ー 3 6 1 号 線	町道460号線	新潟市赤鑑370－4	巻 1 ー 3 7 9 号 線	町道479号線	新潟市赤鑑790－4
		新潟市赤鑑306－37			新潟市安尻479
巻 1 ー 3 6 2 号 線	町道461号線	新潟市赤鑑816	巻 1 ー 3 8 0 号 線	町道480号線	新潟市赤鑑710
		新潟市安尻1559			新潟市赤鑑8646
巻 1 ー 3 6 3 号 線	町道462号線	新潟市赤鑑4469	巻 1 ー 3 8 1 号 線	町道481号線	新潟市赤鑑1290－3
		新潟市赤鑑3960－1			新潟市赤鑑1322
巻 1 ー 3 6 4 号 線	町道463号線	新潟市赤鑑3918－2	巻 1 ー 3 8 2 号 線	町道482号線	新潟市赤鑑1292－18
		新潟市赤鑑3952－4			新潟市赤鑑46－4
巻 1 ー 3 6 5 号 線	町道464号線	新潟市赤鑑1949－4	巻 1 ー 3 8 3 号 線	町道483号線	新潟市赤鑑277－3
		新潟市赤鑑3912－6			新潟市巻甲4515－2
巻 1 ー 3 6 6 号 線	町道465号線	新潟市赤鑑1938－1	巻 1 ー 3 8 4 号 線	町道484号線	新潟市巻甲4403－5
		新潟市安尻3916－16			新潟市巻甲4404－2
巻 1 ー 3 6 7 号 線	町道466号線	新潟市安尻190	巻 1 ー 3 8 5 号 線	町道485号線	新潟市巻甲506－1
		新潟市赤鑑3915－2			新潟市赤鑑73－1
巻 1 ー 3 6 8 号 線	町道468号線	新潟市安尻14	巻 1 ー 3 8 6 号 線	町道486号線	新潟市巻甲2456－7
		新潟市安尻238			新潟市巻甲2438－5

卷 1 3 8 7 号 線	町道487号線	新潟市巻甲4277	卷 1 4 0 5 号 線	町道604号線	新潟市巻443
		新潟市巻甲4040－1			新潟市巻442
卷 1 3 8 8 号 線	町道488号線	新潟市巻4411－4	卷 1 4 0 6 号 線	町道605号線	新潟市巻617
		新潟市巻4412－5			新潟市巻430
卷 1 3 8 9 号 線	町道489号線	新潟市巻甲2684－1	卷 1 4 0 7 号 線	町道606号線	新潟市巻618－1
		新潟市巻甲2652－1			新潟市巻629
卷 1 3 9 0 号 線	町道490号線	新潟市巻甲3501	卷 1 4 0 8 号 線	町道608号線	新潟市巻甲1746
		新潟市巻甲3630－1			新潟市巻甲1452－1
卷 1 3 9 1 号 線	町道491号線	新潟市巻甲943－1	卷 1 4 0 9 号 線	町道609号線	新潟市巻1119
		新潟市巻甲960			新潟市巻1121－1
卷 1 3 9 2 号 線	町道492号線	新潟市巻甲8111－1	卷 1 4 1 0 号 線	町道611号線	新潟市東汰上325
		新潟市巻甲1141－1			新潟市東汰上327－2
卷 1 3 9 3 号 線	町道493号線	新潟市潟頭 3	卷 1 4 1 1 号 線	町道612号線	新潟市東汰上235－甲
		新潟市潟頭 7			新潟市東汰上108
卷 1 3 9 4 号 線	町道494号線	新潟市巻甲2425－12	卷 1 4 1 2 号 線	町道613号線	新潟市巻1682
		新潟市巻甲2426－4			新潟市中郷屋1521
卷 1 3 9 5 号 線	町道495号線	新潟市安尻2062－3	卷 1 4 1 3 号 線	町道614号線	新潟市巻1777
		新潟市赤館836－1			新潟市巻811
卷 1 3 9 6 号 線	町道496号線	新潟市赤館815－10	卷 1 4 1 4 号 線	町道615号線	新潟市巻910
		新潟市赤館819－9			新潟市巻713
卷 1 3 9 7 号 線	町道497号線	新潟市赤館935－5	卷 1 4 1 5 号 線	町道616号線	新潟市巻887
		新潟市赤館936－1			新潟市巻849
卷 1 3 9 8 号 線	町道498号線	新潟市潟頭748	卷 1 4 1 6 号 線	町道619号線	新潟市巻甲1507
		新潟市潟頭806－2			新潟市巻甲884
卷 1 3 9 9 号 線	町道499号線	新潟市潟頭737	卷 1 4 1 7 号 線	町道620号線	新潟市割前306
		新潟市潟頭876			新潟市割前222
卷 1 4 0 0 号 線	町道500号線	新潟市潟頭780	卷 1 4 1 8 号 線	町道621号線	新潟市巻甲1483
		新潟市下和納3942			新潟市割前346
卷 1 4 0 1 号 線	町道517号線	新潟市赤館668－1	卷 1 4 1 9 号 線	町道622号線	新潟市割前10
		新潟市赤館478			新潟市割前336
卷 1 4 0 2 号 線	町道601号線	新潟市巻2906	卷 1 4 2 0 号 線	町道625号線	新潟市割前30
		新潟市巻2226			新潟市中郷屋1021
卷 1 4 0 3 号 線	町道602号線	新潟市巻2213－8	卷 1 4 2 1 号 線	町道626号線	新潟市割前 4
		新潟市堀山新田421			新潟市中郷屋441
卷 1 4 0 4 号 線	町道603号線	新潟市巻2207－4	卷 1 4 2 2 号 線	町道627号線	新潟市中郷屋561
		新潟市巻2207－15			新潟市割前26

巻 1 4 2 3 号 線	町道628号線	新潟市中郷屋659	巻 1 4 4 1 号 線	町道656号線	新潟市巻1797－3
		新潟市割前58			新潟市巻1434
巻 1 4 2 4 号 線	町道629号線	新潟市東汰上707	巻 1 4 4 2 号 線	町道657号線	新潟市巻甲144－7
		新潟市東汰上107			新潟市巻甲98－14
巻 1 4 2 5 号 線	町道630号線	新潟市東汰上1453	巻 1 4 4 3 号 線	町道658号線	新潟市巻甲148－6
		新潟市東汰上153			新潟市巻甲97－5
巻 1 4 2 6 号 線	町道631号線	新潟市東汰上1455	巻 1 4 4 4 号 線	町道659号線	新潟市巻甲98－9
		新潟市東汰上266			新潟市巻甲97－5
巻 1 4 2 7 号 線	町道632号線	新潟市東汰上41	巻 1 4 4 5 号 線	町道662号線	新潟市割前314－2
		新潟市東汰上329			新潟市割前313－21
巻 1 4 2 8 号 線	町道633号線	新潟市東汰上1491	巻 1 4 4 6 号 線	町道663号線	新潟市割前48
		新潟市東汰上303			新潟市割前96－2
巻 1 4 2 9 号 線	町道635号線	新潟市東汰上4657	巻 1 4 4 7 号 線	町道664号線	新潟市巻甲3－149
		新潟市東汰上558			新潟市割前2308－4
巻 1 4 3 0 号 線	町道640号線	新潟市東汰上729	巻 1 4 4 8 号 線	町道665号線	新潟市割前2024－2
		新潟市割前20			新潟市巻甲78－8
巻 1 4 3 1 号 線	町道642号線	新潟市東汰上377	巻 1 4 4 9 号 線	町道666号線	新潟市割前2021－8
		新潟市東汰上467			新潟市巻甲50－8
巻 1 4 3 2 号 線	町道644号線	新潟市東汰上232	巻 1 4 5 0 号 線	町道667号線	新潟市巻甲8－3
		新潟市東汰上245－1			新潟市巻甲43－1
巻 1 4 3 3 号 線	町道645号線	新潟市割前87	巻 1 4 5 1 号 線	町道668号線	新潟市割前2024－2
		新潟市東汰上304			新潟市割前2021－2
巻 1 4 3 4 号 線	町道646号線	新潟市割前544	巻 1 4 5 2 号 線	町道669号線	新潟市割前2024－6
		新潟市東汰上387			新潟市巻甲18－13
巻 1 4 3 5 号 線	町道647号線	新潟市割前295	巻 1 4 5 3 号 線	町道670号線	新潟市割前2032－14
		新潟市割前313			新潟市巻甲18－9
巻 1 4 3 6 号 線	町道648号線	新潟市巻612	巻 1 4 5 4 号 線	町道671号線	新潟市割前2035－11
		新潟市巻612－3			新潟市巻甲18－2
巻 1 4 3 7 号 線	町道649号線	新潟市巻121	巻 1 4 5 5 号 線	町道802号線	新潟市東汰上246
		新潟市巻143			新潟市羽田7013
巻 1 4 3 8 号 線	町道650号線	新潟市巻1648	巻 1 4 5 6 号 線	町道1479号線	新潟市漆山8663
		新潟市巻1653			新潟市漆山8695－2
巻 1 4 3 9 号 線	町道651号線	新潟市割前309	巻 2 1 号 線	町道388号線	新潟市鷺ノ木2543
		新潟市割前315			新潟市竹野町4672－1
巻 1 4 4 0 号 線	町道655号線	新潟市巻1035	巻 2 2 号 線	町道502号線	新潟市堀山新田281
		新潟市巻1122			新潟市堀山新田2263

卷 3 2 号 線	町道503号線	新潟市堀山新田1991	卷 2 1 号 線	町道529号線	新潟市堀山新田1771
		新潟市堀山新田2018			新潟市堀山新田238
卷 4 2 号 線	町道504号線	新潟市巻1690	卷 2 2 号 線	町道530号線	新潟市堀山新田1000
		新潟市堀山新田2272			新潟市堀山新田1378
卷 5 2 号 線	町道505号線	新潟市堀山新田1611	卷 2 3 号 線	町道531号線	新潟市堀山新田1014
		新潟市巻乙1683－3			新潟市堀山新田1266
卷 6 2 号 線	町道506号線	新潟市堀山新田379	卷 2 4 号 線	町道532号線	新潟市堀山新田1316
		新潟市堀山新田2183			新潟市堀山新田1260
卷 7 2 号 線	町道508号線	新潟市巻乙36－4	卷 2 5 号 線	町道533号線	新潟市堀山新田1031
		新潟市巻乙37－1			新潟市堀山新田1340
卷 8 2 号 線	町道510号線	新潟市巻11759－1	卷 2 6 号 線	町道534号線	新潟市堀山新田1025
		新潟市巻421－4			新潟市堀山新田1011
卷 9 2 号 線	町道511号線	新潟市巻乙1865－8	卷 2 7 号 線	町道535号線	新潟市鷺ノ木1294
		新潟市巻1866－2			新潟市堀山新田1197
卷 1 0 2 号 線	町道512号線	新潟市巻乙1865－4	卷 2 8 号 線	町道536号線	新潟市堀山新田1377
		新潟市巻1870－1			新潟市堀山新田1299
卷 1 1 2 号 線	町道513号線	新潟市巻1963	卷 2 9 号 線	町道537号線	新潟市堀山新田1419
		新潟市巻338			新潟市堀山新田1354
卷 1 2 2 号 線	町道514号線	新潟市巻乙1858－2	卷 3 0 号 線	町道538号線	新潟市堀山新田1430
		新潟市巻1862－12			新潟市堀山新田1348
卷 1 3 2 号 線	町道515号線	新潟市巻1814	卷 3 1 号 線	町道539号線	新潟市堀山新田1438
		新潟市巻448			新潟市堀山新田1200
卷 1 4 2 号 線	町道516号線	新潟市堀山新田425－5	卷 3 2 号 線	町道540号線	新潟市巻1007－6
		新潟市堀山新田2129			新潟市巻1004－3
卷 1 5 2 号 線	町道518号線	新潟市巻1753	卷 3 3 号 線	町道542号線	新潟市堀山新田1336
		新潟市巻414			新潟市堀山新田1332
卷 1 6 2 号 線	町道520号線	新潟市堀山新田377－2	卷 3 4 号 線	町道543号線	新潟市鷺ノ木1672
		新潟市堀山新田330			新潟市鷺ノ木1323
卷 1 7 2 号 線	町道521号線	新潟市巻乙1639－2	卷 3 5 号 線	町道544号線	新潟市鷺ノ木2150
		新潟市巻乙1689			新潟市鷺ノ木1857
卷 1 8 2 号 線	町道525号線	新潟市堀山新田1596	卷 3 6 号 線	町道545号線	新潟市鷺ノ木1891－2
		新潟市堀山新田120			新潟市鷺ノ木1572
卷 1 9 2 号 線	町道526号線	新潟市堀山新田147	卷 3 7 号 線	町道546号線	新潟市鷺ノ木2031－1
		新潟市堀山新田132			新潟市鷺ノ木1508
卷 2 0 2 号 線	町道527号線	新潟市堀山新田182	卷 3 8 号 線	町道547号線	新潟市鷺ノ木2021
		新潟市堀山新田162			新潟市鷺ノ木1415

卷 2 一 3 9 号 線	町道549号線	新潟市鷺ノ木1933	卷 2 一 5 7 号 線	町道577号線	新潟市巻1718
		新潟市鷺ノ木1357			新潟市巻1768
卷 2 一 4 0 号 線	町道550号線	新潟市鷺ノ木1852	卷 2 一 5 8 号 線	町道578号線	新潟市巻1749
		新潟市鷺ノ木1799			新潟市巻1737
卷 2 一 4 1 号 線	町道551号線	新潟市鷺ノ木316	卷 2 一 5 9 号 線	町道579号線	新潟市巻1752
		新潟市鷺ノ木296			新潟市巻418
卷 2 一 4 2 号 線	町道552号線	新潟市堀山新田706	卷 2 一 6 0 号 線	町道580号線	新潟市巻1777
		新潟市堀山新田339			新潟市巻431
卷 2 一 4 3 号 線	町道554号線	新潟市鷺ノ木1725	卷 2 一 6 1 号 線	町道582号線	新潟市巻1798
		新潟市鷺ノ木1388			新潟市巻436
卷 2 一 4 4 号 線	町道557号線	新潟市鷺ノ木1350	卷 2 一 6 2 号 線	町道583号線	新潟市巻1812
		新潟市鷺ノ木629			新潟市巻444
卷 2 一 4 5 号 線	町道560号線	新潟市鷺ノ木488	卷 2 一 6 3 号 線	町道584号線	新潟市巻1927
		新潟市鷺ノ木554			新潟市巻1934
卷 2 一 4 6 号 線	町道561号線	新潟市鷺ノ木485	卷 2 一 6 4 号 線	町道585号線	新潟市巻1959
		新潟市鷺ノ木427			新潟市巻1955
卷 2 一 4 7 号 線	町道562号線	新潟市鷺ノ木354	卷 2 一 6 5 号 線	町道586号線	新潟市巻1807
		新潟市鷺ノ木208			新潟市巻1806
卷 2 一 4 8 号 線	町道564号線	新潟市鷺ノ木74	卷 2 一 6 6 号 線	町道587号線	新潟市巻1932
		新潟市鷺ノ木648			新潟市巻1933
卷 2 一 4 9 号 線	町道566号線	新潟市鷺ノ木104	卷 2 一 6 7 号 線	町道588号線	新潟市巻1957
		新潟市鷺ノ木205			新潟市巻1956
卷 2 一 5 0 号 線	町道567号線	新潟市鷺ノ木601	卷 2 一 6 8 号 線	町道589号線	新潟市堀山新田1366
		新潟市鷺ノ木179			新潟市堀山新田1317
卷 2 一 5 1 号 線	町道568号線	新潟市竹野町1489－1	卷 2 一 6 9 号 線	町道590号線	新潟市堀山新田122－4
		新潟市竹野町1493			新潟市堀山新田123－24
卷 2 一 5 2 号 線	町道571号線	新潟市巻999－2	卷 2 一 7 0 号 線	町道591号線	新潟市堀山新田123－10
		新潟市巻999－26			新潟市堀山新田129－10
卷 2 一 5 3 号 線	町道572号線	新潟市巻999－30	卷 2 一 7 1 号 線	町道652号線	新潟市鷺ノ木1633－9
		新潟市巻999－33			新潟市鷺ノ木1647－12
卷 2 一 5 4 号 線	町道573号線	新潟市巻999－26	卷 2 一 7 2 号 線	町道653号線	新潟市鷺ノ木1633－9
		新潟市巻999－30			新潟市鷺ノ木1636－1
卷 2 一 5 5 号 線	町道575号線	新潟市巻乙1691	卷 2 一 7 3 号 線	町道654号線	新潟市鷺ノ木1647－5
		新潟市巻1986			新潟市鷺ノ木1647－25
卷 2 一 5 6 号 線	町道576号線	新潟市巻1750	卷 2 一 7 4 号 線	町道660号線	新潟市巻乙246－5
		新潟市巻1959			新潟市巻乙246－6

巻 2 一 7 5 号 線	町道661号線	新潟市巻246－ 3	巻 2 一 9 3 号 線	町道720号線	新潟市竹野町684
		新潟市巻236			新潟市竹野町108
巻 2 一 7 6 号 線	町道672号線	新潟市巻乙217－ 2	巻 2 一 9 4 号 線	町道721号線	新潟市巻374
		新潟市巻乙235－ 8			新潟市巻399
巻 2 一 7 7 号 線	町道701号線	新潟市巻1615－ 2	巻 2 一 9 5 号 線	町道722号線	新潟市竹野町12－ 2
		新潟市堀山新田49			新潟市前田158
巻 2 一 7 8 号 線	町道702号線	新潟市堀山新田乙 6	巻 2 一 9 6 号 線	町道723号線	新潟市竹野町48
		新潟市堀山新田乙240			新潟市竹野町40
巻 2 一 7 9 号 線	町道703号線	新潟市巻乙392	巻 2 一 9 7 号 線	町道724号線	新潟市前田716
		新潟市巻364			新潟市前田176
巻 2 一 8 0 号 線	町道706号線	新潟市堀山新田25	巻 2 一 9 8 号 線	町道725号線	新潟市前田2498－ 1
		新潟市堀山新田471			新潟市竹野町23
巻 2 一 8 1 号 線	町道707号線	新潟市巻乙13	巻 2 一 9 9 号 線	町道726号線	新潟市前田163
		新潟市巻15			新潟市竹野町35
巻 2 一 8 2 号 線	町道708号線	新潟市巻166	巻 2 一 1 0 0 号 線	町道728号線	新潟市竹野町142－ 2
		新潟市巻702－10			新潟市前田464
巻 2 一 8 3 号 線	町道709号線	新潟市竹野町1067	巻 2 一 1 0 1 号 線	町道729号線	新潟市竹野町 4
		新潟市鷺ノ木2549－ 4			新潟市竹野町130
巻 2 一 8 4 号 線	町道710号線	新潟市巻375	巻 2 一 1 0 2 号 線	町道730号線	新潟市竹野町106
		新潟市巻365			新潟市仁箇335
巻 2 一 8 5 号 線	町道711号線	新潟市巻乙315－ 1	巻 2 一 1 0 3 号 線	町道731号線	新潟市竹野町342
		新潟市巻乙358			新潟市仁箇343
巻 2 一 8 6 号 線	町道712号線	新潟市巻乙232	巻 2 一 1 0 4 号 線	町道732号線	新潟市竹野町300
		新潟市竹野町227			新潟市竹野町358
巻 2 一 8 7 号 線	町道714号線	新潟市竹野町331	巻 2 一 1 0 5 号 線	町道733号線	新潟市竹野町688－ 9
		新潟市竹野町383			新潟市竹野町681－ 7
巻 2 一 8 8 号 線	町道715号線	新潟市竹野町305	巻 2 一 1 0 6 号 線	町道734号線	新潟市竹野町735
		新潟市鷺ノ木2549－ 4			新潟市竹野町384
巻 2 一 8 9 号 線	町道716号線	新潟市竹野町266	巻 2 一 1 0 7 号 線	町道736号線	新潟市竹野町1530－ 8
		新潟市竹野町493			新潟市竹野町2560－ 1
巻 2 一 9 0 号 線	町道717号線	新潟市竹野町583	巻 2 一 1 0 8 号 線	町道737号線	新潟市竹野町1023
		新潟市竹野町188			新潟市竹野町2293
巻 2 一 9 1 号 線	町道718号線	新潟市前田477	巻 2 一 1 0 9 号 線	町道738号線	新潟市竹野町1537－ 2
		新潟市伏部459－ 1			新潟市竹野町1533－ 2
巻 2 一 9 2 号 線	町道719号線	新潟市竹野町672	巻 2 一 1 1 0 号 線	町道741号線	新潟市竹野町692－ 1
		新潟市竹野町134			新潟市竹野町681－ 5

巻 2 1 1 1 号 線	町道742号線	新潟市竹野町694－1	巻 2 1 2 9 号 線	町道821号線	新潟市仁箇1033－2
		新潟市前田358－1			新潟市仁箇1033－10
巻 2 1 1 2 号 線	町道743号線	新潟市前田332－1	巻 2 1 3 0 号 線	町道822号線	新潟市仁箇149－3
		新潟市前田355－1			新潟市仁箇672
巻 2 1 1 3 号 線	町道744号線	新潟市竹野町1520	巻 2 1 3 1 号 線	町道823号線	新潟市仁箇1038－1
		新潟市竹野町1484			新潟市仁箇1032
巻 2 1 1 4 号 線	町道745号線	新潟市竹野町1077	巻 2 1 3 2 号 線	町道824号線	新潟市仁箇1814－1
		新潟市竹野町2325			新潟市仁箇618
巻 2 1 1 5 号 線	町道747号線	新潟市竹野町483	巻 2 1 3 3 号 線	町道825号線	新潟市仁箇127
		新潟市竹野町1030			新潟市仁箇481
巻 2 1 1 6 号 線	町道749号線	新潟市鷺ノ木245	巻 2 1 3 4 号 線	町道829号線	新潟市仁箇549
		新潟市竹野町2507			新潟市仁箇766－1
巻 2 1 1 7 号 線	町道750号線	新潟市竹野町184	巻 2 1 3 5 号 線	町道832号線	新潟市仁箇93
		新潟市竹野町194			新潟市仁箇540
巻 2 1 1 8 号 線	町道803号線	新潟市仁箇2138－3	巻 2 1 3 6 号 線	町道833号線	新潟市仁箇92－1
		新潟市仁箇2195－1			新潟市仁箇249
巻 2 1 1 9 号 線	町道804号線	新潟市羽田258	巻 2 1 3 7 号 線	町道834号線	新潟市仁箇239
		新潟市羽田94			新潟市仁箇210
巻 2 1 2 0 号 線	町道807号線	新潟市羽田140	巻 2 1 3 8 号 線	町道835号線	新潟市仁箇42－1
		新潟市羽田155			新潟市仁箇175
巻 2 1 2 1 号 線	町道808号線	新潟市羽田627	巻 2 1 3 9 号 線	町道836号線	新潟市仁箇 6
		新潟市仁箇213			新潟市前田1674
巻 2 1 2 2 号 線	町道811号線	新潟市仁箇32	巻 2 1 4 0 号 線	町道837号線	新潟市仁箇215
		新潟市仁箇23			新潟市仁箇222
巻 2 1 2 3 号 線	町道812号線	新潟市仁箇862	巻 2 1 4 1 号 線	町道838号線	新潟市仁箇625
		新潟市仁箇264			新潟市仁箇601
巻 2 1 2 4 号 線	町道813号線	新潟市仁箇871	巻 2 1 4 2 号 線	町道839号線	新潟市仁箇626
		新潟市仁箇306			新潟市仁箇623－2
巻 2 1 2 5 号 線	町道814号線	新潟市仁箇892	巻 2 1 4 3 号 線	町道840号線	新潟市仁箇742
		新潟市仁箇1644			新潟市仁箇632
巻 2 1 2 6 号 線	町道815号線	新潟市仁箇934	巻 2 1 4 4 号 線	町道841号線	新潟市仁箇804
		新潟市仁箇256			新潟市仁箇769
巻 2 1 2 7 号 線	町道816号線	新潟市仁箇804	巻 2 1 4 5 号 線	町道842号線	新潟市仁箇1902－1
		新潟市仁箇1120			新潟市仁箇1133
巻 2 1 2 8 号 線	町道820号線	新潟市松郷屋170	巻 2 1 4 6 号 線	町道843号線	新潟市福井724
		新潟市仁箇1888			新潟市福井994

巻 2 1 4 7 号 線	町道844号線	新潟市福井1282	巻 2 1 6 5 号 線	町道864号線	新潟市仁箇2134
		新潟市福井813			新潟市仁箇1473
巻 2 1 4 8 号 線	町道845号線	新潟市福井1121	巻 2 1 6 6 号 線	町道865号線	新潟市仁箇955
		新潟市福井744			新潟市仁箇972
巻 2 1 4 9 号 線	町道846号線	新潟市福井557	巻 2 1 6 7 号 線	町道866号線	新潟市下木島130
		新潟市福井531			新潟市下木島129
巻 2 1 5 0 号 線	町道847号線	新潟市福井767	巻 2 1 6 8 号 線	町道867号線	新潟市竹野町1655－1
		新潟市福井605			新潟市竹野町1655－1
巻 2 1 5 1 号 線	町道848号線	新潟市福井1898	巻 2 1 6 9 号 線	町道868号線	新潟市竹野町1655－1
		新潟市福井1908			新潟市竹野町1655－1
巻 2 1 5 2 号 線	町道849号線	新潟市福井1875	巻 2 1 7 0 号 線	町道869号線	新潟市竹野町1655－1
		新潟市福井1910			新潟市竹野町1655－1
巻 2 1 5 3 号 線	町道850号線	新潟市福井687	巻 2 1 7 1 号 線	町道870号線	新潟市竹野町1655－1
		新潟市福井1268			新潟市竹野町1655－1
巻 2 1 5 4 号 線	町道851号線	新潟市福井1230	巻 2 1 7 2 号 線	町道900号線	新潟市巻舟戸231
		新潟市福井763			新潟市巻舟戸222－1
巻 2 1 5 5 号 線	町道852号線	新潟市松郷屋329	巻 2 1 7 3 号 線	町道902号線	新潟市福井646
		新潟市松郷屋356			新潟市福井 3
巻 2 1 5 6 号 線	町道853号線	新潟市平沢84	巻 2 1 7 4 号 線	町道903号線	新潟市福井549
		新潟市平沢44			新潟市福井1847
巻 2 1 5 7 号 線	町道854号線	新潟市竹野町1025	巻 2 1 7 5 号 線	町道904号線	新潟市峰岡45－1
		新潟市竹野町1029			新潟市峰岡99
巻 2 1 5 8 号 線	町道855号線	新潟市仁箇215	巻 2 1 7 6 号 線	町道905号線	新潟市峰岡290
		新潟市仁箇3668			新潟市峰岡98－2
巻 2 1 5 9 号 線	町道856号線	新潟市竹野町2570	巻 2 1 7 7 号 線	町道906号線	新潟市峰岡401－1
		新潟市竹野町2558－1			新潟市峰岡113－2
巻 2 1 6 0 号 線	町道857号線	新潟市竹野町2570	巻 2 1 7 8 号 線	町道907号線	新潟市福井1023－2
		新潟市竹野町2945			新潟市平沢200
巻 2 1 6 1 号 線	町道859号線	新潟市竹野町1454－1	巻 2 1 7 9 号 線	町道908号線	新潟市峰岡377－2
		新潟市竹野町590			新潟市峰岡125
巻 2 1 6 2 号 線	町道861号線	新潟市竹野町2389－1	巻 2 1 8 0 号 線	町道909号線	新潟市下木島122－1
		新潟市竹野町2389－4			新潟市上木島162
巻 2 1 6 3 号 線	町道862号線	新潟市仁箇540	巻 2 1 8 1 号 線	町道910号線	新潟市巻舟戸439
		新潟市仁箇251－2			新潟市巻舟戸349
巻 2 1 6 4 号 線	町道863号線	新潟市仁箇582－1	巻 2 1 8 2 号 線	町道911号線	新潟市鷺ノ木79
		新潟市仁箇603			新潟市鷺ノ木89

巻 2 ー 1 8 3 号 線	町道912号線	新潟市鷺ノ木95	巻 2 ー 2 0 1 号 線	町道930号線	新潟市下木島166
		新潟市鷺ノ木89			新潟市下木島171
巻 2 ー 1 8 4 号 線	町道913号線	新潟市巻舟戸134	巻 2 ー 2 0 2 号 線	町道931号線	新潟市下木島149
		新潟市下木島213			新潟市下木島174
巻 2 ー 1 8 5 号 線	町道914号線	新潟市鷺ノ木332	巻 2 ー 2 0 3 号 線	町道932号線	新潟市下木島150
		新潟市鷺ノ木80ー 3			新潟市下木島163
巻 2 ー 1 8 6 号 線	町道915号線	新潟市上木島156	巻 2 ー 2 0 4 号 線	町道933号線	新潟市竹野町2266
		新潟市上木島144			新潟市竹野町162
巻 2 ー 1 8 7 号 線	町道916号線	新潟市鷺ノ木444	巻 2 ー 2 0 5 号 線	町道934号線	新潟市下木島118
		新潟市鷺ノ木372			新潟市下木島128
巻 2 ー 1 8 8 号 線	町道917号線	新潟市上木島119	巻 2 ー 2 0 6 号 線	町道935号線	新潟市竹野町1655ー 1
		新潟市上木島21			新潟市竹野町228
巻 2 ー 1 8 9 号 線	町道918号線	新潟市下木島51	巻 2 ー 2 0 7 号 線	町道936号線	新潟市福井5218ー 1
		新潟市下木島22			新潟市五ヶ浜581ー 1
巻 2 ー 1 9 0 号 線	町道919号線	新潟市伏部1492	巻 2 ー 2 0 8 号 線	町道937号線	新潟市福井5171ー 4
		新潟市伏部257			新潟市福井4202
巻 2 ー 1 9 1 号 線	町道920号線	新潟市鷺ノ木330ー 9	巻 2 ー 2 0 9 号 線	町道938号線	新潟市下木島1835
		新潟市鷺ノ木330ー 12			新潟市下木島271
巻 2 ー 1 9 2 号 線	町道921号線	新潟市下木島96	巻 2 ー 2 1 0 号 線	町道940号線	新潟市下木島229
		新潟市下木島112			新潟市下木島113
巻 2 ー 1 9 3 号 線	町道922号線	新潟市下木島118	巻 2 ー 2 1 1 号 線	町道941号線	新潟市下木島2141
		新潟市下木島37			新潟市下木島2067
巻 2 ー 1 9 4 号 線	町道923号線	新潟市下木島126	巻 2 ー 2 1 2 号 線	町道945号線	新潟市松郷屋86
		新潟市上木島110			新潟市竹野町1950
巻 2 ー 1 9 5 号 線	町道924号線	新潟市下木島175	巻 2 ー 2 1 3 号 線	町道947号線	新潟市鷺ノ木2510
		新潟市下木島131			新潟市鷺ノ木2363
巻 2 ー 1 9 6 号 線	町道925号線	新潟市下木島126	巻 2 ー 2 1 4 号 線	町道950号線	新潟市竹野町1611
		新潟市下木島121			新潟市峰岡606
巻 2 ー 1 9 7 号 線	町道926号線	新潟市下木島133	巻 2 ー 2 1 5 号 線	町道952号線	新潟市竹野町2573
		新潟市下木島129			新潟市竹野町16
巻 2 ー 1 9 8 号 線	町道927号線	新潟市巻舟戸303	巻 2 ー 2 1 6 号 線	町道954号線	新潟市竹野町2102
		新潟市峰岡22			新潟市竹野町1772
巻 2 ー 1 9 9 号 線	町道928号線	新潟市下木島173	巻 2 ー 2 1 7 号 線	町道956号線	新潟市竹野町2124
		新潟市下木島175			新潟市竹野町1843
巻 2 ー 2 0 0 号 線	町道929号線	新潟市下木島145	巻 2 ー 2 1 8 号 線	町道958号線	新潟市竹野町 6
		新潟市下木島175			新潟市竹野町2033

巻 2 2 1 9 号 線	町道959号線	新潟市竹野町13	巻 2 2 3 7 号 線	町道979号線	新潟市峰岡367
		新潟市竹野町2038			新潟市巻舟戸178
巻 2 2 2 0 号 線	町道960号線	新潟市伏部597－1	巻 2 2 3 8 号 線	町道980号線	新潟市福井27－1
		新潟市伏部862			新潟市角海浜143－2
巻 2 2 2 1 号 線	町道961号線	新潟市伏部581	巻 2 2 3 9 号 線	町道981号線	新潟市峰岡188
		新潟市伏部554			新潟市峰岡156
巻 2 2 2 2 号 線	町道964号線	新潟市巻舟戸182	巻 2 2 4 0 号 線	町道982号線	新潟市五ヶ浜667－3
		新潟市巻舟戸216			新潟市角海浜141
巻 2 2 2 3 号 線	町道965号線	新潟市竹野町2466	巻 2 2 4 1 号 線	町道983号線	新潟市角海浜140
		新潟市竹野町2570			新潟市角海浜176
巻 2 2 2 4 号 線	町道966号線	新潟市竹野町3053	巻 2 2 4 2 号 線	町道984号線	新潟市角海浜107
		新潟市竹野町3480			新潟市角海浜225
巻 2 2 2 5 号 線	町道967号線	新潟市竹野町2401	巻 2 2 4 3 号 線	町道985号線	新潟市五ヶ浜1518
		新潟市竹野町2693			新潟市五ヶ浜1878
巻 2 2 2 6 号 線	町道968号線	新潟市竹野町2407	巻 2 2 4 4 号 線	町道986号線	新潟市五ヶ浜2254
		新潟市竹野町2655			新潟市五ヶ浜2287
巻 2 2 2 7 号 線	町道969号線	新潟市竹野町2389－14	巻 2 2 4 5 号 線	町道987号線	新潟市五ヶ浜2290
		新潟市竹野町2389－16			新潟市五ヶ浜2279
巻 2 2 2 8 号 線	町道970号線	新潟市竹野町2461－1	巻 2 2 4 6 号 線	町道988号線	新潟市五ヶ浜2616
		新潟市竹野町3515－2			新潟市五ヶ浜66301
巻 2 2 2 9 号 線	町道971号線	新潟市竹野町2472	巻 2 2 4 7 号 線	町道989号線	新潟市峰岡189
		新潟市竹野町2644			新潟市福井635
巻 2 2 3 0 号 線	町道972号線	新潟市竹野町2506－2	巻 2 2 4 8 号 線	町道990号線	新潟市五ヶ浜2377
		新潟市仁箇1618－5			新潟市五ヶ浜2291
巻 2 2 3 1 号 線	町道973号線	新潟市仁箇1614－6	巻 2 2 4 9 号 線	町道991号線	新潟市五ヶ浜2487
		新潟市仁箇1618－5			新潟市五ヶ浜2451
巻 2 2 3 2 号 線	町道974号線	新潟市下木島121－5	巻 2 2 5 0 号 線	町道992号線	新潟市五ヶ浜2598
		新潟市下木島917－1			新潟市五ヶ浜2505
巻 2 2 3 3 号 線	町道975号線	新潟市竹野町2487－31	巻 2 2 5 1 号 線	町道993号線	新潟市五ヶ浜2599
		新潟市竹野町2487－22			新潟市五ヶ浜2578
巻 2 2 3 4 号 線	町道976号線	新潟市竹野町2498－5	巻 2 2 5 2 号 線	町道994号線	新潟市竹野町1942
		新潟市竹野町2487－20			新潟市竹野町1921
巻 2 2 3 5 号 線	町道977号線	新潟市竹野町2498－23	巻 2 2 5 3 号 線	町道995号線	新潟市竹野町1418
		新潟市竹野町2512－1			新潟市竹野町1491
巻 2 2 3 6 号 線	町道978号線	新潟市竹野町2486－1	巻 2 2 5 4 号 線	町道996号線	新潟市峰岡538
		新潟市竹野町2494－1			新潟市巻舟戸493－2

巻 2 2 5 5 号 線	町道997号線	新潟市五ヶ浜2912－ 2	巻 2 2 7 3 号 線	町道1015号線	新潟市仁箇79
		新潟市五ヶ浜2623			新潟市仁箇125
巻 2 2 5 6 号 線	町道998号線	新潟市五ヶ浜2379	巻 2 2 7 4 号 線	町道1016号線	新潟市布目72－ 2
		新潟市五ヶ浜2302			新潟市布目 1
巻 2 2 5 7 号 線	町道999号線	新潟市伏部1932	巻 2 2 7 5 号 線	町道1017号線	新潟市仁箇1247
		新潟市伏部1518－ 1			新潟市仁箇1253
巻 2 2 5 8 号 線	町道1000号線	新潟市伏部1909－ 9	巻 2 2 7 6 号 線	町道1018号線	新潟市仁箇55
		新潟市伏部1518－15			新潟市仁箇1266－ 2
巻 2 2 5 9 号 線	町道1001号線	新潟市仁箇1614	巻 2 2 7 7 号 線	町道1019号線	新潟市仁箇35
		新潟市仁箇1443			新潟市仁箇16
巻 2 2 6 0 号 線	町道1002号線	新潟市仁箇1668	巻 2 2 7 8 号 線	町道1021号線	新潟市仁箇406
		新潟市仁箇1602			新潟市仁箇1351
巻 2 2 6 1 号 線	町道1003号線	新潟市仁箇1593	巻 2 2 7 9 号 線	町道1022号線	新潟市仁箇435
		新潟市仁箇1588			新潟市布目1385
巻 2 2 6 2 号 線	町道1004号線	新潟市稲島1609	巻 2 2 8 0 号 線	町道1023号線	新潟市仁箇1402
		新潟市稲島2193			新潟市布目1421
巻 2 2 6 3 号 線	町道1005号線	新潟市仁箇1575	巻 2 2 8 1 号 線	町道1024号線	新潟市仁箇 4
		新潟市仁箇1558			新潟市布目779
巻 2 2 6 4 号 線	町道1006号線	新潟市仁箇1533	巻 2 2 8 2 号 線	町道1025号線	新潟市伏部597－ 1
		新潟市仁箇1518			新潟市稲島553
巻 2 2 6 5 号 線	町道1007号線	新潟市仁箇1510	巻 2 2 8 3 号 線	町道1026号線	新潟市布目375
		新潟市仁箇1506			新潟市仁箇222
巻 2 2 6 6 号 線	町道1008号線	新潟市仁箇1500	巻 2 2 8 4 号 線	町道1027号線	新潟市布目190
		新潟市仁箇1486			新潟市布目103
巻 2 2 6 7 号 線	町道1009号線	新潟市稲島2378	巻 2 2 8 5 号 線	町道1028号線	新潟市仁箇1425
		新潟市稲島2145			新潟市稲島916－ 1
巻 2 2 6 8 号 線	町道1010号線	新潟市仁箇306	巻 2 2 8 6 号 線	町道1029号線	新潟市布目493
		新潟市仁箇1428			新潟市稲島1017
巻 2 2 6 9 号 線	町道1011号線	新潟市仁箇1272	巻 2 2 8 7 号 線	町道1030号線	新潟市稲島791
		新潟市仁箇1308			新潟市稲島775
巻 2 2 7 0 号 線	町道1012号線	新潟市仁箇1300－ 1	巻 2 2 8 8 号 線	町道1031号線	新潟市稲島1462
		新潟市仁箇1287－ 1			新潟市稲島1466－ 2
巻 2 2 7 1 号 線	町道1013号線	新潟市仁箇1082	巻 2 2 8 9 号 線	町道1032号線	新潟市稲島784
		新潟市仁箇1092－ 3			新潟市稲島712
巻 2 2 7 2 号 線	町道1014号線	新潟市仁箇1101	巻 2 2 9 0 号 線	町道1033号線	新潟市稲島931
		新潟市仁箇1410			新潟市稲島544

巻 2 2 9 1 号 線	町道1034号線	新潟市稲島1999	巻 2 3 0 9 号 線	町道1061号線	新潟市越前浜1619
		新潟市稲島1954			新潟市稲島268
巻 2 2 9 2 号 線	町道1035号線	新潟市仁箇1569－6	巻 2 3 1 0 号 線	町道1062号線	新潟市角田浜2470
		新潟市仁箇1569－5			新潟市角田浜245
巻 2 2 9 3 号 線	町道1036号線	新潟市仁箇1569－5	巻 2 3 1 1 号 線	町道1064号線	新潟市角田浜2949
		新潟市仁箇1569－15			新潟市角田浜3306
巻 2 2 9 4 号 線	町道1037号線	新潟市仁箇1544－16	巻 2 3 1 2 号 線	町道1066号線	新潟市角田浜3247
		新潟市仁箇1548－2			新潟市越前浜7298
巻 2 2 9 5 号 線	町道1038号線	新潟市稲島994－2	巻 2 3 1 3 号 線	町道1067号線	新潟市仁箇1282－1
		新潟市稲島1732－1			新潟市仁箇2788－2
巻 2 2 9 6 号 線	町道1040号線	新潟市稲島809	巻 2 3 1 4 号 線	町道1068号線	新潟市仁箇1292－2
		新潟市稲島1052			新潟市仁箇2739－20
巻 2 2 9 7 号 線	町道1042号線	新潟市稲島1873	巻 2 3 1 5 号 線	町道1069号線	新潟市仁箇1268－3
		新潟市稲島2183			新潟市仁箇4284－5
巻 2 2 9 8 号 線	町道1043号線	新潟市稲島1099	巻 2 3 1 6 号 線	町道1070号線	新潟市仁箇2745－22
		新潟市稲島2155			新潟市仁箇2785－8
巻 2 2 9 9 号 線	町道1044号線	新潟市仁箇77	巻 2 3 1 7 号 線	町道1071号線	新潟市仁箇2745－22
		新潟市仁箇79			新潟市仁箇2745－36
巻 2 3 0 0 号 線	町道1046号線	新潟市稲島2197	巻 2 3 1 8 号 線	町道1072号線	新潟市稲島11
		新潟市稲島1564			新潟市角田浜3278
巻 2 3 0 1 号 線	町道1047号線	新潟市稲島2205	巻 2 3 1 9 号 線	町道1073号線	新潟市仁箇2745－107
		新潟市稲島1475－12			新潟市仁箇2745－101
巻 2 3 0 2 号 線	町道1048号線	新潟市稲島755	巻 2 3 2 0 号 線	町道1074号線	新潟市仁箇2745－105
		新潟市稲島622			新潟市仁箇2745－94
巻 2 3 0 3 号 線	町道1049号線	新潟市稲島1062	巻 2 3 2 1 号 線	町道1075号線	新潟市仁箇2745－1
		新潟市稲島846			新潟市仁箇2739－11
巻 2 3 0 4 号 線	町道1050号線	新潟市稲島577	巻 2 3 2 2 号 線	町道1076号線	新潟市角田浜2452
		新潟市稲島1103			新潟市角田浜2772
巻 2 3 0 5 号 線	町道1051号線	新潟市稲島2184	巻 2 3 2 3 号 線	町道1077号線	新潟市仁箇4294
		新潟市稲島1635－1			新潟市仁箇2731－2
巻 2 3 0 6 号 線	町道1056号線	新潟市稲島3514	巻 2 3 2 4 号 線	町道1078号線	新潟市角田浜3520
		新潟市角田浜381			新潟市角田浜3487－2
巻 2 3 0 7 号 線	町道1057号線	新潟市稲島3504	巻 2 3 2 5 号 線	町道1080号線	新潟市角田浜2425
		新潟市角田浜351			新潟市角田浜3136
巻 2 3 0 8 号 線	町道1058号線	新潟市稲島337	巻 2 3 2 6 号 線	町道1088号線	新潟市松山新田778
		新潟市稲島318			新潟市松山新田361

巻 2 - 3 2 7 号 線	町道1091号線	新潟市角田浜2869 新潟市角田浜2838	巻 2 - 3 4 5 号 線	町道1121号線	新潟市四ッ郷屋1824 新潟市四ッ郷屋1828
巻 2 - 3 2 8 号 線	町道1092号線	新潟市角田浜2716-1 新潟市角田浜2717	巻 2 - 3 4 6 号 線	町道1122号線	新潟市四ッ郷屋1809-2 新潟市四ッ郷屋1803
巻 2 - 3 2 9 号 線	町道1093号線	新潟市角田浜2870-1 新潟市越前浜7232-1	巻 2 - 3 4 7 号 線	町道1123号線	新潟市四ッ郷屋2168 新潟市四ッ郷屋866-1
巻 2 - 3 3 0 号 線	町道1094号線	新潟市角田浜1578-1 新潟市角田浜1005-7	巻 2 - 3 4 8 号 線	町道1124号線	新潟市四ッ郷屋1688 新潟市四ッ郷屋1690
巻 2 - 3 3 1 号 線	町道1099号線	新潟市松野尾3340 新潟市角田浜2790-2	巻 2 - 3 4 9 号 線	町道1125号線	新潟市四ッ郷屋1818 新潟市四ッ郷屋842
巻 2 - 3 3 2 号 線	町道1102号線	新潟市松野尾4189 新潟市角田浜5128-1	巻 2 - 3 5 0 号 線	町道1126号線	新潟市四ッ郷屋1865 新潟市四ッ郷屋1666-1
巻 2 - 3 3 3 号 線	町道1103号線	新潟市松野尾3757 新潟市松野尾5266	巻 2 - 3 5 1 号 線	町道1127号線	新潟市四ッ郷屋2146 新潟市四ッ郷屋1783
巻 2 - 3 3 4 号 線	町道1106号線	新潟市四ッ郷屋1948-1 新潟市四ッ郷屋2624-1	巻 2 - 3 5 2 号 線	町道1128号線	新潟市四ッ郷屋1717 新潟市四ッ郷屋1781
巻 2 - 3 3 5 号 線	町道1107号線	新潟市四ッ郷屋2167 新潟市四ッ郷屋1068	巻 2 - 3 5 3 号 線	町道1129号線	新潟市四ッ郷屋1730 新潟市四ッ郷屋1772
巻 2 - 3 3 6 号 線	町道1108号線	新潟市四ッ郷屋978 新潟市四ッ郷屋880-5	巻 2 - 3 5 4 号 線	町道1130号線	新潟市四ッ郷屋1736 新潟市四ッ郷屋2127
巻 2 - 3 3 7 号 線	町道1109号線	新潟市四ッ郷屋1841-5 新潟市四ッ郷屋2137	巻 2 - 3 5 5 号 線	町道1131号線	新潟市四ッ郷屋1789 新潟市四ッ郷屋1751
巻 2 - 3 3 8 号 線	町道1110号線	新潟市四ッ郷屋871 新潟市四ッ郷屋1428-84	巻 2 - 3 5 6 号 線	町道1132号線	新潟市四ッ郷屋1765 新潟市四ッ郷屋1755
巻 2 - 3 3 9 号 線	町道1113号線	新潟市越前浜6650 新潟市越前浜6737	巻 2 - 3 5 7 号 線	町道1133号線	新潟市四ッ郷屋1746 新潟市四ッ郷屋1754
巻 2 - 3 4 0 号 線	町道1115号線	新潟市越前浜6716 新潟市越前浜6484	巻 2 - 3 5 8 号 線	町道1134号線	新潟市四ッ郷屋3023-214 新潟市四ッ郷屋2765
巻 2 - 3 4 1 号 線	町道1116号線	新潟市越前浜6737-2 新潟市越前浜6757	巻 2 - 3 5 9 号 線	町道1135号線	新潟市越前浜4955 新潟市越前浜4896
巻 2 - 3 4 2 号 線	町道1117号線	新潟市四ッ郷屋1798 新潟市四ッ郷屋1839-1	巻 2 - 3 6 0 号 線	町道1136号線	新潟市越前浜4905-6 新潟市越前浜6906-8
巻 2 - 3 4 3 号 線	町道1119号線	新潟市四ッ郷屋1679 新潟市四ッ郷屋1834	巻 2 - 3 6 1 号 線	町道1137号線	新潟市越前浜6964 新潟市角田浜5379
巻 2 - 3 4 4 号 線	町道1120号線	新潟市越前浜5319 新潟市越前浜6811-23	巻 2 - 3 6 2 号 線	町道1138号線	新潟市四ッ郷屋850 新潟市四ッ郷屋1816

巻 2 3 6 3 号 線	町道1139号線	新潟市四ッ郷屋2139 新潟市四ッ郷屋2135－3	巻 2 3 8 1 号 線	町道1208号線	新潟市越前浜5413－1 新潟市越前浜5792
巻 2 3 6 4 号 線	町道1140号線	新潟市四ッ郷屋2119－1 新潟市四ッ郷屋2074	巻 2 3 8 2 号 線	町道1210号線	新潟市越前浜5484 新潟市越前浜5440
巻 2 3 6 5 号 線	町道1156号線	新潟市角田浜1513－1 新潟市四ッ郷屋2170－1	巻 2 3 8 3 号 線	町道1211号線	新潟市越前浜5551 新潟市越前浜5449
巻 2 3 6 6 号 線	町道1158号線	新潟市越前浜6232－2 新潟市越前浜6114－4	巻 2 3 8 4 号 線	町道1212号線	新潟市越前浜5447 新潟市越前浜5439
巻 2 3 6 7 号 線	町道1159号線	新潟市越前浜4681 新潟市越前浜4708	巻 2 3 8 5 号 線	町道1213号線	新潟市越前浜5403 新潟市越前浜5408
巻 2 3 6 8 号 線	町道1173号線	新潟市越前浜6731 新潟市越前浜6768	巻 2 3 8 6 号 線	町道1214号線	新潟市越前浜5485－1 新潟市越前浜5418－1
巻 2 3 6 9 号 線	町道1174号線	新潟市越前浜6689 新潟市越前浜6738	巻 2 3 8 7 号 線	町道1217号線	新潟市越前浜6837－4 新潟市越前浜5317
巻 2 3 7 0 号 線	町道1175号線	新潟市越前浜6675 新潟市越前浜6665－1	巻 2 3 8 8 号 線	町道1218号線	新潟市越前浜5331 新潟市越前浜5329
巻 2 3 7 1 号 線	町道1176号線	新潟市越前浜6685 新潟市越前浜6687－1	巻 2 3 8 9 号 線	町道1219号線	新潟市越前浜5364 新潟市越前浜5350
巻 2 3 7 2 号 線	町道1177号線	新潟市越前浜6563－1 新潟市越前浜5557－2	巻 2 3 9 0 号 線	町道1220号線	新潟市越前浜6838－2 新潟市越前浜5033
巻 2 3 7 3 号 線	町道1178号線	新潟市越前浜5477 新潟市越前浜6811－7	巻 2 3 9 1 号 線	町道1221号線	新潟市越前浜5033 新潟市越前浜5023
巻 2 3 7 4 号 線	町道1179号線	新潟市越前浜5502－1 新潟市越前浜5386	巻 2 3 9 2 号 線	町道1222号線	新潟市越前浜5369－1 新潟市越前浜5354
巻 2 3 7 5 号 線	町道1180号線	新潟市越前浜6811－15 新潟市越前浜5481	巻 2 3 9 3 号 線	町道1223号線	新潟市越前浜5361 新潟市越前浜5356－1
巻 2 3 7 6 号 線	町道1181号線	新潟市越前浜6818－2 新潟市越前浜6830	巻 2 3 9 4 号 線	町道1224号線	新潟市越前浜6846 新潟市越前浜6854
巻 2 3 7 7 号 線	町道1204号線	新潟市越前浜6230－1 新潟市越前浜5931	巻 2 3 9 5 号 線	町道1225号線	新潟市越前浜6854 新潟市越前浜6874－1
巻 2 3 7 8 号 線	町道1205号線	新潟市越前浜5517 新潟市越前浜5514	巻 2 3 9 6 号 線	町道1226号線	新潟市越前浜5040 新潟市越前浜5015
巻 2 3 7 9 号 線	町道1206号線	新潟市越前浜5526 新潟市越前浜5536	巻 2 3 9 7 号 線	町道1227号線	新潟市越前浜6862 新潟市越前浜6863
巻 2 3 8 0 号 線	町道1207号線	新潟市越前浜5931 新潟市越前浜5537	巻 2 3 9 8 号 線	町道1228号線	新潟市越前浜6864 新潟市越前浜6891－2

巻 2 ー 3 9 9 号 線	町道1229号線	新潟市越前浜6865	巻 2 ー 4 1 7 号 線	町道1270号線	新潟市越前浜4100
		新潟市越前浜4996			新潟市角田浜1326
巻 2 ー 4 0 0 号 線	町道1230号線	新潟市越前浜6878	巻 2 ー 4 1 8 号 線	町道1279号線	新潟市角田浜1368ー 1
		新潟市越前浜995			新潟市角田浜1385
巻 2 ー 4 0 1 号 線	町道1231号線	新潟市越前浜4741	巻 2 ー 4 1 9 号 線	町道1280号線	新潟市角田浜1544ー 1
		新潟市越前浜4925ー 2			新潟市角田浜1256
巻 2 ー 4 0 2 号 線	町道1232号線	新潟市越前浜5286	巻 2 ー 4 2 0 号 線	町道1281号線	新潟市角田浜1542
		新潟市越前浜1494			新潟市角田浜1273
巻 2 ー 4 0 3 号 線	町道1233号線	新潟市越前浜4875	巻 2 ー 4 2 1 号 線	町道1282号線	新潟市角田浜1519
		新潟市越前浜6928			新潟市角田浜1316
巻 2 ー 4 0 4 号 線	町道1234号線	新潟市越前浜4731	巻 2 ー 4 2 2 号 線	町道1283号線	新潟市角田浜1520
		新潟市越前浜4784			新潟市角田浜1458
巻 2 ー 4 0 5 号 線	町道1235号線	新潟市越前浜5085	巻 2 ー 4 2 3 号 線	町道1284号線	新潟市角田浜1429ー 5
		新潟市越前浜4930			新潟市角田浜1107ー 2
巻 2 ー 4 0 6 号 線	町道1236号線	新潟市越前浜6876ー 4	巻 2 ー 4 2 4 号 線	町道1285号線	新潟市角田浜1460ー 7
		新潟市越前浜6921			新潟市角田浜1388
巻 2 ー 4 0 7 号 線	町道1237号線	新潟市越前浜6894ー 14 3	巻 2 ー 4 2 5 号 線	町道1288号線	新潟市角田浜1356
		新潟市角田浜1107ー 1			新潟市角田浜1362
巻 2 ー 4 0 8 号 線	町道1238号線	新潟市越前浜4803ー 8	巻 2 ー 4 2 6 号 線	町道1289号線	新潟市越前浜1355ー 1
		新潟市越前浜4803ー 16			新潟市角田浜1107ー 1
巻 2 ー 4 0 9 号 線	町道1244号線	新潟市越前浜3840	巻 2 ー 4 2 7 号 線	町道1290号線	新潟市角田浜1314ー 1
		新潟市越前浜795			新潟市角田浜1107ー 1
巻 2 ー 4 1 0 号 線	町道1250号線	新潟市越前浜5350	巻 2 ー 4 2 8 号 線	町道1291号線	新潟市角田浜1495ー 2
		新潟市越前浜4922			新潟市角田浜1409
巻 2 ー 4 1 1 号 線	町道1251号線	新潟市越前浜5389	巻 2 ー 4 2 9 号 線	町道1292号線	新潟市角田浜1293
		新潟市越前浜5461			新潟市角田浜1312
巻 2 ー 4 1 2 号 線	町道1252号線	新潟市越前浜5391	巻 2 ー 4 3 0 号 線	町道1293号線	新潟市角田浜1294
		新潟市越前浜5381			新潟市角田浜1332
巻 2 ー 4 1 3 号 線	町道1253号線	新潟市越前浜5395	巻 2 ー 4 3 1 号 線	町道1294号線	新潟市角田浜1341
		新潟市越前浜5386			新潟市角田浜1346
巻 2 ー 4 1 4 号 線	町道1254号線	新潟市越前浜5400	巻 2 ー 4 3 2 号 線	町道1295号線	新潟市角田浜1280
		新潟市越前浜5403ー 1			新潟市角田浜1268
巻 2 ー 4 1 5 号 線	町道1255号線	新潟市越前浜5448	巻 2 ー 4 3 3 号 線	町道1296号線	新潟市角田浜1236
		新潟市越前浜5461			新潟市角田浜1142
巻 2 ー 4 1 6 号 線	町道1256号線	新潟市越前浜6433ー 3	巻 2 ー 4 3 4 号 線	町道1297号線	新潟市角田浜1235ー 1
		新潟市越前浜5319ー 1			新潟市角田浜1250

巻 2 4 3 5 号 線	町道1298号線	新潟市角田浜1140	巻 2 4 5 3 号 線	町道1403号線	新潟市松野尾2556－1
		新潟市角田浜1125			新潟市松野尾2201
巻 2 4 3 6 号 線	町道1299号線	新潟市角田浜1280	巻 2 4 5 4 号 線	町道1404号線	新潟市松野尾1599
		新潟市角田浜1110			新潟市松野尾1296
巻 2 4 3 7 号 線	町道1300号線	新潟市角田浜1206	巻 2 4 5 5 号 線	町道1405号線	新潟市松野尾1772
		新潟市角田浜1407－1			新潟市松野尾717
巻 2 4 3 8 号 線	町道1301号線	新潟市角田浜1163	巻 2 4 5 6 号 線	町道1406号線	新潟市松野尾166
		新潟市角田浜1091			新潟市松野尾771
巻 2 4 3 9 号 線	町道1303号線	新潟市角田浜1191	巻 2 4 5 7 号 線	町道1407号線	新潟市松野尾604－1
		新潟市角田浜1217			新潟市松野尾123
巻 2 4 4 0 号 線	町道1304号線	新潟市角田浜1211	巻 2 4 5 8 号 線	町道1408号線	新潟市松野尾492
		新潟市角田浜1209			新潟市松野尾473
巻 2 4 4 1 号 線	町道1305号線	新潟市角田浜1208	巻 2 4 5 9 号 線	町道1409号線	新潟市松野尾369
		新潟市角田浜1204－1			新潟市松野尾1033
巻 2 4 4 2 号 線	町道1306号線	新潟市角田浜1178－5	巻 2 4 6 0 号 線	町道1410号線	新潟市松野尾2936
		新潟市角田浜1186			新潟市松野尾1041
巻 2 4 4 3 号 線	町道1307号線	新潟市角田浜1102－1	巻 2 4 6 1 号 線	町道1411号線	新潟市松野尾2896
		新潟市角田浜1078			新潟市松野尾1004
巻 2 4 4 4 号 線	町道1308号線	新潟市松野尾4148－9	巻 2 4 6 2 号 線	町道1412号線	新潟市松野尾651
		新潟市松野尾4209－1			新潟市松野尾1061
巻 2 4 4 5 号 線	町道1309号線	新潟市角田浜1205	巻 2 4 6 3 号 線	町道1413号線	新潟市松野尾171－1
		新潟市角田浜1073－2			新潟市松野尾1217
巻 2 4 4 6 号 線	町道1310号線	新潟市角田浜1461－3	巻 2 4 6 4 号 線	町道1414号線	新潟市松野尾1362
		新潟市角田浜1463			新潟市新保新田2542－2
巻 2 4 4 7 号 線	町道1311号線	新潟市角田浜1184	巻 2 4 6 5 号 線	町道1415号線	新潟市松野尾1391
		新潟市角田浜1074			新潟市松野尾158
巻 2 4 4 8 号 線	町道1312号線	新潟市松野尾5318－1	巻 2 4 6 6 号 線	町道1416号線	新潟市松野尾146
		新潟市松野尾5021			新潟市松野尾2251
巻 2 4 4 9 号 線	町道1313号線	新潟市松野尾4185－1	巻 2 4 6 7 号 線	町道1417号線	新潟市松野尾1541－4
		新潟市松野尾4799			新潟市松野尾1884
巻 2 4 5 0 号 線	町道1314号線	新潟市角田浜1580	巻 2 4 6 8 号 線	町道1418号線	新潟市松野尾1727
		新潟市角田浜1581－1			新潟市松野尾1842－3
巻 2 4 5 1 号 線	町道1315号線	新潟市角田浜1580	巻 2 4 6 9 号 線	町道1419号線	新潟市松野尾1766
		新潟市角田浜1005－4			新潟市松野尾1779
巻 2 4 5 2 号 線	町道1316号線	新潟市角田浜1581－4	巻 2 4 7 0 号 線	町道1420号線	新潟市松野尾2579－3
		新潟市角田浜1581－9			新潟市松野尾2572－2

巻 2 ー 4 7 1 号 線	町道1421号線	新潟市巻大原930ー 1	巻 2 ー 4 8 9 号 線	町道1442号線	新潟市松野尾2164ー 5
		新潟市巻大原841ー 1			新潟市松野尾2670
巻 2 ー 4 7 2 号 線	町道1422号線	新潟市松野尾2461ー 1	巻 2 ー 4 9 0 号 線	町道1443号線	新潟市松野尾3023ー 1
		新潟市巻大原827			新潟市松野尾3172
巻 2 ー 4 7 3 号 線	町道1424号線	新潟市松野尾2558ー 1	巻 2 ー 4 9 1 号 線	町道1444号線	新潟市松野尾901
		新潟市巻大原2465ー 1			新潟市松野尾2478ー 1
巻 2 ー 4 7 4 号 線	町道1425号線	新潟市松野尾5148	巻 2 ー 4 9 2 号 線	町道1445号線	新潟市巻大原2436
		新潟市松野尾2577ー 1			新潟市巻大原2245
巻 2 ー 4 7 5 号 線	町道1426号線	新潟市松野尾2657	巻 2 ー 4 9 3 号 線	町道1446号線	新潟市松野尾2233
		新潟市松野尾2856ー 1			新潟市松野尾2225
巻 2 ー 4 7 6 号 線	町道1427号線	新潟市松野尾4877	巻 2 ー 4 9 4 号 線	町道1447号線	新潟市松野尾2393ー 2
		新潟市松野尾2946			新潟市松野尾4899
巻 2 ー 4 7 7 号 線	町道1428号線	新潟市松野尾3052ー 1	巻 2 ー 4 9 5 号 線	町道1448号線	新潟市松野尾4911ー 1
		新潟市松野尾3033ー 1			新潟市松野尾4974
巻 2 ー 4 7 8 号 線	町道1429号線	新潟市松野尾3172	巻 2 ー 4 9 6 号 線	町道1449号線	新潟市松野尾4935
		新潟市松野尾3330			新潟市松野尾2756ー 9
巻 2 ー 4 7 9 号 線	町道1430号線	新潟市松野尾24ー 3	巻 2 ー 4 9 7 号 線	町道1450号線	新潟市松野尾2871
		新潟市松野尾3127			新潟市松野尾2853
巻 2 ー 4 8 0 号 線	町道1431号線	新潟市松山新田2848ー 2	巻 2 ー 4 9 8 号 線	町道1451号線	新潟市松野尾2875ー 2
		新潟市松野尾215			新潟市松野尾579
巻 2 ー 4 8 1 号 線	町道1432号線	新潟市巻大原333	巻 2 ー 4 9 9 号 線	町道1452号線	新潟市松野尾2845
		新潟市仁箇899			新潟市松野尾582
巻 2 ー 4 8 2 号 線	町道1433号線	新潟市巻大原904ー 2	巻 2 ー 5 0 0 号 線	町道1454号線	新潟市松野尾2904
		新潟市巻大原861ー 1			新潟市松野尾2852ー 1
巻 2 ー 4 8 3 号 線	町道1434号線	新潟市松野尾1225	巻 2 ー 5 0 1 号 線	町道1456号線	新潟市松野尾4855
		新潟市松野尾47			新潟市松野尾3003ー 1
巻 2 ー 4 8 4 号 線	町道1435号線	新潟市松野尾1250	巻 2 ー 5 0 2 号 線	町道1457号線	新潟市松野尾4848
		新潟市巻大原956			新潟市松野尾2910
巻 2 ー 4 8 5 号 線	町道1436号線	新潟市松山新田84	巻 2 ー 5 0 3 号 線	町道1458号線	新潟市松野尾3308
		新潟市松野尾3335ー 3			新潟市松野尾2923
巻 2 ー 4 8 6 号 線	町道1439号線	新潟市四ッ郷屋1428ー 23	巻 2 ー 5 0 4 号 線	町道1460号線	新潟市松野尾3279ー 2
		新潟市四ッ郷屋1428ー 19			新潟市松野尾3276ー 甲
巻 2 ー 4 8 7 号 線	町道1440号線	新潟市四ッ郷屋1512	巻 2 ー 5 0 5 号 線	町道1461号線	新潟市松野尾3370ー 1
		新潟市四ッ郷屋3175ー 125			新潟市松野尾3284ー 1
巻 2 ー 4 8 8 号 線	町道1441号線	新潟市巻大原875	巻 2 ー 5 0 6 号 線	町道1462号線	新潟市松野尾3384ー 1
		新潟市巻大原881			新潟市松野尾1169

巻 2 - 5 0 7 号 線	町道1463号線	新潟市松野尾4107 新潟市松山新田48
巻 2 - 5 0 8 号 線	町道1464号線	新潟市松山新田1135 新潟市松山新田298
巻 2 - 5 0 9 号 線	町道1465号線	新潟市松山新田1305 新潟市松山新田1245
巻 2 - 5 1 0 号 線	町道1466号線	新潟市松山新田1345 新潟市松山新田122
巻 2 - 5 1 1 号 線	町道1467号線	新潟市松山新田1354 新潟市松山新田1673
巻 2 - 5 1 2 号 線	町道1468号線	新潟市五ヶ浜809 新潟市五ヶ浜2844
巻 2 - 5 1 3 号 線	町道1469号線	新潟市松山新田103-2 新潟市松野尾3336
巻 2 - 5 1 4 号 線	町道1470号線	新潟市角田浜1006 新潟市角田浜1062
巻 2 - 5 1 5 号 線	町道1471号線	新潟市四ッ郷屋1428-105 新潟市四ッ郷屋1076-1
巻 2 - 5 1 6 号 線	町道1472号線	新潟市竹野町18-2 新潟市竹野町21-2
巻 2 - 5 1 7 号 線	町道1473号線	新潟市竹野町25-2 新潟市竹野町26-3
巻 2 - 5 1 8 号 線	町道1474号線	新潟市竹野町35-2 新潟市竹野町32-3
巻 2 - 5 1 9 号 線	町道1475号線	新潟市竹野町72-2 新潟市竹野町66-3
巻 2 - 5 2 0 号 線	町道1476号線	新潟市竹野町31-2 新潟市竹野町77-4
巻 2 - 5 2 1 号 線	町道1477号線	新潟市竹野町4485-14 新潟市竹野町4163-10
巻 2 - 5 2 2 号 線	町道1478号線	新潟市竹野町4485-33 新潟市竹野町4163-44

新潟市告示第441号

「新潟市ラブホテル建築等規制条例施行規則第10条第1項第3号に規定する施設について」（平成17年新潟市告示第217号）の一部改正について

このことについて、次のとおり改正したので告示する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

中之口ふれあい公園	南福島325番地
-----------	----------

の次に

ほたるの里公園	福井4067番地
矢垂川砂防公園	福井地先
矢垂川公園	福井地先
松野尾公園	松野尾2852番地 2

を加える。

新潟市告示第442号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2及び新潟市都市公園条例（昭和32年条例第44号）第2条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成17年10月10日

新 潟 市 長 篠 田 昭

供用開始する都市公園

名 称	位 置	備考	区 域	開始する期日
堀山団地 児童遊園地	巻乙1759番地1	巻	区域図は、公園水辺課において告示の日から10日間一般の縦覧に供する。	平成17年 10月10日
あすなろ児童遊園地	巻甲2431番地1	巻		
福井児童遊園地	福井2082番地	巻		
すばる台ニュータウン内緑地	仁箇2745番地1	巻		
庚午団地公園	馬堀6003番地8	巻		
竹野町公園	竹野町地先	巻		
グリーンハイツ児童遊園地	赤鎗351番地33	巻		
東6区児童遊園地	巻甲4155番地1	巻		
希望児童遊園地	巻甲1767番地31	巻		
旧浄水場協団地内緑地	巻甲96番地2	巻		
巻乙団地内緑地	巻乙246番地1	巻		
巻南小バス停協団地内緑地	巻乙1007番地3	巻		
グリーンハイツ内緑地	赤鎗347番地3	巻		
庚午団地内南緑地	馬堀6001番地44	巻		
庚午団地内北緑地	漆山3690番地29	巻		
平成団地内緑地	竹野町2498番地4	巻		

前田団地内 緑地	竹野町21番地 3	巻
仁箇団地内 緑地 北	仁箇1544番地 4	巻
仁箇団地内 緑地 南	仁箇1618番地 4	巻
こがね台ホー ムタウン緑地	巻乙999番地 5	巻
漆山公園	漆山2655番地 6	巻
堀山新田 団地 緑地	堀山新田124番地 3	巻
竹野町 幼児公園	前田356番地 3	巻
天神町 遊園地	竹野町1655番地 1	巻
並岡遊園地	並岡75番地 9	巻
蛭雪公園	巻甲121番地 1	巻
かたがしら ふれあいパーク	潟頭803番地 1	巻

新潟市告示第443号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第444号

身元不明人の死亡について

下記の者は、平成17年 9 月25日午前10時46分、佐渡市の
姫崎灯台沖合、北緯37度59. 8分、東経138度41. 4分付近海
上で死亡、漂流していたところを発見されました。

身元が不明のため、平成17年 9 月28日に火葬に付しま
した。

心当たりの方は、当市厚生福祉課に申し出てください。

平成17年10月13日

新 潟 市 長 篠 田 昭
記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 氏名及び住所 | 不詳 |
| 2 | 体格及び身長 | 身長151cm位・体格小太り |
| 3 | 年齢及び性別 | 年齢40～60歳代位の女性 |
| 4 | 死 因 | 溺死の疑い |
| 5 | 遺 留 物 品 | 紫・白色半袖ニットシャツ、紫色
ブラジャー、黒色ジーンズ、紺色
パンティ、現金1万5千円 |
| 6 | 死 亡 年 月 日 | 平成17年 9 月19日頃（推定） |
| 7 | 死 亡 場 所 | 佐渡市の姫崎灯台沖合、北緯37度
59. 8分、東経138度41. 4分付近海上
で死体発見 |
| 8 | 埋（火）葬地 | 新潟市 |

新潟市告示第445号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第446号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第18条第
1 項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同
法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて縦覧に供す
る。

平成17年10月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新津支所 農・産業振興課
（新潟市程島2009番地）

新潟市告示第447号

住居表示を実施する区域及び期日等について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づ
き、住居表示を実施する区域及び期日等を次のとおり定
めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

平成17年10月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 住居表示を実施する区域

新 町 名	実 施 前 の 町 名
あおば通 1 丁目	車場の一部
あおば通 2 丁目	車場の一部

2 住居表示を実施する期日 平成17年12月17日

3 住居表示の方法 街区方式

4 街区符号及び住居番号 別添

新潟市告示第448号

住居表示の実施による町若しくは字の区域の新
設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しく
はその名称の変更について

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第 5 条
の 2 第 1 項の規定に基づき、別図 1 に示す町の区域及び
名称を別図 2 に示すとおり変更するので、その案を告示
する。

平成17年10月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

付 記

公示された案にかかる町又は字の区域内に住所を有
し、新潟市の議会の議員及び長の選挙権を有するもの
で、この案に異議があるときは、政令の定めるところに
より市長に対し公示の日から30日を経過する日までに、
その50人以上の連署をもって理由を付してこの案に対す
る変更の請求をすることができる。

新潟市告示第449号

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて縦覧に供する。

平成17年10月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局農林水産部食と花の推進課

（新潟市学校町通一番町602番地1）

黒埼支所 産業課

（新潟市大野町2843番地1）

新津支所 農・産業振興課

（新潟市程島2009番地）

白根支所 農政課

（新潟市白根1235番地）

豊栄支所 産業経済課

（新潟市葛塚3197番地）

小須戸支所 産業課

（新潟市小須戸120番地）

横越支所 農政商工課

（新潟市横越中央1丁目1番1号）

亀田支所 農政商工課

（新潟市泉町3丁目4番5号）

岩室支所 産業観光課

（新潟市西中860番地）

西川支所 農政課

（新潟市旗屋585番地1）

味方支所 産業課

（新潟市味方1544番地）

潟東支所 産業課

（新潟市三方1番地）

月潟支所 産業課

（新潟市月潟535番地）

中之口支所 産業課

（新潟市中之口626番地）

巻支所 農政課

（新潟市巻甲2690番地1）

新潟市告示第449号の2

新潟市農用地利用集積計画について

農業経営基盤促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により告示する。

なお、同計画は次の場所に備えて置いて縦覧に供する。

平成17年10月17日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 新潟市農用地利用集積計画を備え置く場所

新潟市役所

産業経済局 農林水産部 食と花の推進課

（新潟市学校町通一番町602番地1）

新潟市告示第450号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第451号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第452号

新潟県西部広域消防事務組合からの脱退について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成17年12月31日限りで新潟県西部広域消防事務組合を脱退するものとする。

平成17年10月18日

新 潟 市 長 篠 田 昭

新潟市告示第453号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第454号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第455号

公 示 送 達 書

「省 略」

新潟市告示第456号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成17年10月20日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 職権消除日

平成17年10月14日

2 職権消除対象者の住所・氏名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	新潟市有楽3丁目2番地16	田中 広和
2	新潟市上木戸4丁目13番28号	鈴木 誠

新潟市告示第457号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示する。

平成17年10月21日

新 潟 市 長 篠 田 昭
記

自動車臨時運行許可番号標番号	貸与年月日	貸与者の住所・氏名	失効年月日
新潟1135新潟	平成17年7月28日	新発田市佐々木2591番地48 港陽	平成17年7月31日
新潟1127新潟	平成17年7月28日	新発田市佐々木2591番地48 港陽	平成17年7月31日
新潟1130新潟	平成17年7月28日	新発田市佐々木2591番地48 港陽	平成17年7月31日
新潟1125新潟	平成17年8月2日	新潟市白山浦2丁目18番地1 プリミエール201号 KHANAL CHANDRA PRAKS	平成17年8月3日

新潟市告示第458号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等駐車場条例第12条第1項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので、同条第12条第2項の規定により告示する。

平成17年10月26日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 放 置 場 所 白山駅前、関屋駅前、小針駅前第2、新潟大学前駅前第1、新潟大学前駅前第2、新潟大学前駅前第3 自転車駐車場
- 2 撤 去 台 数 自転車 521台
- 3 撤 去 年 月 日 平成17年10月12日
- 4 保 管 返 還 場 所 西土木事務所
- 5 保 管 期 間 平成17年10月27日から平成18年4月26日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間 平成17年12月16日から平成17年12月17日の2日間
午前9時00分から午後5時00分
- 7 返 還 に 必 要 な も の
 - (1) 運転免許書、健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの。
 - (3) 印鑑

(4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取りがないものは、新潟市自転車等駐車場条例第12条第3項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第459号

放置自転車等の撤去、保管について

新潟市自転車等放置防止条例第10条第2項の規定により、放置自転車等を下記のとおり撤去し、保管したので、同条第11条第1項の規定により告示する。

平成17年10月26日

新 潟 市 長 篠 田 昭

- 1 放 置 場 所 古町周辺、小針、西海岸公園、白山公園、寺尾中央公園
- 2 撤 去 台 数 自転車 20台
- 3 撤 去 年 月 日 平成17年8月16日から平成17年10月12日
- 4 保 管 返 還 場 所 西土木事務所
- 5 保 管 期 間 平成17年10月27日から平成18年4月26日まで
- 6 返 還 日 及 び 時 間 平成17年12月16日から平成17年12月17日の2日間
午前9時00分から午後5時00分
- 7 返 還 に 必 要 な も の
 - (1) 運転免許書、健康保険証その他身分を証明できるもの
 - (2) 自転車等の鍵又は保証書その他返還を受けようとする自転車等の利用者であることを証明できるもの。
 - (3) 印鑑

(4) 撤去保管に要する費用

自転車 1,000円

なお、この告示にかかる自転車等で、上記保管期間経過後においても利用者等の引取りがないものは、新潟市自転車等放置防止条例第11条第2項の規定に基づき、本市において処分する。

新潟市告示第460号

下水道事業受益者負担金を賦課しようとする区域の変更について

新潟都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和54年新潟市条例第55号）第5条第1項の規定に基づく平成17年4月1日新潟市告示第154号について、負担金を賦課しようとする区域を次のように変更したので告示する。

平成17年10月27日

新潟市長 篠田 昭
負担金を賦課しようとする区域

内野上新町の一部、新中浜1丁目、同2丁目、同3丁目、同4丁目、同5丁目、同6丁目の全部、大学南1丁目、同2丁目、内野町、大野、坂井の各一部、坂井1丁目、坂井東3丁目、同4丁目の各一部、上新栄町1丁目の全部、上新栄町2丁目、同3丁目の各一部、松海が丘1丁目、同2丁目の各一部、松海が丘4丁目の全部、真砂2丁目、同4丁目の各一部、有明町、松美台、青山7丁目の各一部、青山4丁目、同5丁目、同8丁目、浦山1丁目、同2丁目、同4丁目の各一部、新光町、上所2丁目の各一部、紫竹山1丁目、同4丁目、同5丁目の各一部、下木戸1丁目の一部、姥ヶ山1丁目、長潟の各一部、西名目所の一部、姥ヶ山6丁目の全部、山ニツ1丁目、同3丁目の各一部、小金台、物見山2丁目の各一部、松和町の一部、幸栄1丁目の全部、物見山4丁目の一部、天野2丁目の全部、津島屋1丁目、同2丁目、同3丁目の各一部、津島屋4丁目の全部、寺地、鳥原、鳥原新田、金巻、立仏、山田の各一部、大通南1丁目、同2丁目、同3丁目の全部、大通南4丁目の一部、大通南5丁目の全部、鯿の一部、葛塚、嘉山、嘉山1丁目、同2丁目、同6丁目の各一部、豊栄東栄町1丁目、同2丁目の各一部、豊栄早通の一部、古田、朝日、中沢町、中村、古津、西古津、大鹿の各一部、程島、割町の各一部

新潟市告示第461号

結核予防法による医療機関の指定について

結核予防法第36条第1項の規定に基づき、下記のとおり指定したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成17年10月27日

新潟市長 篠田 昭
記

名 称	開 設 者	所 在 地	指定年月日
こばりファミリークリニック	蒲 澤 知 子	新潟市小新大通2丁目2945—16	平成17年8月25日
ひとみ薬局	有限会社曙調剤薬局	新潟市豊2丁目6—41	平成17年8月25日
谷澤整形外科クリニック	医療法人谷澤整形外科クリニック	新潟市本町通6番町1134	平成17年10月1日
ささがわ小児科クリニック	医療法人社団ささがわ小児科クリニック	新潟市亀田四ツ興野2丁目5—14	平成17年10月1日
牡丹山薬局	有限会社ケンユウ	新潟市牡丹山1丁目5—12—9	平成17年9月15日
渡辺クリニック	渡 辺 博	新潟市北多門町2312—1HG ビル1F	平成17年10月1日
築井医院	医療法人社団 築井医院	新潟市浦山1丁目3—30	平成17年10月1日

うさみ内科クリニック	医療法人社団うさみ内科クリニック	新潟市美幸町2丁目3—20	平成17年10月1日
きくち内科医院	菊 池 正 俊	新潟市女池4丁目19—2	平成17年10月11日
おおじま調剤薬局	有限会社共栄堂	新潟市大島172—65	平成17年10月11日

新潟市告示第462号

結核予防法による医療機関の辞退について

結核予防法第36条第4項の規定に基づき、下記の医療機関は、その指定を辞退したので結核予防法施行令第2条の6により告示する。

平成17年10月27日

新潟市長 篠田 昭
記

名 称	開 設 者	所 在 地	辞退年月日
谷澤整形外科クリニック	谷 澤 龍 彦	新潟市本町通6番町1134	平成17年9月30日
ささがわ小児科クリニック	笹 川 富士雄	新潟市亀田四ツ興野2—5—14	平成17年9月30日
渡辺病院	渡 辺 博	新潟市上大川前通8—1291	平成17年9月30日
勝見医院	勝 見 剛	新潟市白山浦1—405	平成17年9月10日
鳥屋野診療所	勝 見 剛	新潟市鳥屋野1—27—15	平成17年9月10日
築井医院	医療法人社団 築井医院	新潟市浦山2—2—7	平成17年9月30日
全快堂薬局大野店	有限会社全快堂薬局	新潟市金巻964—2	平成17年9月30日
おおじま調剤薬局	有限会社カルメ	新潟市大島172—65	平成17年9月30日

新潟市告示第463号

新潟市情報公開条例第14条による情報の公開の実施状況について

新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第14条の規定により、平成16年度の情報公開の実施状況を次のとおり公表します。

平成17年10月28日

新潟市長 篠田 昭

- 1 請求件数 1,164件
- 2 請求方法内訳

方 法	請求書によるもの	口頭によるもの	計
件 数	219件	945件	1,164件

- 3 決定内容内訳
 - (1) 全実施機関

決定内容	公開	一部非公開	非公開	検討中	請求取り下げ	計
件数	1,051件	93件	16件	4件	0件	1,164件

(2) 実施機関別件数

決定内容 実施機関名	公開	一部 非公開	非公開	検討中	請求 取り下げ
市長	1,030件	83件	15件	3件	0件
教育委員会	10件	6件	0件	1件	0件
選挙管理委員会	0件	0件	0件	0件	0件
公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件
監査委員	0件	0件	0件	0件	0件
農業委員会	0件	0件	0件	0件	0件
固定資産評価委員会	0件	0件	0件	0件	0件
水道局長	9件	2件	0件	0件	0件
議会	2件	2件	1件	0件	0件
合計	1,051件	93件	16件	4件	0件

4 不服申立ての状況

決定内容 実施機関名	不服申立て 件数	審査会への 諮問件数	申立て 取下げ件数	審査会の 答申件数	申立てに対する 決定件数
市長	0件	0件	0件	0件	0件
教育委員会	0件	0件	0件	0件	0件
選挙管理委員会	0件	0件	0件	0件	0件
公平委員会	0件	0件	0件	0件	0件
監査委員	0件	0件	0件	0件	0件
農業委員会	0件	0件	0件	0件	0件
固定資産評価委員会	0件	0件	0件	0件	0件
水道局長	0件	0件	0件	0件	0件
議会	0件	0件	0件	0件	0件
合計	0件	0件	0件	0件	0件

新潟市告示第464号

市道区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、市道区域を次のように変更する。

なお、関係図面は告示の日から2週間新潟市都市整備局土木部土木総務課において、一般の縦覧に供する。

平成17年10月31日

新潟市長 篠田 昭

路線名	区 間	変前後 更別	敷 地 の	
			幅員(m)	延長(m)
亀田1－ 13号線	新潟市東船場三丁目230 9番1地先から	前	3.0 ～3.2	78.7
	新潟市東船場三丁目230 8番1地先まで	後	6.0 ～11.8	78.7

新潟市告示第465号

住民票の職権消除について

住民基本台帳法第8条および同法施行令第12条第4項の規定に基づき告示します。

平成17年10月31日

新潟市長 篠田 昭

1 職権消除日

平成17年10月31日

2 職権消除対象者の住所・氏名

別紙名簿のとおり

職権消除対象者名簿一覧表

	住 所	氏 名
1	内島見2103番地2 幸栄荘	藤原 政和
2	嘉山2237番地19	佐藤 理絵
3	豊栄石動1丁目9番地8	関口 義孝
4	豊栄早通北5丁目2番38－26号	渡邊 平
5	豊栄早通北5丁目3番45－56号	大竹 高明
6	豊栄美里1丁目9番地5メゾン・エクセルⅡ104	玉木 秋三
7	白新町1丁目9番24号	渡邊 慎吾
8	北陽1丁目2451番地45 中澤方	野崎 泰明

新潟市告示第466号

生活保護法による介護機関の指定申請について
（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を指定し、次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新潟市長 篠田 昭

事業所の名称	所 在 地	指定した居宅 サービスの種類	指 定 年月日
居 宅 介 護 支 援 事業所 花はな	新潟市北上1丁目 15番28号	居宅介護支援	平成17年 10月1日
居宅介護支援事業所 リバーサイド輝	新潟市江口2312番 地1	居宅介護支援	平成16年 2月1日
な が の ケ ア セ ン タ ー	新潟市北大畑町54 8番地	居宅介護支援	平成16年 10月1日
デ イ サ ー ビ ス センター ほたる	新潟市横七番町通 5丁目4694	通所介護	平成17年 10月1日
セ コ ム ア ン 心 館 訪問看護ステーション	新潟市幸西2丁目 4番16号	訪問看護	平成17年 10月1日
新潟市特別養護老人 ホーム 大山台ホーム	新潟市大山2丁目 13番1号	短期入所生活 介護	平成17年 1月1日

新潟市告示第467号

生活保護法による介護機関の廃止届について

(告示)

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定介護機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

事業所の名称	所 在 地	居宅サービスの種類	廃 止 年月日
居 宅 介 護 支 援 事業所 花はな	新潟市北上1丁目 15番28号	居宅介護支援	平成17年 9月30日
特別養護老人ホーム 大山台ホーム	新潟市大山2丁目 13番1号	短期入所生活 介護	平成15年 10月1日

新潟市告示第468号

生活保護法による介護機関の変更について（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、介護機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 指定介護機関の名称及び所在地

日本調剤空港西薬局

新潟市空港西2丁目220-8

2 変更事項

旧 新潟市空港西2丁目220-8

新 新潟市空港西2丁目20番24号

3 変更年月日

平成17年10月1日

1 指定介護機関の名称及び所在地

さくらメディカル株式会社 新潟居宅介護支援事業所
新潟市愛宕1丁目4-15 ジャスビル1F

2 変更事項

旧 新潟市愛宕1丁目4-15 ジャスビル1F

新 新潟市上沼710番地

3 変更年月日

平成17年10月11日

新潟市告示第469号

生活保護法による医療機関の指定申請について
（告示）

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（第55条において準用する同法第49条）の規定により、指定医療機関等を指定し次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所 在 地	指定年月日
う さ み 内 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市美幸町2丁目 3番20号	平成17年 10月1日
の も と 皮 フ 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市美幸町1丁目 5番12号	平成17年 10月1日
さ さ が わ 小 児 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市亀田四ツ興野 2丁目5番14号	平成17年 10月1日
谷 澤 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	新潟市本町通6番町 1134番地	平成17年 10月1日
き く ち 内 科 医 院	新潟市女池4丁目19 -2	平成17年 10月11日
(医)築 井 医 院	新潟市浦山1丁目3 番30号	平成17年 10月1日
渡 辺 ク リ ニ ッ ク	新潟市北多門町2312 番地1 HGビル1F	平成17年 10月1日
勝 見 医 院	新潟市白山浦1丁目 405	平成17年 9月11日
オ リ ー プ デンタルハウス	新潟市神道寺1丁目 1番24号	平成17年 9月1日
堀 齒 科 医 院	新潟市弁天橋通1丁 目5番1号	平成17年 9月1日
マ ロ ン 薬 局	新潟市小新大通2丁 目1番27号	平成17年 9月1日
フ ェ ー マ シ ー み や な が	新潟市笹口3-17	平成17年 10月1日
おおじま調剤薬局	新潟市大島172-65	平成17年 10月1日

新潟市告示第470号

生活保護法による医療機関の廃止届について

（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、指定医療機関等から廃止した旨の届出があったことを次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

名 称	所 在 地	廃止年月日
フ ェ ー マ シ ー み や な が	新潟市笹口3-17	平成17年 9月30日
堀 齒 科 医 院	新潟市弁天橋通1丁 目5番1号	平成17年 8月31日
鳥 屋 野 診 療 所	新潟市鳥屋野1丁目 27-15	平成17年 9月10日
全快堂薬局大野店	新潟市金巻964-2	平成17年 10月1日
な か よ し 薬 局	新潟市浦山1丁目3 -30	平成17年 8月1日
(医)築 井 医 院	新潟市浦山2丁目2 -7	平成17年 9月30日
勝 見 病 院	新潟市白山浦1丁目 405	平成17年 9月10日

ささがわ小児科 クリニック	新潟市亀田四ツ興野 2丁目5番14号	平成17年 9月30日
渡辺 医 院	新潟市上大川前通8 番町1291番地	平成17年 9月30日
マックス亀田店薬局	新潟市五月町3-56 4	平成17年 5月27日
谷澤 整 形 外 科 クリニック	新潟市本町通6番町 1134番地	平成17年 9月30日
おおじま調剤薬局	新潟市大島172-65	平成17年 9月30日
うさみ内科 クリニック	新潟市美幸町2丁目 3番20号	平成17年 10月1日
のもと皮フ科 クリニック	新潟市美幸町1丁目 5番12号	平成17年 9月30日

新潟市告示第471号

生活保護法による医療機関の変更について（告示）

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項の規定により、医療機関等から変更した旨の届出があったので、次のとおり告示する。

平成17年10月31日

新 潟 市 長 篠 田 昭

1 指定医療機関の名称及び所在地

さいかわ歯科医院

新潟市松崎495

2 変更事項

旧 新潟市松崎495

新 新潟市新松崎2-5-7

3 変更年月日

平成17年2月5日

1 指定医療機関の名称及び所在地

日本調剤空港西薬局

新潟市空港西2丁目220-8

2 変更事項

旧 新潟市空港西2丁目220-8

新 新潟市空港西2丁目20番24号

3 変更年月日

平成17年10月1日

教育長訓令

新潟市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月3日

新潟市教育委員会

教 育 長 佐 藤 満 夫

新潟市教育長訓令第3号

新潟市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程

新潟市教育委員会事務決裁規程（昭和58年新潟市教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「及び中之口支所」を「，中之口支所及び巻支所」に，「及び中之口教育事務所」を「，中之口教育事務所及び巻教育事務所」に改める。

別表中之口教育事務所生涯学習課の表の次に次のように加える。

巻教育事務所

学校教育課			
項 目		所 長	課 長
(1) 巻教育事務所各課の調整に関する事務を処理すること。		○	
(2) 巻支所所管区域の市立学校の適正配置に関すること。			○
(3) 巻支所所管区域の通学区域に関すること。			○
(4) 巻支所所管区域の学齢児童又は学齢生徒の就学に関する申請書の受理に関すること。			○

社会教育課			
項 目		所 長	課 長
(1) 巻教育事務所各課の調整に関する事務を処理すること。		○	
(2) 巻支所所管区域の生涯学習推進事業の企画及び実施に関すること。		重要なもの	軽易なもの
(3) 巻支所所管区域の社会教育に必要な設備、器材及び資料を提供すること。			○
(4) 市長からその管理及び運営について委任を受けた入徳館野外研修場の利用に関する事務を処理すること。			○

生涯スポーツ課			
項 目		所 長	課 長
(1) 巻教育事務所各課の調整に関する事務を処理すること。		○	
(2) 巻支所所管区域のスポーツの指導及び事業の計画を決定し、実施すること。		重要なもの	軽易なもの
(3) 巻支所所管区域のスポーツ団体との連絡に関する事務を処理すること。		重要なもの	軽易なもの
(4) 巻地区の体育施設並びに市長からその管理及び運営について委任を受けた城山運動公園の野球場、サブ野球場、多目的広場、テニス場及び管理棟の利用に関する事務を処理すること。			○

附 則

この規定は、平成17年10月10日から施行する。

選挙管理委員会訓令

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月12日

新潟市選挙管理委員会

委 員 長 石 田 瑞 穂

新潟市選挙管理委員会訓令第 6 号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（昭和53年新潟市選挙管理委員会訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 沼垂々の項中「日の出 1 丁目10番 9 号」を「沼垂東 4 丁目 8 番36号」に、「151.00」を「106.82」に改め、

同表芳原々の項を削り、同表北部総合コミュニティセンターの項中「フロア」を「柔道場」に、「1,200.00」を「120.00」に改め、同表に次のように加える。

巻体育館	々 巻甲637番地のイ	体育館	1,342.00
入徳館野外研修場	々 峰岡444番地乙	体育館	419.00
巻保育園	々 巻甲2644番地	遊戯室	185.75
つくし保育園	々 堀山新田256番地	々	243.23
すわ保育園	々 巻甲763番地 1	々	173.37
漆山東保育園	々 漆山3320番地	々	145.80
漆山西保育園	々 並岡10番地 2	々	130.10
かきの実保育園	々 仁箇1443番地 1	々	123.06
松野尾保育園	々 松野尾2896番地	々	160.38
七浦保育園	々 越前浜6905番地 6	々	183.20

附 則

この規程は、平成17年10月18日から施行する。

選挙管理委員会告示**新潟市選挙管理委員会告示第70号**

選挙人名簿の引継ぎについて

西蒲原郡巻町の全区域が、平成17年10月10日に本市の区域に編入されたことに伴い、引継ぎを受けた選挙人名簿は下記のとおりである。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 選挙人名簿 別途保管

2 選挙人名簿登録者数

西蒲原郡巻町

男 11,432人 女 12,619人 計 24,051人

3 根拠法令 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第19条第2項

新潟市選挙管理委員会告示第71号

在外選挙人名簿の引継ぎについて

西蒲原郡巻町の全区域が、平成17年10月10日に本市の区域に編入されたことに伴い、引継ぎを受けた在外選挙人名簿は下記のとおりである。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 選挙人名簿 別途保管

2 選挙人名簿登録者数

西蒲原郡巻町

男 3人 女 6人 計 9人

3 根拠法令 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第23条の16において準用する同令第19条第2項

新潟市選挙管理委員会告示第72号

農業委員会選挙人名簿の引継ぎについて

西蒲原郡巻町の全区域が、平成17年10月10日に本市の区域に編入されたことに伴い、引継ぎを受けた農業委員会委員選挙人名簿は下記のとおりである。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 選挙人名簿 別途保管

2 選挙人名簿登録者数

西蒲原郡巻町

男 3,029人 女 3,189人 計 6,218人

3 根拠法令 農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第19条第2項

新潟市選挙管理委員会告示第73号

新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の引継ぎについて

西蒲原郡巻町の全区域が、平成17年10月10日に本市の区域に編入されたことに伴い、引継ぎを受けた新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿は下記のとおりである。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 選挙人名簿 別途保管

2 選挙人名簿登録者数

西蒲原郡巻町

男 84人 女 27人 計 111人

3 根拠法令 漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第5条第5項において準用する公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第19条第2項

新潟市選挙管理委員会告示第74号

検察審査員候補者の予定者選定のくじについて

検察審査員候補者の予定者を選定するくじを次により行う。

平成17年10月7日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

1 日時 平成17年10月12日(水)午後1時30分

2 場所 新潟市選挙管理委員会室

3 くじの方法 検察審査員候補者選定規程(平成元年新潟市選挙管理委員会訓令第3号)に定めるところによる。

根拠法令 検察審査会法(昭和23年法律第147号)第10条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第75号

選挙を行うべき事由の発生について

新潟市議会議長から、市町村の合併の特例に関する法律(昭和43年法律第6号)第6条第2項の規定により、新潟市議会議員の定数を増加した旨の通知を平成17年10月11日に受理したので、新潟市議会議員増員選挙を行うべき事由が生じた。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第111条
第3項

新潟市選挙管理委員会告示第76号

投票用紙の色及び文字の色について
平成17年11月13日執行予定の新潟市議会議員増員選挙
における投票用紙の色及び文字の色を、次のとおり定め
る。

- 平成17年10月13日
新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- 投票用紙の色 白色
 - 印刷する文字の色 黒色
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第45条
第2項

新潟市選挙管理委員会告示第77号

選挙人名簿登録の移替え延期について
平成17年11月13日執行予定の新潟市議会議員増員選挙
について、選挙人名簿登録の移替えは、次の期間の翌日
後に延期する。

- 平成17年10月13日
新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- 登録の移替えを行わない期間 平成17年10月29日から
平成17年11月13日まで
- 根拠法令 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)
第17条第1号

新潟市選挙管理委員会告示第78号

選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所等につ
いて
平成17年11月13日執行予定の新潟市議会議員増員選挙
において、選挙人名簿の登録基準日及び縦覧の場所等につ
いて次のとおり定める。

- 平成17年10月13日
新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- 被登録資格決定基準日 平成17年11月5日
(ただし、年齢については平成17年11月13日とする。)
 - 登録日 平成17年11月5日
 - 縦覧期間 平成17年11月6日
 - 縦覧場所 新潟市選挙管理委員会事務局
- 根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条
第1項

新潟市選挙管理委員会告示第79号
ポスター掲示場の設置場所等について
平成17年11月13日執行予定の新潟市議会議員増員選挙
において、ポスター掲示場の設置場所等を次のとおり定め
る。

- 平成17年10月13日
新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- ポスター掲示場の設置場所
別紙のとおり (別紙省略)
 - 同上ポスター掲示場に候補者がポスターを掲示でき
る日
平成17年11月6日
- 根拠法令 新潟市議会議員選挙におけるポスター掲示
場の設置に関する条例(昭和54年新潟市条
例第2号)第2条

新潟市選挙管理委員会告示第80号

不在者投票事務を取り扱う場所について
平成17年11月13日執行予定の新潟市議会議員増員選挙
における不在者投票事務を取り扱う場所を次のとおり定め
る。

- 平成17年10月13日
新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- 不在者投票事務を取り扱う場所
新潟市役所第1分館
新潟市巻支所

新潟市選挙管理委員会告示第81号

選挙長等の選任及び選挙長事務を取り扱う場所
について
平成17年11月13日執行の新潟市議会議員増員選挙にお
ける選挙長及びその職務代理者並びに選挙長事務を取り
扱う場所について次のとおり定める。
平成17年10月13日

- 新潟市選挙管理委員会
委員長 石田 瑞穂
- 選挙長及びその職務代理者並びに選挙長事務を取り扱
う場所

選挙区	区 分	住 所	氏 名	選挙長事務を取り扱う場所	
				11月6日	11月7日以降
巻	選挙長	省略		巻支所3階302 会議室	巻支所1階101 会議室
	選挙長職務代理者				

根拠法令 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第75条
第3項及び同法施行令(昭和25年政令第89
号)第80条第1項

新潟市選挙管理委員会告示第82号

新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧
について

平成17年9月1日現在で調製した新潟海区漁業調整委員会委員選挙人名簿について、次のとおり縦覧に供する。

平成17年10月13日

新潟市選挙管理委員会

委員長 石田 瑞穂

- 縦覧期間 平成17年10月20日から
平成17年11月3日まで
 - 縦覧場所 新潟市役所本館1階警備室
- 根拠法令 漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項

農業委員会公示

新潟市農業委員会告示第11号

10月定例農地部会の招集について

新潟市農業委員会10月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成17年10月24日

新潟市農業委員会

農地部会長 近 藤 武 正

記

- 日時 平成17年10月31日（月）午後2時00分
 - 場所 新潟市役所 第2分館4階
2-401会議室
 - 会議に付すべき案件
- 議案第75号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第76号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について
- 議案第77号 農地法第3条許可申請に関する処分決定について
- 議案第78号 農地法第5条許可申請に関する意見決定について
- 議案第79号 事業計画変更承認申請に関する意見決定について
- 議案第80号 買受適格証明願に関する意見決定について

東農業委員会告示

新潟市東農業委員会告示第9号

10月定例総会の招集について

新潟市東農業委員会10月定例総会を下記のとおり招集する。

平成17年10月25日

新潟市東農業委員会

会長 中 野 長 衛

記

- 日時 平成17年10月31日（月）午後3時30分
 - 場所 新津支所 401会議室
 - 会議に付すべき案件
- 議案第46号 新潟市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第47号 所有権移転あっせん申出に係る買入協議の決定について
- 議案第48号 農地法第3条許可申請に関する処分決定について
- 議案第49号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について
- 議案第50号 平成18年度新潟市農業施策に対する要請書について

南農業委員会告示

新潟市南農業委員会告示第11号

10月定例農地部会の招集について

新潟市南農業委員会10月定例農地部会を下記のとおり招集する。

平成17年10月25日

新潟市南農業委員会

農地部会長 石 田 伸 一

記

- 日時 平成17年10月31日（月）午後2時00分
 - 場所 白根支所 大会議室（4階）
 - 会議に付すべき案件
- 議案第90号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第91号 農地法第3条許可申請に関する処分決定
について

議案第92号 農地法第5条許可申請に関する意見決定
について

議案第93号 買受適格証明願に関する処分決定につい
て

北農業委員会告示

新潟市北農業委員会告示第9号

10月定例総会の招集について

新潟市北農業委員会10月定例総会を下記のとおり招集
する。

平成17年10月21日

新潟市北農業委員会

会 長 服 部 曾 兵 衛

記

1 日 時 平成17年10月31日（月）午前9時30分

2 場 所 豊栄農業協同組合葛塚支店「会議室」

3 会議に付すべき案件

議案第55号 農地法第3条許可申請に関する意見決定
について

議案第56号 農地法第3条許可申請に関する処分決定
について

議案第57号 農地法第5条許可申請に関する意見決定
について

議案第58号 新潟市農用地利用集積計画の決定につい
て

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第13条第4項に
基づく買い入れ協議の要請について

西農業委員会告示

新潟市西農業委員会告示第10号

10月定例農地部会の招集について

新潟市西農業委員会10月定例農地部会を下記のとおり
招集する。

平成17年10月25日

新潟市西農業委員会

農地部会長 星 野 信 幸

記

1 日 時 平成17年10月31日（月）午後2時00分

2 場 所 西川支所 3階 農業委員会会議室

3 会議に付すべき案件

議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の決定につい
て

議案第64号 農地法第3条許可申請に関する処分決定
について

議案第65号 農地法第5条許可申請に関する意見決定
について

議案第66号 事業計画変更承認申請に関する意見決定
について

巻農業委員会規則

新潟市巻農業委員会会議規則をここに公布する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規則第1号

新潟市巻農業委員会会議規則

（議事規則）

第1条 新潟市巻農業委員会の総会（以下「総会」とい
う。）は、法令に規定するもののほか、この規則に定め
るところによる。

（総会の招集）

第2条 総会は会長が招集する。

2 総会は会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、次の各号の一に該当するときは、遅滞なく
総会を招集しなければならない。

（1）在任委員の3分の1以上の者が、書面で総会に付
議すべき事項を示して総会を招集すべき旨の請求を
したとき。

（2）市長が諮問したとき。

（総会の通知及び公示）

第3条 会長は総会の日時、場所、その他必要な事項を
定め、これを総会の委員に通知するとともに、委員会
の事務所に公示しなければならない。

2 前項の通知及び公示は緊急やむを得ない場合を除
き、総会の3日前までに、これをしなければならない。

（総会の成立）

第4条 総会は在任する委員の過半数が出席しなければ
開くことができない。ただし農業委員会等に関する法
律（以下「法」という。）第24条第1項の規定により総

会を開くことができないときは、この限りでない。

(議長)

第5条 会長は、総会の議長となり議事を整理する。

(審議事項の制限)

第6条 総会は第3条第1項の規定により通知及び公示した議案について審議することとする。ただし、第9条に規定する動議についてはこの限りでない。

(議席の決定)

第7条 委員の任期満了による一般選挙後の最初の総会の議席は、あらかじめくじで定める。

(発言)

第8条 総会において、委員は、議案について自由に質疑し、及び意見を述べるができる。

2 委員は発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。委員会の同意または要求により総会に出席した公務員、その他の者が発言しようとするときもまた同様とする。

(動議の制限)

第9条 総会における動議は、出席委員の2分の1以上の同意がなければ、これを議案として、審議することができない。

(議決の方法)

第10条 総会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは議長の決するところによる。

2 採決にあたり、可否を表明しない者は棄権したものとみなす。

(採決の方法)

第11条 総会における採決は起立又は挙手による。ただし、重要な事項については投票による。

2 投票を行う場合、投票方法は当該総会で決める。

(簡易採決)

第12条 議長は前条の規定によるほか、その議題について、異議の有無を総会にはかり、異議がないときは、直ちに可決を宣言することができる。

(議事録)

第13条 会長が作成する総会の議事録には、議事のほか、開会及び閉会の日時、場所、出席及び欠席の委員の番号及び氏名並びに会長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において定めた2名以上の出席委員が署名しなければならない。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

2 この規則に疑義のあるときは、会長が決し、総会で承認を得るものとする。

附 則

この規則は平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻農業委員会公印規則をここに公布する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規則第2号

新潟市巻農業委員会公印規則

(この規則の趣旨)

第1条 この規則は、別に定めのあるものを除くほか、本会の公印について必要な事項を定めるものとする。

(公印の定義)

第2条 この規則において「公印」とは、公文書に使用する会印及び職印をいう。

(公印の名称及びひな形)

第3条 公印の名称、規格、書体、使用区分並びに管理者及び保管場所は別表1のとおりとする。

2 公印のひな形は、別表2のとおりとする。

(公印の管理)

第4条 公印の管理者及び取扱者は、公印を慎重に取扱い、盗難、不正使用等の事故のないよう保管を厳重にするとともに常に鮮明にしておかなければならない。

(公印の取扱者)

第5条 管理者は、それぞれの管理する公印について所属職員のうちから当該公印の取扱者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

2 取扱者は、管理者の命をうけ公印の管理、使用及びその他公印に関する事務を処理する。

(公印の使用手続)

第6条 公印を使用するときは、押印を必要とする文書、当該起案書又はこれにかわるべき書類を添え、管理者又は取扱者に提示して審査を受けなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

別表1（第3条関係）

名 称	規 格 (mm)	書 体	使用区分	管理者	保 管 場 所	ひな形 番 号
新潟市巻農業委員会 之印	正方形 36	てん書	会名をもつてする 公文書用	事 務 局 長	巻農業 委員会 事務局	(1)
新潟市巻農業委員会 会長之印	正方形 24	〃	会長名をもつてす る公文書	〃	〃	(2)
新潟市巻農業委員会 長職務代理者之印	〃	〃	会長職務代理者名 をもつてする公文 書	〃	〃	(3)

別表2（第3条関係）

(1)	(2)	(3)
新潟市巻 農業委員 会之印	新潟市巻 農業委員 会長之印	新潟市巻農業 委員会長職務 代理者之印

新潟市巻農業委員会聴聞規則をここに公布する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会
会長 亀山 昇

新潟市巻農業委員会規則第3号

新潟市巻農業委員会聴聞規則

新潟市巻農業委員会が行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づいて行う聴聞の手続きに関しては、新潟市聴聞規則（平成6年新潟市規則第37号）の規定の例による。

附 則

この規則は、平成17年10月10日から施行する。

巻農業委員会規程

新潟市巻農業委員会規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会
会長 亀山 昇

新潟市巻農業委員会規程第1号

新潟市巻農業委員会規程

（目的）

第1条 この規程は、法令、条例その他別に定めるものを除くほか、新潟市巻農業委員会（以下「委員会」という。）の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

（選挙）

第2条 委員会で行う選挙の方法、手続等は、別に定める。

（会議）

第3条 委員会の会議の招集及び会議の方法等は、別に定める。

（会長）

第4条 会長が委員を辞任し、又は会長の職を辞したとき、その他会長が欠けるに至ったときは、その欠けるに至った日から10日以内に後任の会長を互選しなければならない。

（会長の互選）

第5条 会長を選ぶに際しての互選は単記無記名の投票により行い投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数の同じ者が2人以上あるときは、くじでこれを定める。

2 前項の互選は、委員中に異議がないときは、投票によらないで指名推薦の方法によることができる。
（会長の職務代理者の互選）

第6条 前条の規定は、会長の職務代理者の互選について準用する。この場合において前条中「会長」とあるのは、「会長の職務代理者」と読み替えるものとする。
（特別委員会の設置）

第7条 会長は、総会審議の適正を図るため必要と認めるときは、総会に諮り特別委員会を置くことができる。ただし、急を要するときは、会長は特別委員会を置き、直近の総会で了承を得るものとする。
（事務局の設置）

第8条 委員会の所掌事務を処理するため委員会に事務局を置き、職員を配置する。
（処務規程）

第9条 事務局の事務処理に関する規程は、別に定める。
（公示の方法）

第10条 委員会の公示又は規則及び規程で公表を要するものは、新潟市公告式条例（昭和25年新潟市条例第37号）の例によるものとする。
（身分を示す証票）

第11条 委員会の委員及び職員が、その所掌事務を行うため、立入調査をするときの身分を示す証票の様式は次のとおりとする。

2 前項の規定による証票は委員又は職員がその身分を失ったときは、すみやかに委員会に返さなければならない。

(表)

← 6.0cm →	
第 号	
証	
本籍地 現住所	
氏 名	
生年月日	年 月 日生
上記の者は新潟市巻農業委員会の であることを証する。	
年 月 日 新潟市巻農業委員会 印	

9.0cm

(裏)

農業委員会等に関する法律

(報告調査等)

第29条 農業委員会は、その所掌事務を行うため必要があるときは、農地等の所有者、耕作者その他の関係人に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする委員又は職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し、必要な事項は会長が定める。

2 この規程に疑義のあるときは、会長が決し、総会で承認を得るものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻農業委員会選挙事務取扱規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第2号

新潟市巻農業委員会選挙事務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、新潟市巻農業委員会（以下「委員会」という。）が行う選挙について、別に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(選挙の宣告)

第2条 委員会において選挙を行うときは、会長はその旨を宣告する。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第21条第1項ただし書の規定により、市長が招集した総会において選挙を行うときは、市長がその旨を宣告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第3条 投票を行うときは、会長（前条ただし書の場合は「市長」と読み替える。以下同じ。）は、委員に所定の投票用紙を配布し、配布漏れの有無を確認しなければならない。

2 会長は、投票の前に投票箱に疑義がないことを確認し投票者に示さなければならない。

(投票)

第4条 委員は、順次、投票を備え付けの投票箱に投入するものとする。

(投票箱の閉鎖)

第5条 会長は、投票が終わったと認めたときは、投票漏れの有無を確認し、投票箱の閉鎖を宣告しなければならない。

2 前項の宣告があった後は、投票することができない。

(立会人)

第6条 会長は、委員会が行う選挙について、3人以上の立会人を指名しなければならない。

2 前項の立会人は、会長が委員の中から会議にはかつて指名する。

(開票並びに投票の効力)

第7条 会長は、開票を宣告し、3人以上の立会人とともに投票内容を点検しなければならない。

2 投票の効力は、立会人の意見を聞いて会長が決める。

(選挙結果の報告)

第8条 会長は、選挙の結果を直ちに会議において報告しなければならない。

(投票用紙の様式)

第9条 委員会で行う選挙に用いる投票用紙は、別記様式による。

(選挙関係書類の保存)

第10条 会長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の在任期間、関係書類とあわせてこれを保存しなければならない。

(補則)

第11条 選挙に関する疑義は、会長が会議にはかつて決める。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

別記様式

「何々」選挙投票 新潟市巻農業委員会		新潟市巻 農業委員 会印
9cm		
	氏 名	
	13cm	

新潟市巻農業委員会部会委員互選規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第3号

新潟市巻農業委員会部会委員互選規程

(目的)

第1条 新潟市巻農業委員会の部会を構成する委員（以下「部会委員」という。）の互選については、法令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(互選会)

第2条 部会委員の互選は、部会ごとに選挙による委員、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第12条第1号の委員及び同条第2号の委員のそれぞれの会議（以下「互選会」という。）において行う。

(互選の時期)

第3条 会長は、部会委員に欠員を生じたときにおいて、互選会を招集することができる。

(互選会の招集)

第4条 互選会の招集は、当該互選をする資格を有する委員（以下「互選資格者」という。）に対して、文書又は口頭をもって通知しなければならない。

2 前項の通知には、互選会の日時、場所及び互選されるべき委員の数を明示しなければならない。

(互選会の成立及び議事)

第5条 互選会は、互選資格者の2分の1以上の者の出席により成立し、その議事は、その過半数により決する。

(互選管理人)

第6条 会長は、各互選ごとに互選会の承認を経て、互選に関する事務を管理させるため、互選管理人1人を定めなければならない。

(投票)

第7条 互選は、単記無記名の投票により行う。

2 投票は、互選資格者1人につき1票とする。

3 投票には所定の投票用紙を用いることとし、新潟市巻農業委員会選挙事務取扱規程第9条の投票用紙を準用する。

第8条 互選管理人は、投票終了後直ちに投票内容を点検し、当選人を定めなければならない。

2 当選人を定めるに当たり、得票数が同じ場合には、くじにより決する。

第9条 有効投票の最多数を得た者以下所定の員数までの得票数多数の者を当選人とする。

(指名推薦)

第10条 第7条から前条までの規定にかかわらず、互選会に出席した互選資格者中に異議がないときは、投票によらないで指名推薦の方法によることができる。

2 前項の方法により互選を行う場合においては、互選

管理人は被指名人をもって当選人と定めるべきかどうかを会議に諮り、互選資格者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

3 指名推薦の方法により2人以上を互選する場合においては、被指名人を区分して、前項の規定を適用してはならない。

(当選の通知)

第11条 前2条の規定により、当選人が決定した場合には、互選管理人は、遅滞なく会長にその氏名を通知しなければならない。

(部会委員となることの承諾)

第12条 前条の規定により通知を受けた場合において、会長は遅滞なく当選人に対して文書をもって部会委員となる旨の承諾を求めなければならない。

2 当選人は、前項の請求に対して、その請求のあった日から3日以内に、文書をもって部会委員となるか否かについて回答しなければならない。

3 前項の期間内に当選を承諾する旨の回答がない場合には、その当選人は部会委員となることを承諾したものとみなす。

第13条 投票により互選を行った場合において、当選人につき前条の承諾が得られなかったときは、互選管理人は直ちに第9条の例により当選人を定めなければならない。

2 前項の規定により当選人が定まった場合には、第11条及び前条の規定を準用する。

(互選された時期)

第14条 第12条の承諾によって、その当選人は、部会委員に互選されたものとする。

(通知)

第15条 会長は、互選された者に、その所属すべき部会を通知しなければならない。

(就任)

第16条 互選された者は、通知を受けた日から部会委員に就任するものとする。

(記録の作成)

第17条 互選管理人は、互選会終了後、遅滞なく互選の経過を記載した、互選に関する記録を作成し、署名の上、投票用紙とともに会長に提出しなければならない。

2 前項の規定により提出のあった書類は、少なくとも当該互選による部会委員の在任中は保存しなければならない。

(互選手続きに関する必要事項の決定)

第18条 第2条から前条までに規定するほか、互選の手続きに関し必要な事項は互選会で定める。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻小作料協議会設置規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第4号

新潟市巻小作料協議会設置規程

(目的および設置)

第1条 新潟市巻農業委員会（以下「農業委員会」という。）が、農地法（昭和27年法律第229号）第23条の規定による標準小作料を設定するに当り農業者の意向を反映させるため、農業委員会の諮問機関として新潟市巻小作料協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第2条 協議会は農業委員会の諮問に応じ、区域内農地の標準小作料設定に関する審議および答申にあたるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者とし、農業委員会が委嘱する。

- (1) 農地の貸し手を代表する者 5人
- (2) 農地の借り手を代表する者 5人
- (3) 学識経験者 5人以内

3 委員は、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長および副会長)

第4条 協議会に会長および副会長各1人を置き委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、または会長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第6条 協議会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、農業委員会事務局の職員のうちから、農業委員会長の同意を得て会長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、農業委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻農業委員会事務局規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第5号

新潟市巻農業委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法令、条例、規則及び他の規程に別に定めのあるもののほか、新潟市巻農業委員会規程（平成17年新潟市巻農業委員会規程第1号）第9条の規定に基づいて、新潟市巻農業委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及びその分掌事務並びに職制、権限等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次に掲げる係を置く。

業務係

(職制)

第3条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局に事務局次長（以下「次長」という。）を、係に係長を置く。

3 農業委員会が必要と認める場合は、事務局に参事、副参事、主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことができる。

(職務)

第4条 事務局長は、新潟市巻農業委員会会長（以下「会長」という。）の命を受けて事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

2 次長は、事務局長を補佐し、上司の命を受けて事務局の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

3 係長は、上司の命を受けて係の事務をつかさどり、係の職員を指揮監督する。

4 副主幹、主査及び副主査は、上司の命を受けて事務局の担当事務を処理する。

5 前各項に規定する職員以外の職員は、上司の命を受けて担当事務に従事する。

6 参事、副参事及び主幹は、上司の命を受けて特命事項をつかさどる。

(分掌事務)

第5条 第2条に規定する係の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

業務係

- (1) 農業委員会等に関する法律第6条に関する事項
- (2) 農業者年金に関する事項

- (3) 標準小作料設定に関する事項
- (4) 農地法許認可に関する事項
- (5) 農地基本台帳に関する事項
- (6) 農地取得、推進資金に関する事項
- (7) 農地法に関する事項
- (8) 農業経営基盤強化促進法に関する事項
- (9) 国有農地事務に関する事項
- (10) 農地嘱託登記に関する事項
- (11) 農業委員会各任意部会に関する事項
- (12) その他農業委員会の権限及び業務に属する事項

(分掌事務の特例)

第6条 会長は、前条の規定にかかわらず、特定の事務について分掌を定めることができる。

(事務の決裁)

第7条 事務局の事務の処理は、すべて所管の係長、次長、事務局長を経て会長の決裁を受けて行なうものとする。

(専決)

第8条 前条の規定にかかわらず、事務局長及び係長は、次の各号に掲げる事項について専決するものとする。

事務局長の専決事項

- (1) 事務局長を除く職員の市外出張（外国出張を除く。）を命ずること。
- (2) 職員及び自らの市内出張及び時間外勤務を命ずること。
- (3) 職員及び自らの休日勤務を命ずること。
- (4) 事務局長を除く職員の休暇を承認し、又は欠勤の届を受理すること。
- (5) 職員及び自らの週休日を振り替え、又は半日勤務時間の割振りを変更し、及びこれらを職員に通知すること。
- (6) 職員及び自らの休日の代休日の指定をすること。
- (7) 職員及び自らの旧姓使用を承認すること。
- (8) 扶養手当の認定及び通勤手当の裁定をすること。
- (9) 職員の健康管理の要注意者及び要軽業者を定め、並びにこれを解除すること。
- (10) 退職手当の決定をすること。
- (11) 職員の公務災害を認定し、及び補償の裁定をすること。
- (12) 職員の身分、給与等に関する証明をすること。
- (13) 雇用保険、厚生年金、健康保険に関する事項の処理をすること。
- (14) 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付すること（重要なもの）。
- (15) 総会の会議録の縦覧を許可すること。

- (16) 農業委員会以外の者が行なう被表彰者の推せんをすること。
- (17) 公示をすること。
- (18) 公印の新調、改刻及び廃棄をすること。
- (19) 公簿による証明及び公簿によらない証明をすること。
- (20) 意見の具申及び進達をすること。
- (21) 農地転用届出に係る受理及び通知をすること。
- (22) 農地法第3条第1項第7号の2の届出に係る受理及び通知をすること。
- (23) 通知書、督促状、請求書、申請書、申込書、届出書、照会書、依頼書、回答書、報告書及び異議申立書等を受理すること。
- (24) 陳情を受理し、及びこれを整理すること。
- (25) 重要な事項の通知、督促、請求、申請、申込み、届出、照会、依頼、回答及び報告等をすること。
- (26) 委員会の所掌事務を行なうため、必要な場合職員に農地等に立入り調査を命ずること。
- (27) 農地等の所有者、耕作者その他関係人に対し、その出頭を求めること。
- (28) 小作地等の所有状況調査をすること。
- (29) 標準小作料の設定に必要な調査をすること。
- (30) 農業経営改善計画実施指導をすること。
- (31) 自作農維持資金及び農地取得資金の使途調査をすること。
- (32) 農業及び農村に関する振興計画及び実施に必要な調査をすること。
- (33) 農業振興の意向は握に必要な調査をすること。
- (34) 農業問題の所在及び要求のは握に必要な調査をすること。
- (35) 農業災害及び諸税対策に必要な調査をすること。
- (36) 農業就業構造改善対策に必要な調査をすること。
- (37) その他農業施策の推進に必要な調査をすること。
- (38) 委員会の資料を編集し、これを発行及び配布をすること。
- (39) 定例の調査、統計書類を作成し、及びこれを公表又は報告すること。
- (40) 農業者年金基金業務に必要な調査、確認をすること。
- (41) 臨時職員を雇用すること。
- (42) 事務局内の秩序の維持について必要な措置をとること。

係長の専決事項

- (1) 公文書を閲覧に供し、又は公文書の写しを交付すること。（軽易なもの）。

(2) 軽易な事項の通知, 督促, 請求, 申請, 申込み,
届出, 照会, 依頼, 回答及び報告等を行うこと。

(専決事項の特例)

第9条 前条の規定により, 事務局長及び係長の専決権限に属する事項であつても, 疑義があり, 又は異例若しくは特に重要で上司が処理する必要があると認められるものについては, 当該上司がこれを決裁する。

2 前条及び前項の規定により, 事務局長及び係長の専決権限に属し, 又は属さない事項であつても当該事項の決裁について会長が別に命じた場合においては, 当該命令の定めるところによりこれを決裁するものとする。

(専決した事項の報告)

第10条 事務局長及び係長は, 前2条の規定するところにより, 当該事項について専決した場合において, その結果について上司が予知する必要があると認められるものがあるときは, 遅滞なくこれを当該上司に報告しなければならない。

(職務の代行)

第11条 事務局長に事故があり, 又は欠けている場合は, 次長がその職務を代行し, 事務局長及び次長とともに事故があり, 又は欠けている場合は, 係長がその職務を代行する。

2 次長に事故があり, 又は欠けている場合は, 係長がその職務を代行する。

3 係長に事故があり, 又は欠けている場合は, 最上席の職員がその職務を代行する。

(代行の特例)

第12条 前条の規定にかかわらず, 重要, 異例又は疑義のある事項については, 代行することができない。ただし, あらかじめ処理の方針が示されているとき又は緊急やむを得ないときは, この限りでない。

(代行の報告)

第13条 前2条の規定により, 職務の代行した者は, その職務代行の理由がやんだ後, 遅滞なく当該被職務代行者にその旨を報告しなければならない。

(委任)

第14条 事務局長は, 会長の承認を受け, この規程の施行に関し必要な事項を定めることができる。

(準用規定)

第15条 この規程に定めるもののほか, 職員の服務及び事務の処理については, 市長の事務部局の例による。

附 則

この規程は, 平成17年10月10日から実施する。

新潟市巻農業委員会被服貸与規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第6号

新潟市巻農業委員会被服類貸与規程

第1条 新潟市巻農業委員会の事務局職員に対する被服類の貸与については, 新潟市職員被服類貸与規則(昭和32年新潟市規則第54号)の規定の例による。

第2条 この場合において新潟市職員被服類貸与規則中「人事課長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は, 平成17年10月10日から施行する。

新潟市情報公開条例施行規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第7号

新潟市情報公開条例施行規程

新潟市巻農業委員会が管理する公文書に係る新潟市情報公開条例(昭和61年新潟市条例第43号)の施行に関しては, 別に定めるもののほか, 新潟市情報公開条例施行規則(昭和62年新潟市規則第5号)の例による。

附 則

この規程は, 平成17年10月10日から施行する。

新潟市個人情報保護条例施行規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第8号

新潟市個人情報保護条例施行規程

新潟市巻農業委員会が取り扱う個人情報に係る新潟市個人情報保護条例(平成13年新潟市条例第4号)の施行に関しては, 別に定めるもののほか, 新潟市個人情報保護条例施行規則(平成13年新潟市規則第32号)の例による。

附 則

この規程は, 平成17年10月10日から施行する。

新潟市巻農業委員会電子計算機処理管理運営規程を次のように定める。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会規程第9号

新潟市巻農業委員会電子計算機処理管理運営規程

第1条 新潟市巻農業委員会における電子計算機処理の管理運営については、別に定めるもののほか、新潟市電子計算機処理管理運営規程（平成元年新潟市訓令第3号）の例による。

第2条 前条の場合において、新潟市電子計算機処理管理運営規程中、データ保護総括管理者の権限とされている事項は、すべて企画財政局企画部長に、データ保護副総括管理者の権限とされている事項は、すべて企画財政局企画部情報政策課長に委任する。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

巻農業委員会告示

新潟市巻農業委員会告示第1号

新潟市巻農業委員会の招集について
新潟市巻農業委員会を次のとおり招集する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

1 日 時 平成17年10月10日（月）午後5時

2 場 所 新潟市巻支所 応接室

3 会議に付すべき案件

議案第1号 新潟市巻農業委員会会議規則の制定について

議案第2号 新潟市巻農業委員会公印規則の制定について

議案第3号 新潟市巻農業委員会聴聞規則の制定について

議案第4号 新潟市巻農業委員会規程の制定について

議案第5号 新潟市巻農業委員会選挙事務取扱規程の制定について

議案第6号 新潟市巻農業委員会部会委員互選規程の制定について

議案第7号 新潟市小作料協議会設置規程の制定について

議案第8号 新潟市巻農業委員会事務局規程の制定について

議案第9号 新潟市巻農業委員会被服類貸与規程の制定について

議案第10号 市長の権限に属する事務の一部を新潟市巻農業委員会に事務委任することの協議について

議案第11号 市長の権限に属する事務の一部を新潟市

巻農業委員会事務局職員をして補助執行させることの協議について

議案第12号 新潟市情報公開条例施行規程の制定について

議案第13号 新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について

議案第14号 新潟市個人情報保護条例施行規程の制定について

議案第15号 新潟市個人情報保護条例第7条第3項第5号の規定に基づく類型について

議案第16号 新潟市巻農業委員会電子計算機処理管理運営規程の制定について

議案第17号 新潟市巻農業委員会特別委員会運営要領の制定について

議案第18号 新潟市巻農業委員会小委員会設置要領の制定について

議案第19号 新潟市巻農業委員会積立金規約の制定について

議案第20号 新潟市巻農業委員永年勤続表彰基準の制定について

議案第21号 新潟市巻農業委員会農政協力員設置要綱の制定について

議案第22号 新潟市巻農業委員会文書事務取扱要領の制定について

議案第23号 職員の任免に関する権限の一部を会長に委任することについて

議案第24号 新潟市巻農業委員会農地移動適正化あっせん基準について

議案第25号 新潟市巻農業委員会部会設置要領の制定について

議案第26号 新潟市巻農業委員会正副役員会設置要領の制定について

議案第27号 新潟市巻農業委員会総会、部会傍聴要綱の制定について

議案第27号 各部会長、同職務代理者の選任について

新潟市巻農業委員会告示第2号

新潟市情報公開条例第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく基準について

新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条第2号ただし書エ及びオの規定に基づく、新潟市巻農業委員会があらかじめ新潟市情報公開制度運営審議会の意見を聴いて定める基準は、別に定めるもののほか、市長の例による。

なお、この告示は、平成17年10月10日から施行する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会

会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会告示第3号

新潟市個人情報保護条例第7条第3項第5号の規定に基づく類型について

新潟市個人情報保護条例（平成13年新潟市条例第4号）第7条第3項第5号の規定に基づく、新潟市巻農業委員会があらかじめ新潟市個人情報保護審議会の意見を聴いて定める類型は、別に定めるもののほか、市長の例による。

なお、この告示は、平成17年10月10日から施行する。

平成17年10月10日

新潟市巻農業委員会
会 長 亀 山 昇

新潟市巻農業委員会告示第4号

10月定例総会の招集について

新潟市巻農業委員会10月定例総会を下記のとおり招集する。

平成17年10月25日

新潟市巻農業委員会
会 長 亀 山 昇
記

- 1 日 時 平成17年10月31日（月）午前9時30分
- 2 場 所 巻支所 2階 応接室
- 3 会議に付すべき案件

議案第30号 農地法第3条許可申請に関する処分決定について

議案第31号 農地法第4条許可申請に関する意見決定について

議案第32号 農地法第5条許可申請に関する意見決定について

水道局管理規程

新潟市水道局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月9日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第42号

新潟市水道局公印規程の一部を改正する規程

新潟市水道局公印規程（昭和58年新潟市水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)料金専用新潟市水道局企業出納員印の項中

中之口・潟東事業所長 岩室支所下 水道課長	中之口・潟東事業所 岩室支所下 水道課	1 1	を
-----------------------------	---------------------------	--------	---

中之口・潟東事業所長 巻事業所長 岩室支所下 水道課長	中之口・潟東事業所 巻事業所 岩室支所下 水道課	1 1 1	に改める。
--------------------------------------	-----------------------------------	-------------	-------

別表第1(2)中之口・潟東事業所専用新潟市水道事業管理者印の項の次に次のように加える。

巻事業所専用新潟市水道事業管理者印	々	々	巻事業所において管理者名をもつてする公文書専用	巻事業所長	巻事業所	1	(7)の12
-------------------	---	---	-------------------------	-------	------	---	--------

別表第2(7)の11の次に次のように加える。

(7)の12

新 潟 市 水 道 事 業 管 理 者 印
巻事業所専用

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月9日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第43号

新潟市水道事業会計規程の一部を改正する規程

新潟市水道事業会計規程（昭和52年新潟市水道局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（巻町の編入に伴う特例）

6 巻町の編入により巻町から承継する棚卸資産の払出価格については、第60条の規定にかかわらず、当分の間、巻町水道事業会計規程（昭和42年巻町水道事業管理規程第4号。以下「巻町規程」という。）の例による。

7 巻町の編入により巻町から承継する固定資産の減価償却の方法については、第96条の規定にかかわらず、当分の間、巻町規程の例による。

別表広域事業所の項中

中之口・潟東事業所	所長	を
-----------	----	---

中之口・潟東事業所	所長
巻 事 業 所	所長

に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月 9 日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第44号

新潟市給水条例施行規程の一部を改正する規程
新潟市給水条例施行規程（昭和33年新潟市水道局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 2 項を加える。

（巻町の編入に伴う特例）

8 巻町の編入の日前に巻町水道事業給水条例施行規程（平成 9 年巻町告示第85号。以下「巻町規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

9 巻町の編入の際、現に巻町規程の規定により申込みをしている給水装置工事に係る承認の基準については、この規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別記様式中「水道ガス事業管理者」を「水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月 9 日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第45号

新潟市指定給水装置工事事業者規程の一部を改正する規程

新潟市指定給水装置工事事業者規程（平成10年新潟市水道局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条及び第 7 条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。

附則に次の 2 条を加える。

（巻町の編入に伴う特例）

第 9 条 巻町の編入の際、現に巻町指定給水装置工事事業者規程（平成 9 年巻町告示第86号）の規定により指定を受けている者は、この規程の規定により指定を受

けたものとみなす。

第10条 前条の規定によりこの規程の規定による指定を受けたものとみなされた者が、巻町の編入の日前にした行為に対する指定の取消し及び効力の停止に係る規定の適用についてはこの規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年10月 9 日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第46号

新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程の一部を改正する規程

新潟市指定給水装置工事事業者審査委員会規程（平成10年新潟市水道局管理規程第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表中「中之口・潟東事業所長」の次に「，巻事業所長」を加える。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

新潟市水道局巻浄水場自家用電気工作物保安規程を次のように定める。

平成17年10月 9 日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第49号

新潟市水道局巻浄水場自家用電気工作物保安規程

第 1 章 総 則

（目的）

第 1 条 巻浄水場（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第42条第 1 項の規定に基づいてこの規程を定める。

（保安に関する業務の委託範囲）

第 2 条 当事業場の電気工作物の工事、維持及び運用についての保安に関する業務（以下「保安に関する業務」という。）のうち、財団法人東北電気保安協会（以下「保安協会」という。）に委託する業務の範囲については、保安協会との契約によって定めるものとする。

（法令及び規程の厳守）

第 3 条 当事業場の電気工作物設置者（以下「設置者」という。）及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を厳守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあたっては、保安協会の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安に関する業務の管理)

第6条 当事業場の保安に関する業務は、巻事業所長が総括管理するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安協会等に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安協会に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を、保安協会の行う保安に関する業務に立ち合わせるものとする。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、保安協会に意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導、助言され又は保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとり、また保安協会に意見を求めた保安に関する事項については、その意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、その作成及び手続きについては保安協会の指導を受けるものとする。

4 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には、保安協会を立ち合わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、保安協会がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 保安協会の意見をきいて、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとする。

る。

(保安に関する訓練)

第11条 保安協会の意見をきいて、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更（改造、修理、取替え及び廃止をいう。）の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、保安協会の意見を求めるものとする。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事中の点検を行わせ、完成した場合には保安協会に検査を行わせて、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

3 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び試験は、保安協会に委託する業務に係るものについては保安協会との契約に定めるところにより、その他の業務に係るものについては保安協会と協議したところにより行うものとする。

4 保安協会が行う前項の点検及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検等)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、保安協会に委託する業務に係るものについては別表により、その他の業務に係るものについては、保安協会と協議したところにより行うものとする。

2 保安協会が行う前項の点検及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第15条 巡視、点検及び試験を実施した結果、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない事項が判明したときは、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置等)

第16条 連絡責任者又は代務者は、電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、保安協会その他の関係先に速やかに報告又は連絡し、保安協会の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止の

ためとるべき措置については、保安協会の協力及び指導、助言を求め、必要に応じて臨時点検を受けるものとする。

第6章 運転又は操作

(運転又は操作)

第17条 平常時及び事故その他の異常時における電気工作物の運転又は操作方法については、保安協会の意見をきいてあらかじめ定めておくものとする。

- 2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとする。
- 3 受電用の断路器、遮断器等の操作にあたっては、必要に応じて東北電力株式会社と連絡して行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第18条 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安協会の意見をきいて適正な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

第19条 連絡責任者又は代務者は、非常災害発生時において速やかに保安協会に連絡し、その指導を受けるものとする。

- 2 連絡責任者又は代務者は、災害等の発生に伴い、危険と認められるときは、ただちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 保修工事に関する記録

- 2 主要電気機器の保修記録は、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 東北電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

(構内)

第22条 需要設備の構内は、別図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の標示)

第23条 受電室その他の高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、保安協会の意見をきいて注意を喚起する標示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品等は、保安協会の意見をきいて整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長、東北電力株式会社等に提出した書類及び図面その他の主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

別表

巡視，点検及び試験の基準（需要設備）

○印は各点検の該当項目を示す。(注12)

電気工作物		点検項目 (注1)	定 期 点 検		臨 時 点 検
			月次点検	年次点検	
			月1回 (注2)	年1回	必要の都度
受電設備	責任分界となる区分開閉器，断路器 (注3)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	断路器遮断器開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検，試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4，注8)		○	
		内部点検			○
絶縁油の点検，試験				○	
電力用コンデンサ 直流リアクトル	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注4)		○		
避雷器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注4)		○		
母線 バスダクト等	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注4，注8)		○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○		
	絶縁抵抗測定 (注4)		○		
配電盤 制御回路	外観点検	○	○		
	指示計測	○			
	絶縁抵抗測定 (注4)		○		
	保護継電器動作特性試験			○	
	計器校正試験			○	
	シーケンス試験 (注6)		○		

	建物，室，キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定 (注13)	○		
		接地抵抗測定 (注7)		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同 左	同 左	同 左
	断路器，遮断器 開閉器，電力ヒューズ 計器用変成器，変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器，母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物，室，キュービクル等	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
	接地装置	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
電気使用場所の設備 (注10・11)	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定 (注7)		○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験 (注6)		○	
		その他受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
	建物，室，キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	

蓄電池設備	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定 (注7)		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温設定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	

(注1) 各項目の点検方法については、保安協会が定める点検指針等による。

(注2) 移動用の非常用予備発電装置を接続しない期間にあっては、6か月に1回の点検とする。

(注3) 充電部分の絶縁抵抗測定は、省略することがある。

(注4) 当事業場の停電が困難な場合にあっては、3年に2回以内において、保安協会と協議のうえ、部分放電検出等による絶縁診断に替えることがある。

(注5) 当事業場の停電が困難な場合にあっては、3年に2回以内において、保安協会と協議のうえ、保護継電器制御回路の測定試験、及びテスト鉤又は接点メーク等による保護継電器単体試験に替えることがある。

(注6) 受電設備・非常用予備発電装置にあっては3年に1回、それ以外の設備にあっては必要の都度行う。

(注7) 過去の測定結果により、省略することがある。

(注8) 変圧器の二次側より主開閉器電源側を一括絶縁抵抗測定する場合であって、当該電路の接地線の取外しが困難なときは、省略することがある。

(注9) 次のいずれかの場合において、絶縁状況が良好と認められるときは、保安協会と協議のうえ一部又は全部を省略することがある。

(1) 絶縁常時監視装置・漏電監視装置等による監視又は漏電遮断器を設置する場合

(2) 3年に2回以内において、当事業場の停電が困難で、かつ、低圧漏電メモリー等による監視を行う場合

(注10) 電気火災警報器、昇降設備等その取扱いについて法令に基づく特定の資格を要する電気工作物及び、オートメーション化された工作機械群等その取扱いに高度の専門知識を要する電気工作物にあっては、点検及び試験の一部を省略することがある。

(注11) 移動して使用する電気工作物等、定期点検時に現場に置かれていないものにあつては、点検及び試験を省略することがある。

(注12) 但し、○印の当該項目については、設備のある場合に適用する。

(注13) 絶縁常時監視装置、漏電監視装置又は低圧漏電メモリー等の監視により、絶縁状況が良好と認められるときは、一部又は全部を省略することがある。

新潟市水道局巻取水場自家用電気工作物保安規程を次のように定める。

平成17年10月9日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守

新潟市水道局管理規程第50号

新潟市水道局巻取水場自家用電気工作物保安規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 巻取水場（以下「当事業場」という。）における電気工作物の工事、維持及び運用を確保するため、電気事業法（以下「法」という。）第42条第1項の規定に基づいてこの規程を定める。

(保安に関する業務の委託範囲)

第2条 当事業場電気工作物の工事、維持及び運用についての保安に関する業務（以下「保安に関する業務」という。）のうち、財団法人東北電気保安協会（以下

「保安協会」という。）に委託する業務の範囲については、保安協会との契約によって定めるものとする。

(法令及び規程の厳守)

第3条 当事業場の電気工作物設置者（以下「設置者」という。）及び従業者は、電気関係法令及びこの規程を厳守するものとする。

(細則の制定)

第4条 この規程を実施するため必要と認める場合には、別に細則を制定するものとする。

(規程等の改正)

第5条 この規程の改正又は前条に定める細則の制定若しくは改正にあつては、保安協会の意見を求めるものとする。

第2章 保安に関する業務の運営管理体制

(保安に関する業務の管理)

第6条 当事業場の保安に関する業務は、巻事業所長が総括管理するものとする。

(連絡責任者等)

第7条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、保安に関する業務のため必要な事項を保安協会等に連絡する連絡責任者を定め、その氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

2 前項の連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるため代務者を定め、ただちにその氏名、連絡方法等を保安協会に通知するものとする。

3 前各項に変更が生じた場合は、ただちに保安協会に通知するものとする。

4 連絡責任者又はその代務者を、保安協会の行う保安に関する業務に立ち会わせるものとする。

(設置者の義務)

第8条 電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、保安協会の意見を求めるものとする。

2 保安協会から指導、助言され又は保安協会と協議した保安に関する事項については、速やかに必要な措置をとり、また保安協会に意見を求めた保安に関する事項については、その意見を尊重するものとする。

3 法令に基づいて経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長に提出する書類の内容が電気工作物の保安に関係ある場合には、その作成及び手続きについては保安協会の指導を受けるものとする。

4 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査には、保安協会を立ち会わせるものとする。

(従事者の義務)

第9条 電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者は、保安協会がその保安のためにする指導を受けるものとする。

第3章 保安教育

(保安教育)

第10条 保安協会の意見をきいて、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、電気工作物の保安に関する必要な事項についての教育を行うものとする。

(保安に関する訓練)

第11条 保安協会の意見をきいて、電気工作物の工事、維持又は運用に従事する者に対し、災害その他電気事故が発生した場合の措置について、必要に応じ演習訓練を行うものとする。

第4章 工事の計画及び実施

(工事計画)

第12条 電気工作物の設置又は変更(改造、修理、取替え及び廃止をいう。)の工事計画を立案するにあたっては、その保安に関し、保安協会の意見を求めるものと

する。

(工事の実施)

第13条 電気工作物に関する工事の実施にあたっては、保安協会に工事中の点検を行わせ、完成した場合には保安協会に検査を行わせて、保安上支障のないことを確認するものとする。

2 電気工作物の工事を他の者に請け負わせる場合には、常に責任の所在を明らかにしておくものとする。

3 電気工作物の工事に関する巡視、点検及び試験は、保安協会に委託する業務に係るものについては保安協会との契約に定めるところにより、その他の業務に係るものについては保安協会と協議したところにより行うものとする。

4 保安協会が行う前項の点検及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第5章 保 守

(巡視、点検等)

第14条 電気工作物の維持及び運用に関する保安のための巡視、点検及び試験は、保安協会に委託する業務に係るものについては別表により、その他の業務に係るものについては、保安協会と協議したところにより行うものとする。

2 保安協会が行う前項の点検及び試験の業務に関する計画の策定及び実施について協力するものとする。

第15条 巡視、点検及び試験を実施した結果、経済産業省令で定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合しない事項が判明したときは、速やかに当該電気工作物を修理し、改造し、移設し、又はその使用を一時停止し、若しくは制限する等の措置を講じ、常に技術基準に適合するよう維持するものとする。

(事故の応急措置等)

第16条 連絡責任者又は代務者は、電気工作物に関する事故その他の異常が発生し又は発生するおそれがある場合には、保安協会その他の関係先に速やかに報告又は連絡し、保安協会の指導を受けて適切な応急措置をとるものとする。

2 事故その他の異常の発生原因の究明及び再発防止につきとるべき措置については、保安協会の協力及び指導、助言を求め、必要に応じて臨時点検を受けるものとする。

第6章 運転操作等

(運転又は操作)

第17条 平常時及び事故その他の異常時における遮断器、開閉器等の操作順序及び運転方法については、保安協会の意見をきいてあらかじめ定めておくものとする。

2 前条第1項の報告又は連絡すべき事項及び経路は、受電室その他の見やすい場所に掲示しておくものとす

る。

- 3 受電用の断路器、遮断器等の操作にあたっては、必要に応じて東北電力株式会社と連絡して行うものとする。

第7章 災害対策

(防災体制)

第18条 非常災害に備えて電気工作物の保安を確保するために、保安協会の意見をきいて適正な措置をとることができる体制を整備しておくものとする。

第19条 連絡責任者又は代務者は、非常災害発生時において迅速に保安協会に連絡し、その指導を受けるものとする。

- 2 連絡責任者又は代務者は、災害等の発生に伴い、危険と認められるときは、ただちに送電を停止することができるものとする。

第8章 記 録

(記録の保存)

第20条 電気工作物の工事、維持及び運用に関する次の記録は、3年間保存するものとする。

- (1) 巡視、点検及び試験の記録
- (2) 電気事故に関する記録
- (3) 保修工事に関する記録

- 2 主要電気機器の保修記録は、必要な期間保存するものとする。

第9章 責任の分界

(責任の分界)

第21条 東北電力株式会社の設置する電気工作物との保安上の責任分界点は、電力需給契約に基づく責任分界点とする。

(需要設備の構内)

第22条 需要設備の構内は、別図のとおりとする。

第10章 整備その他

(危険の標示)

第23条 受電室その他の高圧電気工作物が設置されている場所等であって、危険のおそれのあるところには、保安協会の意見をきいて注意を喚起する標示を設けるものとする。

(備品等の整備)

第24条 電気工作物の保安上必要とする備品、材料、消耗品等は、保安協会の意見をきいて整備し、これを適正に保管するものとする。

(設計図書類の整備)

第25条 電気工作物に関する設計図、仕様書、取扱い説明書、設備台帳等については、必要な期間整備保存するものとする。

(手続書類等の整備)

第26条 経済産業大臣又は関東東北産業保安監督部長、東北電力株式会社等に提出した書類及び図面その他の

主要文書については、その写しを必要な期間保存するものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月10日から施行する。

別表

巡視、点検及び試験の基準（需要設備）

○印は各点検の該当項目を示す。（注12）

電気工作物		点検項目 (注1)	定 期 点 検		臨 時 点 検
			月次点検	年次点検	
			月1回 (注2)	年1回	必要の都度
受 電 設 備	責任分界となる区分開閉器，断路器 (注3)	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	引込線等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	断路器 遮断器 開閉器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検，試験			○
	電力ヒューズ	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	計器用変成器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	変圧器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4, 注8)		○	
		内部点検			○
		絶縁油の点検，試験			○
	電力用コンデンサ 直流リアクトル	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	避雷器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	母線 バスダクト等	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4, 注8)		○	
	その他の高圧機器	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
	配電盤 制御回路	外観点検	○	○	
		指示計測	○		
		絶縁抵抗測定 (注4)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		計器校正試験			○
		シーケンス試験 (注6)		○	

	建物，室，キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		漏洩電流測定 (注13)	○		
		接地抵抗測定 (注7)		○	
配電設備	電線路	受電設備の引込線等に準ずる	同 左	同 左	同 左
	断路器，遮断器 開閉器，電力ヒューズ 計器用変成器，変圧器 電力用コンデンサ等 避雷器，母線等 その他の高圧機器 配電盤等 建物，室，キュービクル等	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
	接地装置	受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
電気使用場所の設備 (注10・11)	電動機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電熱装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	電気溶接機	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	照明設備	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	配線及び配線器具	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
	その他の機器類	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	
	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定 (注7)		○	
非常用予備発電装置	原動機及び付属装置	外観点検	○	○	
		始動試験	○	○	
		機関保護継電器動作試験		○	
	発電機及び励磁装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	
	遮断器 開閉器 配電盤 制御装置等	外観点検	○	○	
		動作試験 (注5)		○	
		結合動作試験 (注6)		○	
		保護継電器動作特性試験			○
		シーケンス試験 (注6)		○	
		その他受電設備に準ずる	同 左	同 左	同 左
	建物，室，キュービクル等の金属箱	外観点検	○	○	

蓄電池設備	接地装置	外観点検	○	○	
		接地抵抗測定 (注7)		○	
	蓄電池	外観点検	○	○	
		電圧測定	○		
		比重、液温設定		○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	
		絶縁抵抗測定 (注9)		○	

- (注1) 各項目の点検方法については、保安協会が定める点検指針等による。
- (注2) 移動用の非常用予備発電装置を接続しない期間にあっては、6か月に1回の点検とする。
- (注3) 充電部分の絶縁抵抗測定は、省略することがある。
- (注4) 当事業場の停電が困難な場合にあっては、3年に2回以内において、保安協会と協議のうえ、部分放電検出等による絶縁診断に替えることがある。
- (注5) 当事業場の停電が困難な場合にあっては、3年に2回以内において、保安協会と協議のうえ、保護継電器制御回路の測定試験、及びテスト釦又は接点メーク等による保護継電器単体試験に替えることがある。
- (注6) 受電設備・非常用予備発電装置にあっては3年に1回、それ以外の設備にあっては必要の都度行う。
- (注7) 過去の測定結果により、省略することがある。
- (注8) 変圧器の二次側より主開閉器電源側を一括絶縁抵抗測定する場合であって、当該電路の接地線の取外しが困難なときは、省略することがある。
- (注9) 次のいずれかの場合において、絶縁状況が良好と認められるときは、保安協会と協議のうえ一部又は全部を省略することがある。
- ・絶縁常時監視装置・漏電監視装置等による監視又は漏電遮断器を設置する場合
 - ・3年に2回以内において、当事業場の停電が困難で、かつ、低圧漏電メモリー等による監視を行う場合
- (注10) 電気火災警報器、昇降設備等その取扱いについて法令に基づく特定の資格を要する電気工作物及び、オートメーション化された工作機械群等その取扱いに高度の専門知識を要する電気工作物であっては、点検及び試験の一部を省略することがある。
- (注11) 移動して使用する電気工作物等、定期点検時に現場に置かれていないものにあつては、点検及び試験を省略することがある。
- (注12) 但し、○印の当該項目については、設備のある場合に適用する。
- (注13) 絶縁常時監視装置、漏電監視装置又は低圧漏電メモリー等の監視により、絶縁状況が良好と認められるときは、一部又は全部を省略することがある。

水道局告示

新潟市水道局告示第40号

新潟市指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、下記の新潟市指定給水装置工事事業者より給水装置工事の事業の廃止について届出がありましたので、新潟市指定給水装置工事事業者規程第10条により告示します。

平成17年10月25日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守

記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
第421号 合資会社 斉藤組
- 2 廃止年月日 平成17年9月21日

新潟市水道局告示第41号

新潟市指定給水装置工事事業者の指定について
水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定により、下記のとおり新潟市指定給水装置工事事業者に指定したので同条第2項の規定により告示します。

平成17年10月25日

新潟市水道事業管理者
局 長 長谷川 守
記

- 1 指定番号及び指定工事事業者名
第569号 有限会社阿部商会
- 2 指定年月日 平成17年10月12日

新潟市水道局告示第42号

既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領の全部を改正する要領の制定について

既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領の全部を改正する要領を制定したので告示する。

平成17年10月27日

新潟市水道事業管理者

局長 長谷川 守

既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領の全部を改正する要領

既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱の取扱要領（平成14年4月1日制定）の全部を改正する。

（この要領の趣旨）

第1条 この要領は、既存の前面道路に配水管が布設されていない場合等の給水申請に係る配水管布設要綱（以下「要綱」という。）第7条に基づき、要綱の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（その他対象工事）

第2条 要綱第3条第4号に規定する管理者が特に布設する必要があると認めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- （1）給水申請に伴い、給水管の輻輳及び出水不良又は漏水の多発が懸念され維持管理上問題があるもの。
- （2）給水装置が他人の宅地を通過している為に生じた紛争で、配水管を布設することによりこれを解消できるもの。
- （3）給水申請に伴い、道路に布設された個人所有管の分岐承諾が得られないことにより、維持管理上問題が生ずるもの。

2 前項各号に掲げる工事の適用を申請する者は、事前に陳情書の提出をして適用の可否について審査を受けなければならない。

（施工時期）

第3条 要綱第3条にかかわらず、その設計工事費が予算の範囲内であっても、布設延長が著しく長い、あるいは特殊な工法を用いる等予算への影響が大きい工事については、原則として予算措置をした上で次年度に実施することとする。

（適用除外）

第4条 管理者は、要綱第3条の規定にかかわらず、国及び地方公共団体の機関あるいはその事務所、その他管理者が官公署と同様と認めたものについては、適用を除外する。

（布設延長の範囲）

第5条 要綱第4条の規定のうち開発行為に係る配水管の布設延長の範囲は、開発区域を全体でひとつの敷地とみなし、開発区域の前面にかかる延長を2メートルまでとし、なおかつ布設延長が5メートル以上でなければならない。ただし、前面道路が開発区域に取り込まれる場合については、開発区域の手前までとし、なおかつ布設延長が5メートル以上でなければならない。

（一般給水における適用の制限）

第6条 管理者は、要綱第4条第4項の規定により適正な水質を確保するため、一人一日使用量を250リットルとし、一世帯3人を目安として、最低限一日3回入れ替わるだけの布設延長でなければ適用を拒むことができる。

（消火栓の設置費用）

第7条 要綱に基づく配水管布設工事において、水道局と協議の上消火栓を設置することが必要となる場合は、その設置費用は申請者負担とする。

（その他）

第8条 その他、要綱及びこの要領に定めのない事項が生じた場合は、給水装置工事施工指針に基づきその都度決定する。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

人事行政の運営状況

新潟市の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年新潟市条例第20号）第6条の規定により、平成16年度の人事行政の運営状況の概要及び公平委員会の業務の状況を公表します。

1 人事行政の運営状況の概要

（1）職員の任免および職員数に関する状況

① 職員の採用状況（平成16年4月2日～平成17年4月1日）

ア 試験採用（単位：人）

区分	上級		中級	初級		技能 労務	消防		合計
	事務	事務 以外	事務 以外	事務	事務 以外		上級	初級	
申込者数	380 (159)	234 (129)	413 (371)	92 (61)	0 (0)	683 (600)	84 (2)	100 (0)	1,986 (1,322)
採用者数	10 (3)	23 (12)	33 (29)	2 (2)	0 (0)	9 (9)	6 (0)	8 (0)	91 (55)

※ () 内は女性の人数。また上記のほか、中級の事務以外で平成15年度採用試験合格者で採用した17人（うち女性17人）がいます。

イ 選考採用 (単位：人)

教育職員	教育職員以外	合計
38	12	50

※ 選考採用としては、国・県や他の地方公共団体などの教育職員や医師などを本市の職員として採用しました。また、上記以外に、今年3月の合併により職員2,673人を引き継ぎました。

② 職員の退職状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日） (単位：人)

区分	事務	事務以外	技能労務	消防	教育	合計
定年退職	48 (20)	20 (5)	47 (22)	2 (0)	2 (1)	119 (48)
普通退職	4 (0)	29 (22)	1 (0)	1 (0)	23 (6)	58 (28)
勸奨退職	22 (10)	35 (24)	5 (3)	5 (0)	0 (0)	67 (37)
死亡退職	2 (0)	4 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (0)
その他 退職	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	2 (0)
計	76 (30)	88 (51)	53 (25)	9 (0)	26 (7)	252 (113)

※ () 内は女性の人数。

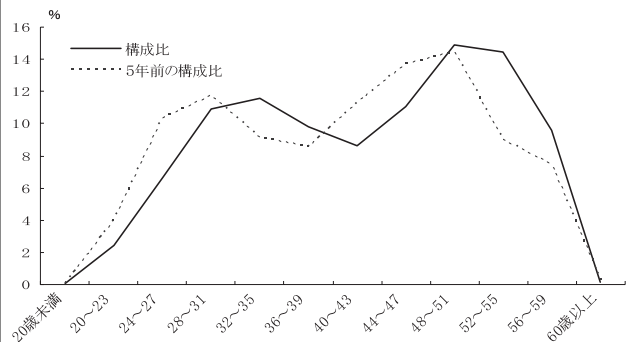
③ 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在） (単位：人)

部 門	職員数		増減数	主な増減理由
	平成16年	平成17年		
一般行政部門	議 会	23	25	2 議会事務局調査室新設など
	総 務	589	865	276 合併による増
	税 務	170	279	109 合併による増
	民 生	655	1,223	568 合併による増
	衛 生	520	759	239 合併による増
	労 働	8	8	0

特別行政部門	農林水産	89	220	131	合併による増
	商 工	47	77	30	合併による増
	土 木	366	520	154	合併による増
	小 計	2,467	3,976	1,509	
公営企業等部門	教 育	827	1,276	449	合併による増
	消 防	526	886	360	合併による増
	小 計	1,353	2,162	809	
	病 院	748	751	3	新病院開設準備など
合 計	水 道	281	401	120	合併による増
	下 水 道	204	268	64	合併による増
	そ の 他	145	230	85	合併による増
	小 計	1,378	1,650	272	
合 計		5,198	7,788	2,590	

※ 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者や一部の派遣職員などを含み、臨時・非常勤職員を除いています。

④ 職員の年齢別構成状況（平成17年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	6	187	515	849	900	761	671	860	1,159	1,125	746	9	7,788

⑤ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

ア これまでの定員適正化計画について

平成8年度から平成17年度までの10年間で計画期間とし、一般行政部門においては、国が実施した平成7年度定員管理調査を指標として、人口と産業構造が類似している同規模他都市の職員数との比較などから、職員数を80人削減することを目標としていました。また、特別行政部門（教育・消防）や公営企業等会計部門（病院・水道など）も同様に定員の適正化に努めました。

一般行政部門については、平成16年4月1日現在で18人の減となっており、平成13年1月1日に行われた旧黒埼町との合併で147人増加したことを考慮すれば、目標は十分に達成されたといえま

す。

特別行政部門も平成16年4月1日現在で54人の減、公営企業等会計部門も同様に3人の減と定員の適正化に努めました。

イ 新しい定員適正化計画について

平成17年3月の12市町村との合併により2,673人を、また平成17年10月の巻町との合併により362人を引き継いだため、従来の定員適正化計画に代わる新しい定員適正化計画を今年度内に策定する予定です。

新しい定員適正化計画は、平成17年度からの5年間に於いて、市全体で500人を削減し、部門ごとの削減目標や具体的な採用者・退職者数を盛り込んだ内容で検討を進めています。

(2) 職員の給与の状況

① 人件費の状況（平成16年度普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (H16年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H15年度の 人件費率
16年度	人 773,911	千円 292,505,966	千円 2,931,651	千円 55,584,528	% 19.0	% 18.5

※ 普通会計は水道職員や病院職員などの公営事業にかかる経費は除きます。なお、人件費には共済費の事業主負担が含まれています。

② 職員給与費の状況（平成17年度普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・ 勤勉手当	計 B	
17年度	人 6,063	千円 25,918,351	千円 4,670,424	千円 10,502,800	千円 41,091,875	千円 6,777

※ 職員手当は退職手当を除くそのほかの手当（扶養・通勤・住居・時間外勤務手当など）の総額です。

③ 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
全 職 種	42.08歳	353,065円	420,040円

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	42.10歳	354,517円	429,409円

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
技能労務職	44.10歳	335,351円	375,043円
うち用務員	45.05歳	337,522円	372,942円
うち清掃作業員	43.10歳	346,916円	432,618円

うち給食調理員	43.06歳	314,474円	324,457円
---------	--------	----------	----------

- ※ 1 「一般行政職」とは、国において給料表が異なる税務職と福祉職の職員は除きます。
 2 「平均給料月額」とは、平成17年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当など諸手当（期末・勤勉手当、寒冷地手当を除く）の額を合計したものです。

④ 職員の初任給の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		新 潟 市		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	170,700円	184,400円
	高校卒	138,800円	148,500円	138,800円	148,500円
技能労務職	高校卒	136,000円	145,500円	136,000円	145,500円
	中学卒	—	—	—	—

※ 初任給は学校卒業後直ちに採用された場合の月額です。

⑤ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成17年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一 般 行政職	大学卒	274,057円	342,749円	390,822円	419,843円	439,777円
	高校卒	225,391円	283,965円	331,911円	391,128円	414,360円
技 能 労務職	高校卒	208,369円	257,619円	311,689円	348,688円	381,295円
	中学卒	—	—	—	—	—

- ※ 1 経験年数は採用前に民間企業勤務経験などがある場合にはその期間を換算し、採用後の年数に加工した年数をいいます。卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は採用後の年数です。
 2 特定幹部職員（部長以上）は含まれていません。

⑥ 一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1年前構成比	5年前構成比
11級	局長	11人	0.3%	0.5%	0.4%
10級	部長	30人	0.9%	1.5%	1.3%
9級	次長	53人	1.7%	1.4%	1.1%
8級	参事・課長	426人	13.4%	15.6%	9.4%
7級	副参事・課長補佐	797人	25.0%	29.5%	27.2%
6級	課長補佐・主幹	499人	15.7%	11.4%	20.4%
5級	係長・主査	521人	16.4%	16.7%	11.2%
4級	副主査	322人	10.1%	6.8%	6.1%
3級	主事・技師	311人	9.8%	10.0%	16.7%
2級	主事・技師	186人	5.8%	5.7%	5.7%

1級	主事補・技師補	26人	0.8%	0.8%	0.5%
----	---------	-----	------	------	------

※ 1 この表は一般行政職の職員について、俸給表の級区分別の職員数の状況を示したものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

⑦ 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
16年度	職 員 数 A	2,760人	1,995人	765人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数B	449人	380人	69人
	比 率 B/A	16.3%	19.0%	9.0%
15年度	職 員 数 A	2,772人	1,983人	789人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数B	391人	272人	119人
	比 率 B/A	14.1%	13.7%	15.1%

⑧ 職員の手当の状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

ア 期末・勤勉手当

1人当たり平均支給額	1,625千円	
支給割合	期末手当 3.0月分 (1.6)月分	勤勉手当 1.4月分 (0.7)月分
加算措置の状況	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 なし	

※ () 内は、再任用職員にかかる支給割合です。

イ 退職手当（平成17年3月31日現在）

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	21.0月分	27.3月分
勤続25年	33.75月分	42.12月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	3,963千円	25,247千円

ウ 特殊勤務手当

支給実績（普通会計決算）	235,921千円
支給職員1人当たり平均支給年額	90,161円
職員全体に占める手当支給職員の割合	42.7%
手当の種類（全職種）	50種類

支給額の多い手当	支給対象職員の多い手当
夜間特殊業務手当, 清掃手当, 診療手当, 福祉施設業務手当, 福祉施設業務手当, 療育指導等業務手当	夜間特殊業務手当, 福祉施設業務手当, 清掃手当, 税務職員手当, 接触手当

エ 時間外勤務手当

支給実績（普通会計決算）	1,687,471千円
職員1人当たり平均年間支給額	275千円

オ その他の手当

手当名	内 容 等
扶養手当	配偶者 13,500円 子どもなど（年齢などの区分に応じて） 5,000円~16,000円
住居手当	持ち家 3,100円 借家・アパートなど（家賃の額に応じて） 最高 27,000円
通勤手当	バス・電車などの利用者 最高 55,000円 自転車・自動車などの使用者（片道の使用距離に応じて） 3,200円~55,000円

⑨ 特別職の報酬などの状況（平成17年4月1日現在）

区 分	給料月額等
給 料	市長 1,169,000円 助役 944,000円 収入役 815,000円
報 酬	議長 782,000円 副議長 704,000円 議員 656,000円
期 末 手 当	市長 (17年度支給割合) 3.3月分 助役 収入役 議長 (17年度支給割合) 3.3月分 副議長 議員
退職手当	(算定方式) (支給時期) 市長 給料月額(1,169,000円)×在職月数×0.64(任期毎) 助役 給料月額(944,000円)×在職月数×0.42(任期毎) 収入役 給料月額(815,000円)×在職月数×0.26(任期毎)

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

① 職員の勤務時間の状況（標準的なもの。平成17年4月1日現在）

ア 勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで。
1日当たり8時間勤務

イ 週 休 日 土曜日及び日曜日

ウ 休 日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

エ 休憩時間 午後0時15分から午後1時までの45分間

オ 休息時間 午後0時から同15分まで、午後3時から同15分まで

② 年次有給休暇の取得状況（平成16年1月1日～平成16年12月31日）

1年につき20日間付与。当該年付与分のみ翌年繰越し可。

平均取得日数は、13.0日

③ 特別休暇の導入状況（平成17年4月1日現在）

種 類	付 与 日 数 等
1 公民権行使	必要と認められる期間
2 証人・参考人などの出頭	必要と認められる期間
3 産前・産後	出産予定日以前8週間（多胎妊娠の場合は14週間）から産後8週間を経過する日までの届け出た期間
4 妊娠・産後の保健指導など	妊娠期間などに応じて付与
5 妊娠中の通勤	1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間
6 生理	連続する2日以内で必要とする期間
7 育児時間	1日2回それぞれ30分以内
8 骨髄移植	必要と認められる期間
9 ボランティア	1暦年において5日の範囲内の期間
10 職員の結婚	5日の範囲内の期間
11 妻の出産	5日の範囲内の期間
12 子の看護	1暦年において5日の範囲内の期間
13 忌引き	親族に応じて付与
14 父母の追悼	1日の範囲内の期間
15 夏季休暇	3日の範囲内の期間
16 災害による現住居の損壊など	7日の範囲内の期間
17 災害による出退勤困難	必要と認められる期間
18 リフレッシュ休暇（勤続20年、30年）	3日の範囲内の期間

※ 特別休暇とは、勤務しないことが相当であると認められる場合に、勤務しないことが認められるものです。

④ 育児休業の取得状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）（単位：人）

	男性	女性	計
新たに育児休業を取得した者	1	73	74
前年度から引き続いている者	0	68	68

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

① 分限処分者数（平成16年4月1日～平成17年3月31日）（単位：人）

処分手由／処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計	失職
1 勤務実績が良くない場合	0	0	—	—	0	—
2 心身の故障の場合	0	0	35	—	35	—
3 職に必要な適格性を欠く場合	0	0	—	—	0	—
4 職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	0	0	—	—	0	—
5 刑事事件に関し起訴された場合	—	—	5	—	5	—
6 条例に定める事由による場合	—	—	0	0	0	—
合計（1～6の計）	0	0	40	0	40	—
7 地方公務員法第28条第4項により失職した者	—	—	—	—	—	0
8 地方公務員法第28条第4項に基づく条例により失職しなかった者	—	—	—	—	—	0

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができないと認められる場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職、降給の4種類があり、地方公務員法第28条に規定されています。

② 懲戒処分者数（平成16年4月1日～平成17年3月31日）（単位：人）

処分手由／処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計	訓告など
1 法令に違反した場合	0	11	0	0	11	0
2 職務上の義務に違反しまたは職務を怠った場合	16	40	0	0	56	51
3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	1	0	2	3	0
合 計	16	52	0	2	70	51

※ 1 懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分をいい、戒告、減給、停職、免職の4種類があり、地方公務員法第29条に規定されています。

2 訓告とは、懲戒処分には至らないが、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、注意を喚起し、公務における規律と秩序を維持することを目的として行われるものをいいます。

(5) 職員の服務の状況

職員の服務上の義務として、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治行為の制限、争議行為などの禁止、営利企業などの従事制限があります。

本市では、職員の綱紀の保持および服務規律の確保のための指針「信頼される公務員となるために」を定めており、平成16年度においては次に掲げる通知など

により、職員の服務規律の確保に努めました。

時 期	内 容	方 法
平成16年6月18日	職員の綱紀の保持について	文書通知
平成16年8月2日	職員の綱紀の保持について	文書通知
平成16年12月16日	年末年始における綱紀の保持について	文書通知
平成17年3月30日	綱紀の保持について	文書通知

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

① 研修の実施状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

区 分	人 数
1 職場研修	6,442
2 自己啓発	92
3 階層別研修	652
4 専門研修	998
5 政策形成研修	48
6 IT 研修	532
7 意識啓発講座	69
8 派遣研修	156
9 研修企画	8
合計（延べ人数）	8,997

② 勤務成績の評定の状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

職員の能力や適性に応じた適材適所の配置や人材育成などへの活用を図ることを目的として、人事評価制度を試行的に実施しています。

(7) 職員の福祉および利益の保護の状況

① 職員厚生に関する事業概要（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

ア 職員互助会

- ・給付事業（慶弔給付・見舞金など） 2,063件
- ・貸付事業（普通貸付・特別貸付） 983件
- ・団体扱いの保険の取り扱い
- ・レクリエーション，研修事業（各種スポーツ大会，ライフプランセミナー）
- ・助成事業（クラブ活動助成，体育施設利用助成など）
- ・厚生施設，職員保養所の運営

イ 職員共済組合

- ・長期給付事業（退職者，遺族への年金給付）
- ・短期給付事業（育児・介護休業手当金の給付）
- ・貸付事業

ウ 健康保険組合

- ・保険給付事業（法定給付，付加給付）

・保健事業（疾病予防，健康相談など）

※ イおよびウの事業は，平成17年3月21日以降，新潟県市町村職員共済組合で実施しています。

② 公務災害などの状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

区 分	件 数
公務災害	49
通勤災害	6
合 計	55

2 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置要求の状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（平成16年4月1日～平成17年3月31日）

区 分	不服申立ての内容	件数
異議申立て	減給処分の取り消しを求めるもの	1